

黒潮町総合戦略
【平成30～34年度】

平成30年6月



目 次

はじめに	1
第1章 黒潮町総合戦略の策定にあたって	
1. 新たな総合戦略の策定	2
2. 政策の企画・実行に当たっての基本方針	2
3. 戦略期間	4
第2章 黒潮町の現状（人口ビジョンの推計と2015年の国勢調査結果）	7
1. 黒潮町の総人口の推移とその影響	7
2. 人口推計及び2015年国勢調査との比較	10
第一部 創生基本計画	23
第1章 黒潮町創生に関する基本的な考え方	
1. 基本的な考え方	24
2. 基本目標	25
第2章 創生基本計画の企画・実行に当たっての留意事項	
1. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則	26
2. 推進体制とPDCAサイクル	26
第3章 基本目標と施策の方向性・具体的事業	
基本目標1 地産外商により安定した雇用を創出する	27
基本目標2 新しい人の流れをつくる	36
基本目標3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える	39
基本目標4 地域とともに安心して暮らし続けられる環境を作る	42
第二部 福祉基本計画	45
第1章 福祉に関する基本的な考え方	
1. 福祉を取り巻く現状認識と基本目標	46
2. 基本目標の考え方	46
3. 本計画とその他計画との関係	50

第2章 施策の方向性・具体的事業	
1. 地域とともに安心して暮らし続けられる環境づくり.....	51
2. 「黒潮町版地域包括ケアシステム」の構築.....	58
第三部 教育基本計画.....	65
第1章 教育に関する基本的な考え方	
1. はじめに.....	66
2. 子どもを育む教育環境への危惧.....	66
3. 当町の保育教育環境の分析.....	67
4. 黒潮町の「目指す児童生徒像」.....	68
5. 対応方策.....	69
6. 戦略.....	69
第2章 プロジェクトと事業成果の確認	
1. プロジェクト.....	70
2. 事業成果の確認.....	71
第3章 施策の方向性（プロジェクト）と具体的事業.....	72
第4章 参考資料（教育大綱）	
1. 基本理念.....	78
2. 基本方針.....	79
第四部 防災基本計画.....	79
第1章 黒潮町の防災に関する基本的な考え方	
1. 基本的な考え方.....	80
2. 重点を置くべき事項.....	80
第2章 施策の方向性・具体的事業	
1. 南海トラフ地震・津波対策.....	83
2. 一般災害対策.....	90
3. 総合的対策.....	92

はじめに

1. 新たな総合戦略の策定

黒潮町では、2008年から「黒潮町総合振興計画」を町の最上位計画と位置づけ、2017年度までの町の進むべき方向と主要施策及び重点施策を示してきた。しかし、その後、地域主権改革の一環として行われた地方自治法の改正により、当該振興計画の根拠であった同法第2条第4項が削除となり、市町村の基本構想の策定義務が廃止されることとなった。

現在、本町では、2014年に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき策定した「黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、本町の政策全般にまたがる総合戦略と位置づけて各種取組を行っている。

今般、総合振興計画の計画期間を迎えることから、総合振興計画の内容を発展・昇華させ、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を含む本町の新たな総合戦略を策定することとした。

「黒潮町総合戦略」は、産業振興を中心とする創生基本計画（従来の黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略に相当）に加え、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4部で構成されており、本町が将来の人口減少克服・地方創生を達成するために特に重要と考える4つの事業領域について、町の基本的な考え方、今後5箇年で重点的に取り組む政策・施策・事務事業をそれぞれ記述している。

本戦略では、従来の計画等と異なり、職員の業務コントロールという点に重点を置き、職員が日々の業務に取り組む際の判断指針・行動指針として活用できるよう、可能な限り具体的に記述することとした。本戦略に沿って、町が一丸となって戦略の実行を図ることで2060年町人口6,800人の達成を目指す。

2. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

（1）従来の政策の検証

従来講じられてきた地域経済・雇用対策や少子化対策が抱える以下の5つの課題は、本戦略においても引き続き対処が求められる。

① 各課・制度ごとの「縦割り」構造

本町が直面する様々な行政課題を解決していくためには、課単独による解決が難しい場合も多い。各課の「縦割り」を超えて問題意識を共有し、課題に対しどのようなアプローチが考えられるか組織全体で解決策を模索することが重要である。

② 本町の地域特性を考慮しない「全国一律」の手法

本町で抱える行政課題と同様の課題を抱える市町村は全国に複数ある。しかし、それらの課題の要因までもが必ずしも一致しているとは限らない。その認識をもって、単に他の市町村の施策例をそのまま本町に当てはめるのではなく、本町の地域

特性を踏まえてブラッシュアップした政策・施策に仕上げていくことが重要である。

③ 効果検証を伴わない「バラマキ」

財源が限られている中、効果検証を客観的・具体的なデータに基づいて行う仕組みが整っていない施策は「バラマキ」との批判を受けやすい。特に産業振興においては、適切かつ客観的な効果検証と運用を踏まえた見直しを重ね、真に効果のある政策・施策を展開していくことが重要である。

④ 地域に浸透しない「表面的」な施策

従来の施策の中には、対処療法にとどまり構造的な問題への処方箋としては改善の余地があるものが見受けられる。本町が直面する課題の要因がどこにあるのかをよく分析し、課題の根本部分に対する施策を講じていくことが重要である。

⑤ 「短期的」な成果を求める施策

政策が効果を出すためには、一定の時間が必要になる。政策・施策の実行には、中長期的な展望やプランをもって施策の進捗を管理していくことが重要である。

(2) PDCAサイクルによる進捗管理

黒潮町総合戦略では、予算編成と密接に連携したPDCAサイクルによる進捗管理体制を確立する。また、施策・事業の検証を踏まえ、必要に応じて計画の改訂を行っていく。

① 総合戦略の策定

本町共通の課題である人口減少・少子高齢化社会に対応していくため、町の基本政策・施策に横串を通す新たな黒潮町総合戦略を策定する。戦略の運用にあたっては、職員の行動指針となるよう具体的な記述に努めるとともに、戦略に基づく事務の執行を担保するために毎年度の予算編成の基準とする。

② アクションプランによる年度ごとの進捗管理

総合戦略に基づく取組を実効性の高いものとしていくため、毎年度、黒潮町総合戦略アクションプランを策定し、各種施策・事業の実施状況や効果の把握に加え、次年度の事業の改善点等について検証する。

③ サマーレビュー・予算編成プロセスの見直し

従来、事業実績報告の機会として実施していた町長によるサマーレビューに代わり、総合戦略及びアクションプランの策定、事業計画の策定、予算編成プロセスと戦略と事業実施を密接に関連させることにより、戦略を着実に実行していく。また、新たに課長級による査定を導入し、課長級間の折衝の場を設けることで、事業内容の精査、関係課間の連携を促していく。

(3) 地域間連携の推進

成果をより広がりのあるものとするため、官民協働の取り組みに加え、高知県と方向性を合わせて連携・協調し、必要に応じて近隣市町村とも広域連携に向けた検討・調整を進めていく。

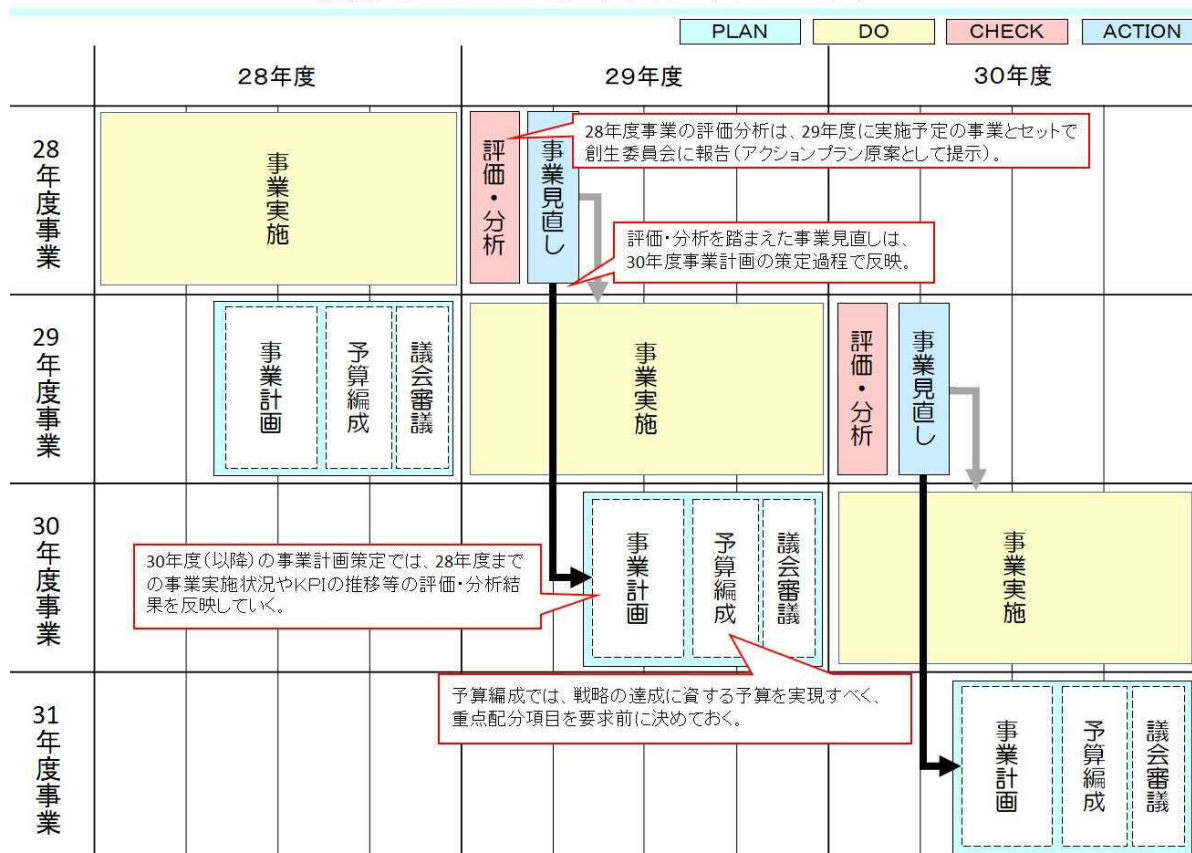
3. 戦略期間

黒潮町総合戦略の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とする。折り返し年度となる平成32年度には、戦略の進捗状況を振り返るとともに、必要に応じて各計画の考え方についても見直しを加える。

ただし、創生基本計画の計画期間は従前の創生総合戦略を踏襲し、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

なお、各施策の進捗や社会情勢、社会構造などの状況変化があった場合には、状況に応じて柔軟に各計画の内容を見直すものとする。

黒潮町PDCAサイクル<イメージ>



PLAN-DO機能の強化（新たな黒潮町総合戦略の策定）

- 既存の計画や戦略では、基本理念や施策の方向性は示されているものの先々の取組について具体的にどのように進めていくかがあいまいになっていることが少なくない。
⇒ 取組実績以上に今後の取組（方向性）について、先々どう進めていくのか出来る限り具体的に示すことが重要。
- 中長期の視点から戦略的に事業を実施していく意識が希薄であり、事業が場当たりの対応に陥りがち。
⇒ 管理職以下係員まで、どういう組織課題にどのように取り組んでいくかを理解しながら業務に取り組むべき。
- 冗長な作文になっていることが多く、若い職員ほど遠ざかってしまいがちになっている。
⇒ 若い職員や初めて読む者でも内容を理解できるよう分かりやすい記載内容であること。



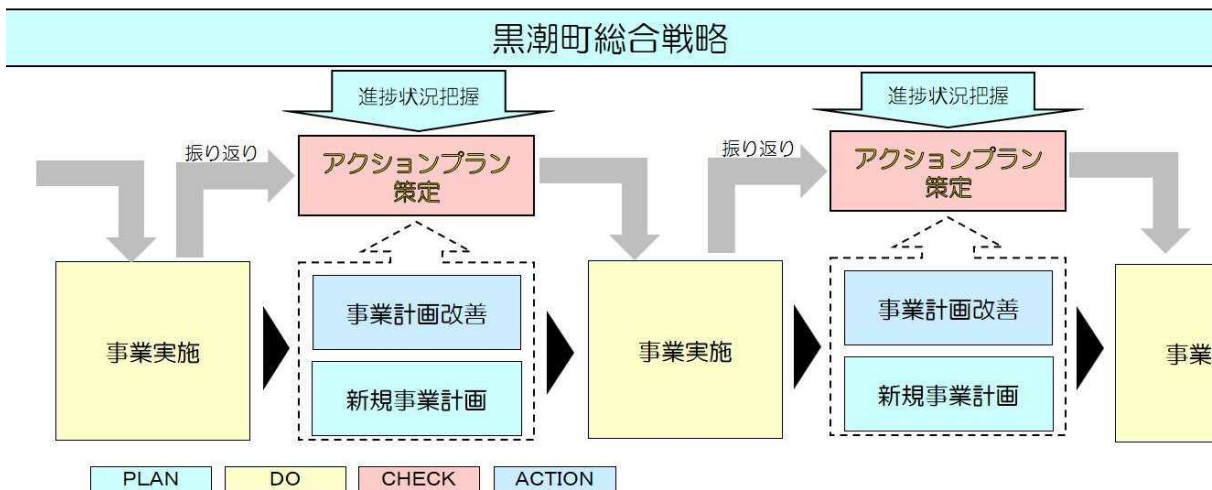
【新たな総合戦略の狙い】

- 職員が戦略や計画に基づく事務の執行という習慣を身につけ、PDCAサイクルや施策の進捗管理を着実なものとする。
- 管理職は長期・中期の視点からの組織マネジメント、係長以下が中期・短期の視点から業務マネジメントに取り組む。
- 新たな総合戦略では、今後の「事業の方向性」について可能な限り具体的に記述し、若手職員が業務指針として活用できる形をめざす。（「施策の方向性」や「事業の方向性」について、5年間で何をするのか明確にする。）
- 中期と短期の視点を連結するため、戦略を踏まえたアクションプラン（AP）の策定やAPを踏まえた戦略の改定など、戦略と個別の事業との結びつきを強化していく。その際、予算編成の基準とすることでより強く結びつきを意識させる。

CHECK-ACTION機能の強化（アクションプランの策定）

- 総合戦略の目標を意識した事業の実施を実現するためには進捗状況を適切に把握する仕組みが必要。
⇒ 前年度の事業実施（事業見直し）の結果を踏まえ、今後町としてどういうことに取り組むのかを明らかにする。
- 既に実施している事業について振り返る機会が設けられていない。
⇒ 職員が自ら取り組んでいる事業について、事業目的と進捗状況（達成状況）を振り返る機会とし、より実効性の高い事業の実現を目指す。
- 過去にどのような検討が行われて今の事業の形になったのかということを知る術がない。
⇒ 事業の目的・課題、取組内容の改善状況等を統一様式でまとめておくことで、事後的に課題へのアプローチの有効性を検証することが可能。

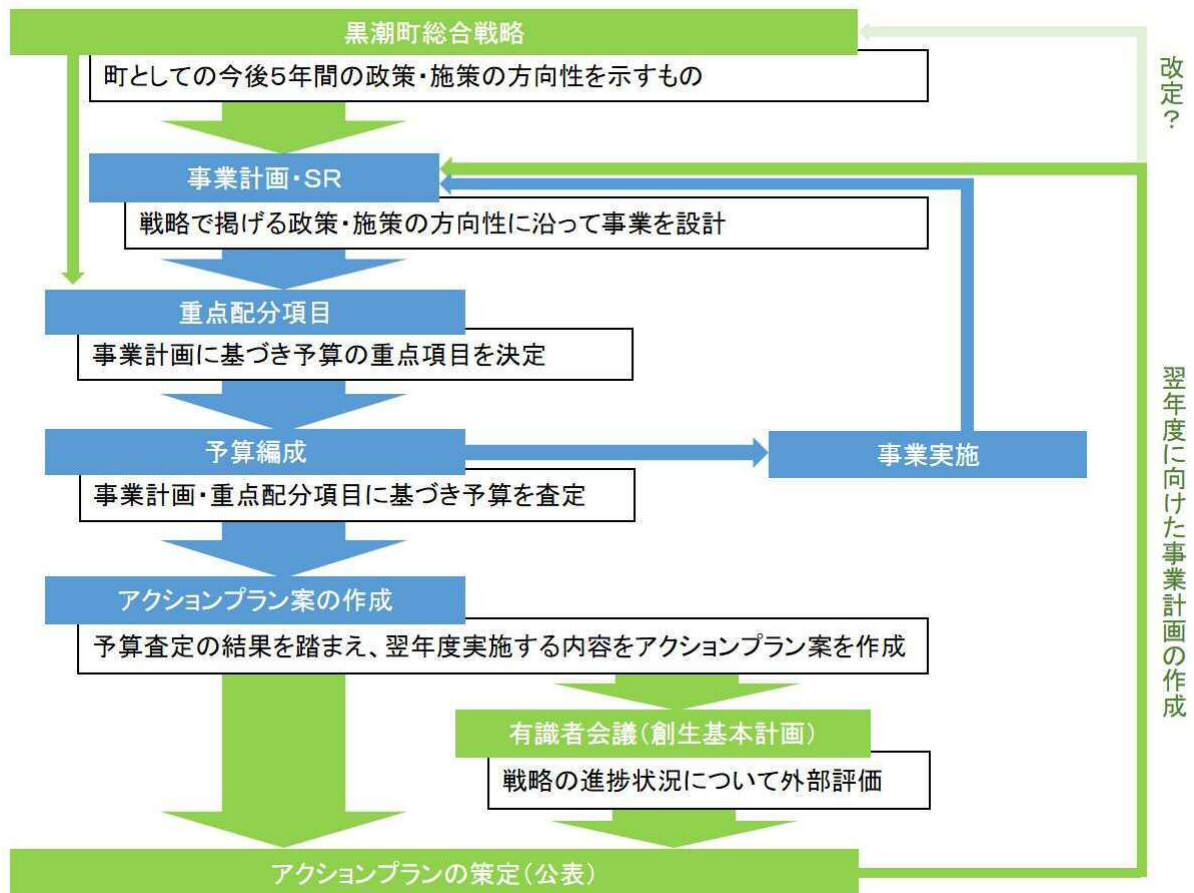
<イメージ>



ACTION-PLAN機能の強化（SR・予算編成プロセスの見直し）

- 平成28年度予算編成までは、前年度までの事業の振り返りであるサマーレビューが予算編成と繋がっておらず、事業内容の改善どのように行われていたかが不明確であった。
⇒ 総合戦略関連事業は事業計画を策定することとし、計画の町長協議は予算編成プロセスの前段階に位置づけ。
- 従前の予算査定は査定権者が町長・副町長のみであり、事務レベルの細かな査定は全て副町長が査定。
⇒ 新たに総務課長・財務係長による査定プロセスを導入し、細かい部分の査定は総務課長・財務係長レベルで査定。副町長は事務レベルの最終調整としての査定を実施。

28年度予算編成	29年度予算編成	30年度予算編成(予定)
<p><8月～> サマーレビュー (業務実績の報告) (翌年度事業の方針)</p> <p><11月初旬> 町予算編成の考え方伝達 <11月末> 要求資料締切</p> <p><1月> 副町長査定 <2月上旬> 町長査定 <3月> 議会審議 <3月下旬> 28年度予算成立</p>	<p><7月～> 各課で事業計画の立案・改善 <8月> 事業計画の町長協議 <9月～> 事業計画の町長協議 <10月> 町予算編成の考え方伝達 <10月末> 町予算編成の考え方伝達</p> <p><11月末> 要求資料締切 <12月> 総務課長査定</p> <p><1月中旬> 副町長査定 <2月上旬> 町長査定 <3月> 議会審議 <3月下旬> 29年度予算成立</p>	<p><6月> 事業計画に向けた町長協議 (アクションプラン案の協議) <7月> 各課で事業計画の立案・改善 <8月> 事業計画の町長協議① <9月> 事業計画の町長協議② <10月> 事業計画の町長協議③ <10月末> 町予算編成の考え方伝達</p> <p><11月末> 要求資料締切 <12月> 総務課長・財務係長査定</p> <p><1月中旬> 副町長査定 <2月上旬> 町長査定 <3月> 議会審議 <3月下旬> 30年度予算成立</p>



1. 黒潮町の総人口の推移とその影響

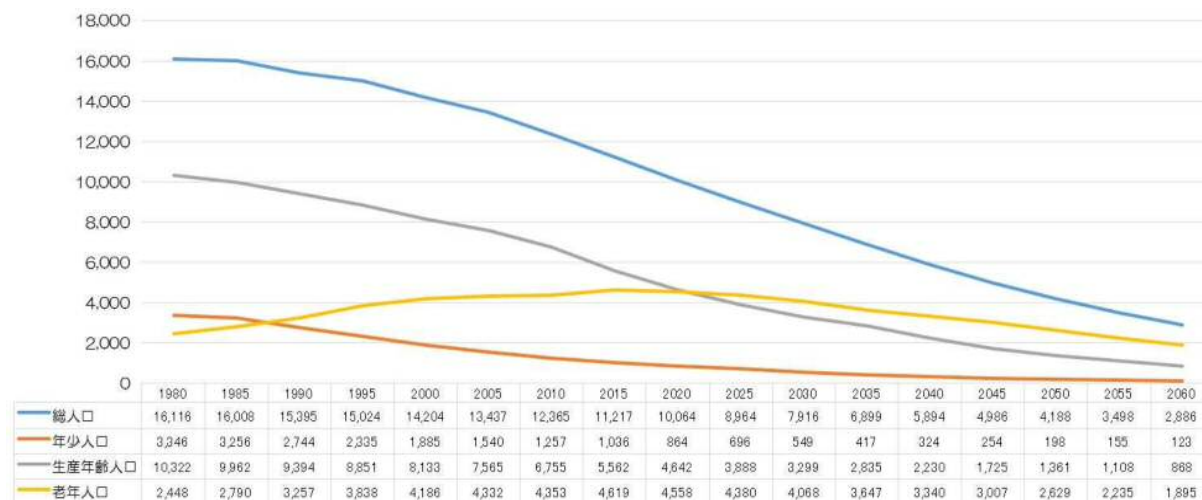
本町の人口は、国立社会保障・社会人口問題研究所（以下、「社人研」）によれば、2010年国勢調査に基づく推計では2060年に総人口3,992人にまで現象するとされたが、続く2015年国勢調査に基づく推計では2060年には2,886人にまで減少すると見込まれる。

また、単純に全体の人口が減少というだけでなく、年齢構成も大きく変化し総人口に占める年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合がともに低下し、老年人口（65歳以上）割合は上昇する見込みである。2040年以降には、町の総人口の約半数を老年人口が占めると予想される。

このような総人口の推移は、消費市場の縮小に伴う小売店の撤退・消滅、少子高齢化による労働者全体の平均年齢の上昇と後継者不足による産業規模の縮小など、様々な変化を招くことになる。各地区においても、地域活動や行事の衰退・消滅、地域によってはコミュニティそのものが衰退・消滅に至ることも考えられる。こうした状況のなか、町の総人口の減少と少子高齢化の進展により、町の財政は逼迫し、現在の行政サービスを維持していくことは困難と考えられ、公共施設の再編・統廃合や生活インフラの維持・整備の遅れ、各種費用負担の増額など、町民生活に直結するレベルの様々な影響が懸念される。

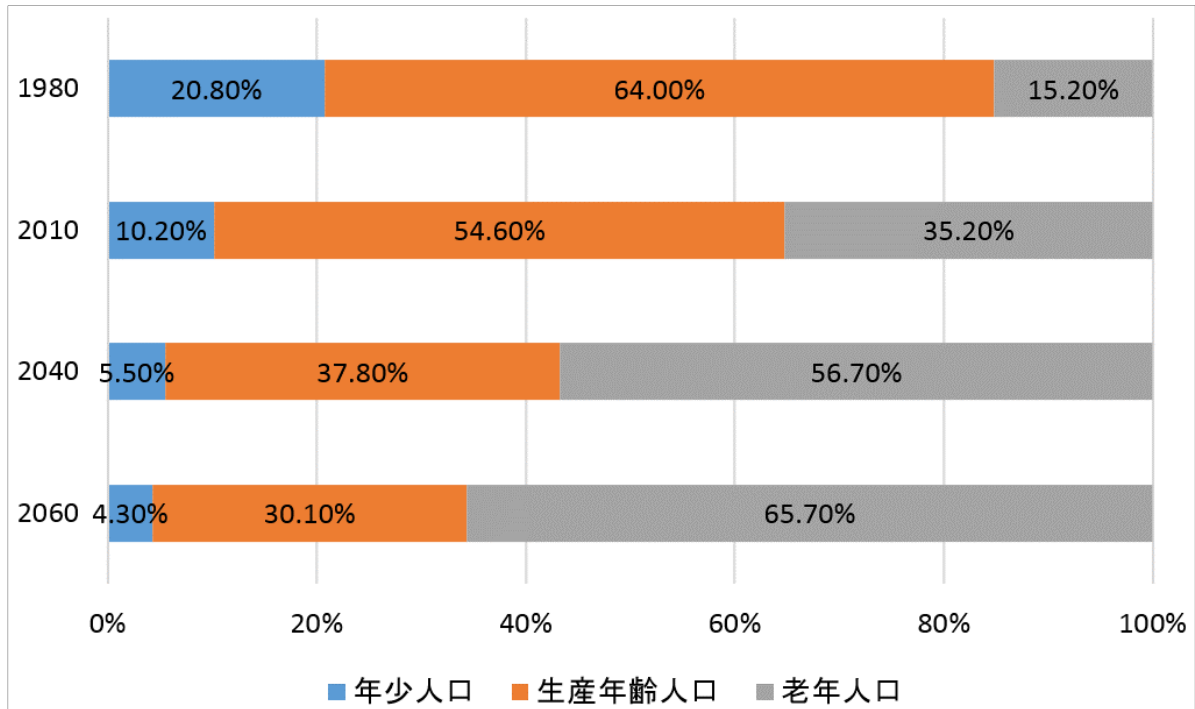
このような事態を回避するため、現在の人口減少に歯止めをかけるという対症療法的な施策のみならず、産業振興による若い担い手世代やU・Iターン者の積極的な受け入れを促進し、将来の町内定住者を増やす取組を展開することが急務となっている。

■人口及び年齢3区分別人口の推移



※2045年までは社人研による推計値。2050年以降は社人研推計を基に町で試算

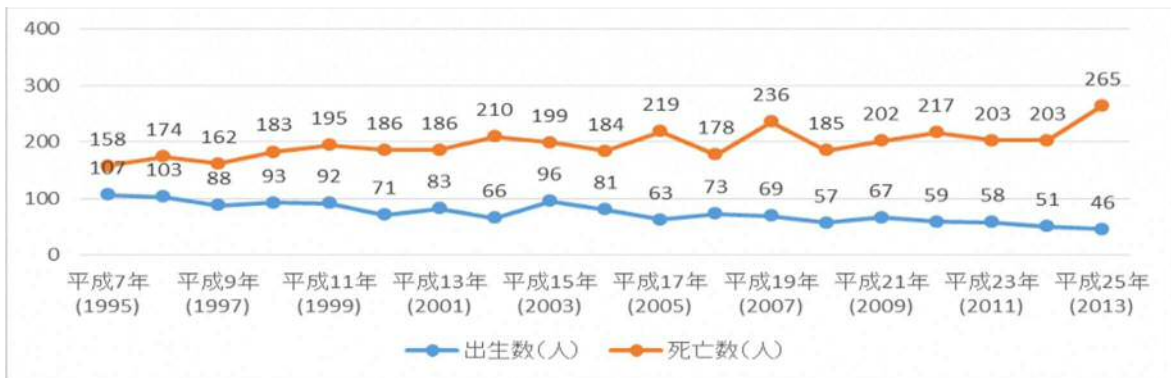
■年齢3区分別人口構成の推移



※2045年までは社人研による推計値。2050年以降は社人研推計を基に町で試算

(1) 自然増減

■出生数・死亡数の推移

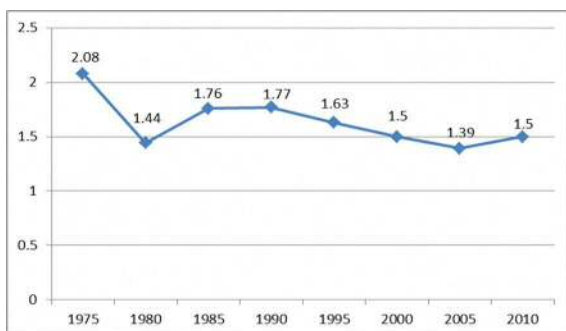


※人口動態調査

本町の出生数は、1997年に100人を下回って以降、徐々に減少し続け、2013年には46人となった。合計特殊出生率では、1995年に1.63であったものが2010年に1.5となっており、いずれも人口を保つために必要される人口置換水準2.07からは大きく乖離がある状況にある。また、出生数に着目するだけでなく、その両親となる世代、若年層における動向にも注意が必要である。20歳から39歳の未婚率は2005年からの10年間でみると上昇傾向にあり、2015年時点で男性は65%、女性は43%が未婚となっている。特に本町の男性は、生涯未婚率が横ばいで推移（2010年は25.1%、2015年は25.6%）しているにもかかわらず、未婚率は県内平均よりも高く上昇しており、女性に比べて男性の晩婚化が著しいと考えられる。

出生数の減少は将来人口に直接影響することから、対処すべき行政課題として優先順位が高く位置づけられる一方、短期間での政策効果が得にくく、効果のある施策の特定が難しい。町人口の減少が続く中、まずは20歳から39歳の婚姻率の上昇を目指し、若い男女が結婚・出産の希望を叶えられる環境、子どもを産み育てやすい環境を作っていくことが重要と考えられる。

■ 合計特殊出生率の推移

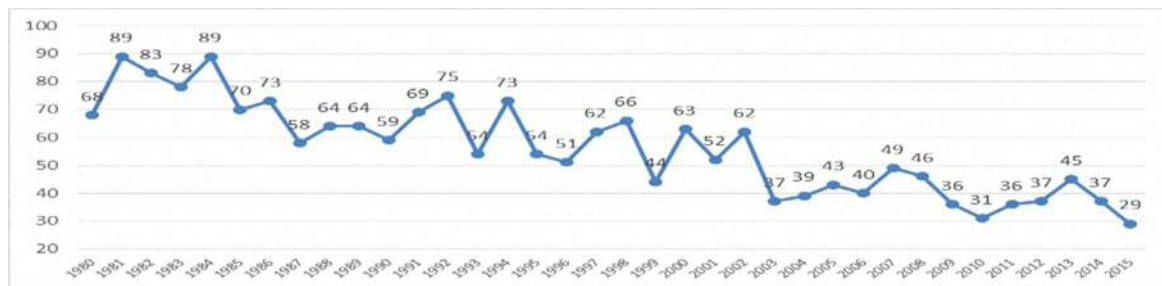


■ 20-39歳の未婚率（高知県との比較）



※国勢調査

■ 婚姻届出件数の推移



※人口動態調査

(2) 社会増減

転出数は、1997年に491人と高い数字を示していたが、増減を繰り返しながらゆるやかに減少し、2013年には343人の転出となっている。

転入数も、1995年に502人と高い数字を示していたが、転出と同じく増減を繰り返しながら緩やかに減少し、2013年には306人の転入となりました。転入・転出の差については、1995年、2001年の転入超過となったが、他の年には転出超過となっている。死亡数が出生数を上回る自然減が進む中、可能な限り社会増減の改善を図っていくことが重要である。

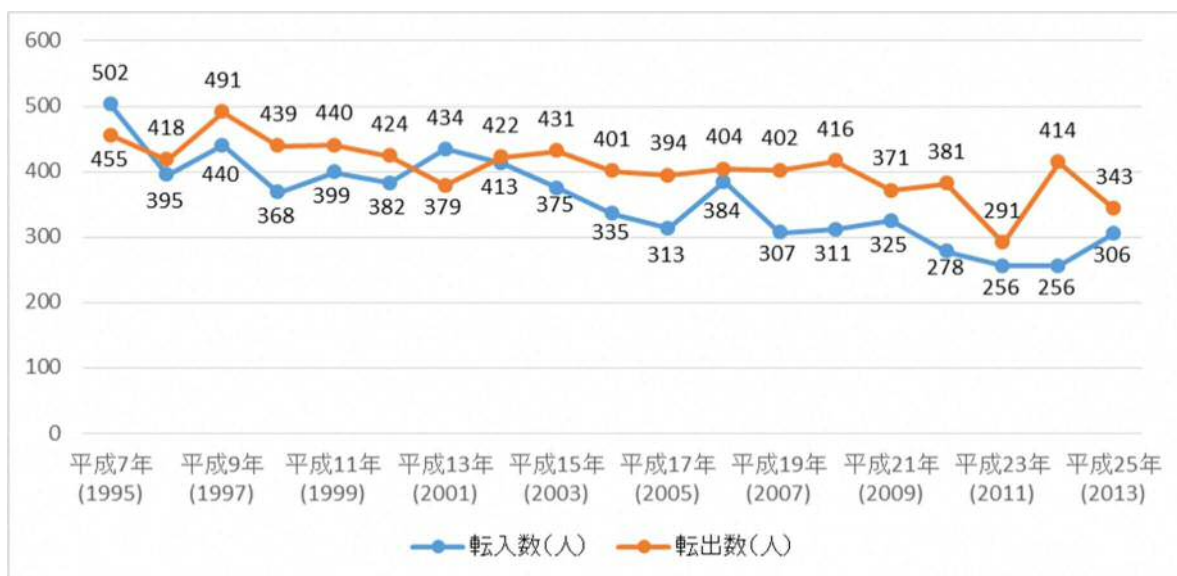
2014年度の年齢階級別移動状況をみると、0～4歳、30～39歳、55～69歳の年代で転入超過となっており、30代の子育て世帯や定年退職等をきっかけとした転入が多いと考えられる。

逆に、15～19歳、20～24歳の年代で大きく転出超過となっており、いずれも高校卒業から大学進学、大学卒業から就職をきっかけに転出しているものと考えられる。特に、男性に比べて女性の転出が多く、進学・就職において女性が町内にとどまる機会が少ないことが伺える。若年女性の社会減は、合計特殊出生率の低下と婚姻率の減少と相まって出生数の減少にもつながることから、総人口を減少させる要因のひとつと考えられる。ただし、一定程度は婚姻に伴う転出が生じることを考

慮するならば、女性の転出を抑制する取組以上に、Uターンを含めた女性の転入を促進する取組に注力すべきである。

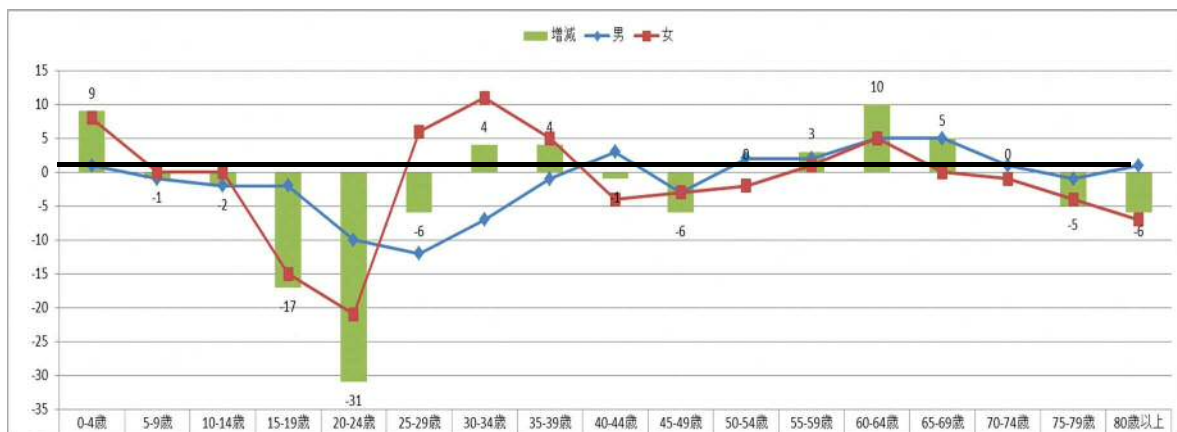
将来に向けて社会増減の改善を図っていくには、子育て世帯の受入を積極的に進めるとともに、若年層の地元定着やUターンによる地元回帰を促進する取り組みを展開する必要がある。

■ 転入・転出の推移



※人口動態調査

■ 年齢階級別男女の社会増減状況（2014年度）



※住民基本台帳

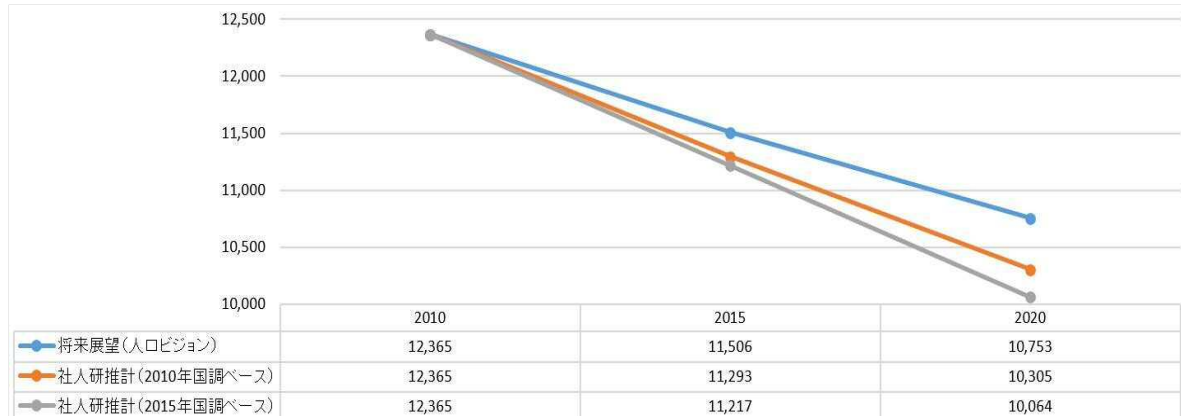
2. 人口推計及び2015年国勢調査との比較

2015年の国勢調査による確定値によれば、本町の総人口は11,217人となった。人口ビジョンに掲げる目標人口11,506人、社人研が2010年の国勢調査を基に算出した推計値11,293人とともに下回っており、本町の人口減少は推計より速く進行している。

仮に現在の人口減少傾向のまま推移とした場合、2020年には推計値との差がさらに拡大し、総人口は10,064人程度にまで減少する可能性もある。人口減少の改

善は短期間では効果が得られないことから、早い段階で対策に着手するとともに重層的に施策を講じることで、少しずつ目標人口に近づけていくしかないことに留意する必要がある。

■2015年国勢調査結果による総人口の比較及び見込



■社人研推計による人口構成比割合の比較



2015年の国勢調査の結果から人口構成比割合をみると、2010年から2015年では、年少人口割合は社人研の推計どおりに推移しているが、生産年齢人口については2015年時点における推計値50.0%を下回る実績値49.6%となっており、その分老年人口は推計以上の伸びを見せている。全体の動向として、年少人口割合、生産年齢人口割合がともに低下し、老年人口割合は2015年に41.2%となった。

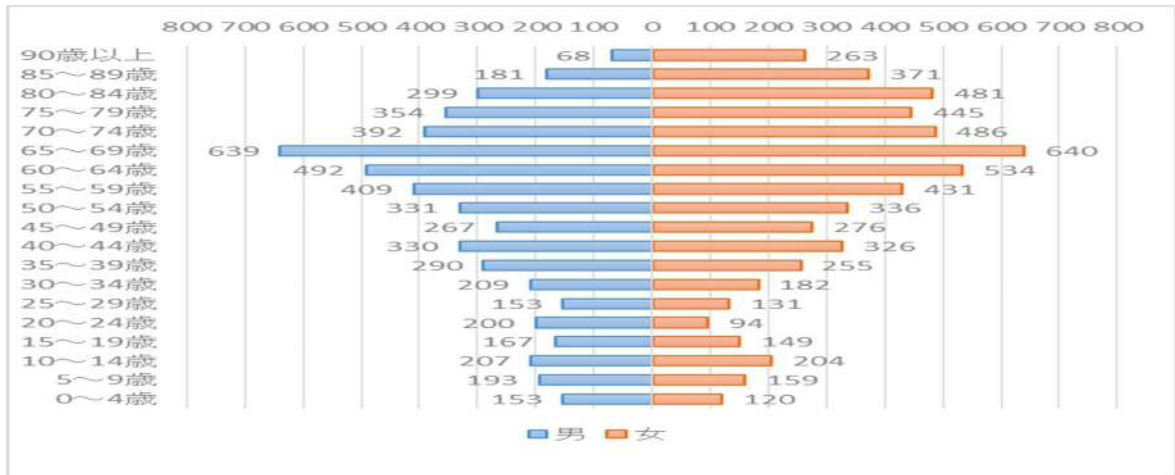
これは、2010年時に生産年齢人口と分類された人口が2015年時に老年人口に加わった結果であるが、毎年総人口の1%ずつ生産年齢人口から老年人口に移っていることになるので、2010年時の60～64歳人口（2011～2015年の間に新たに老年人口となる年代）と10～14歳（2011～2015年の間に新たに生産年齢人口となる年代）との間には毎年に総人口の1%程度（約110人）の人口差があるということになる。本町の少子高齢化に歯止めをかけるということは、この110人の差をどうやって埋めていくかということになる。

2015年の国勢調査の結果から年齢5階級別人口の分布をみると、今後も60～64歳人口が10～14歳人口を上回る状況が続くことが明らかであり、高齢化社会の進展

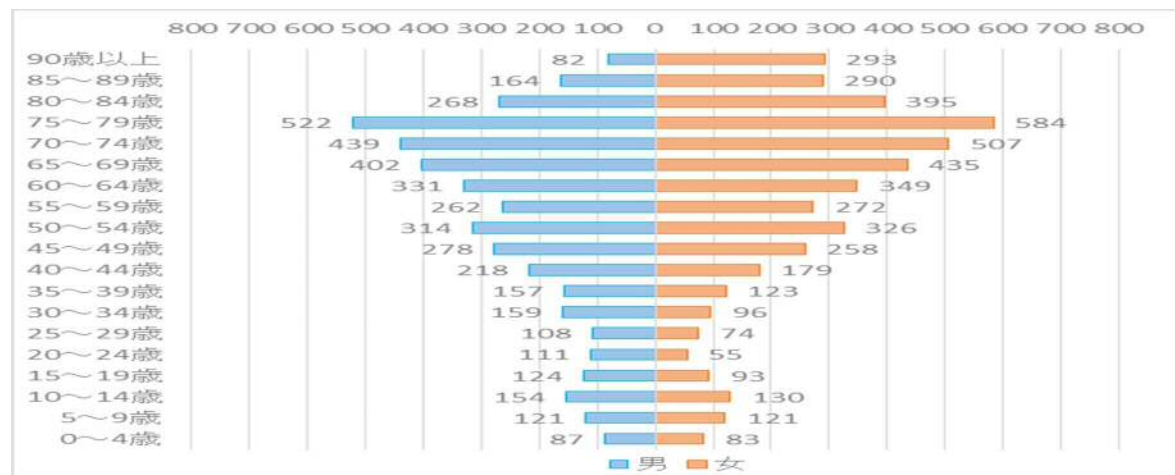
を食い止めることは困難である。

なお、社人研による人口推計では、2025年に老年人口が生産年齢人口を上回る予測となっているが、2015年の国勢調査結果を踏まえ改めて試算すると、当初の見込みよりも早く高齢化が進んでいることがわかる。2025年を待たずして65歳以上の高齢者1人を生産年齢人口1人で支える社会が訪れることになる。

■2015年の年齢5歳階級別人口の分布



■2025年の年齢5歳階級別人口の分布



本町では、生産年齢人口の減少とそれに伴う出生数の減少、相対的に人口の多い老年人口の死亡数増加による自然減に加え、転出者数の増加と転入者数の減少からなる社会減が相まって総人口の減少に繋がっている。特に、近年は10～20代という生産年齢人口の中でも若い世代の転出超過が顕著である。

これは、町内に大学や専門学校がないことから、大学等への進学を期に町外に生活の拠点を移し、そのまま転出につながることが多いと考えられる。また、学校を卒業してから町に戻ってくる若者は多いとはいえ、これから社会の担い手となる若い世代の転出超過が加速している。全国的に少子化が進む中、都市部においても担い手不足からくる学生の確保、さらには新規就業者の確保の取組が強化されており、本町として転出していく若者を引き止め、呼び戻しが非常に困難になっている。

一方、平成27年度に高知県が実施した「進学・就職の希望地等意識調査」によれば、県出身の県外在住大学生のうち51%は県内での就職を希望しており、県内在住の大学生では36.8%が県内での就職を希望している。また、県内在住の専門学校生は74.8%が県内での就職を希望しており、進学を期に町外へ転出した場合でも、就職の際にUターンを希望する若者は少なくないといえる。本町としても、若い世代のUターンを促進していくためには、働く場や稼げる仕事の創出など、地域で活躍できる環境づくりに取り組んでいく必要がある。

出生数の減少については、若い女性の転出超過とあわせて男女ともに婚姻率の低下が影響していると考えられるが、高知県が平成27年度に実施した「出会いから結婚・子育てまでの切れ目のない支援のための県民意識調査」の結果によれば、「将来結婚したい」と考える18～34歳の割合は86%と非常に高く、また「持ちたい子どもの数」は調査対象となった18歳以上の県民の多くが2人（46.1%）若しくは3人（39.7%）と回答している。

こうした希望を叶えられる環境を整えていくことが、将来の出生数増加への第一歩である。

（1）年少人口（0-14歳）の現状

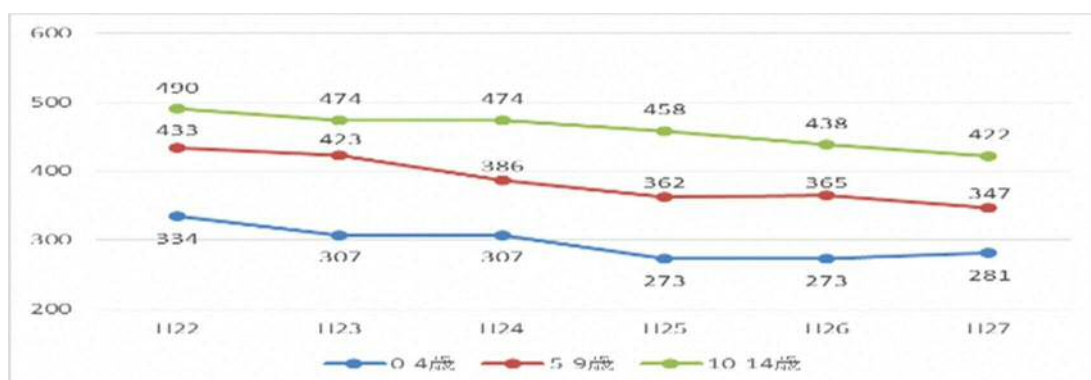
① 年少人口の推移

■国勢調査に基づく年少人口の推移



※2045年までは社人研による推計値。2050年以降は社人研推計を基に町で試算。

■住民基本台帳に基づく年少人口（年齢階級別の推移）



※住民基本台帳（各年度3月末現在）

本町の年少人口は、1980年の3,346人をピークに減少を続け、2015年の国勢調査では総数1,036人、総人口に占める割合は9.2%と10%を割る状況となっている。特に、総人口の推移でみたとおり、生産年齢人口全体の減少が進んでいることに加え、合計特殊出生率の緩やかな減少も相まって、1997年に年間107人の出生があった状況が、2015年には57人と約半数にまで減少している。

住民基本台帳を基に、2010年（H22）から2015年（H27）の年少人口の推移を年齢階級（5歳）別に確認すると、減少数及び減少率はそれぞれ0-4歳が△53人（△15.9%）、5-9歳が△86人（△19.9%）、10-14歳が△68人（△13.9%）となっており、若干の減少幅に差があるものの全ての世代で減少傾向にあることがわかる。出生数が減少傾向にあることから0-4歳の総数が最も少なく、次年度に新たに上の年齢階層に入る年齢層の差（0歳と5歳、5歳と10歳）がそのまま減少幅となっている。社会増を除外して考えるならば、年少人口の減少は、今後新たに生産年齢人口に加わる数の減少を意味しており、本町の将来の担い手が減少し続けているということである。

② 保育所、小中学校の状況

■住民基本台帳に基づく年少人口（年齢別の推移）

		H23	H24	H25	H26	H27
就学前児童	0歳	58	47	46	46	56
	1歳	60	66	56	48	56
	2歳	77	60	59	56	51
	3歳	59	76	68	57	53
	4歳	80	58	79	66	57
	5歳	82	79	59	76	68
	計	416	386	367	349	341
小学生	6歳	67	83	80	58	76
	7歳	96	65	82	83	61
	8歳	102	97	67	81	80
	9歳	86	99	97	64	80
	10歳	91	86	100	96	63
	11歳	81	93	88	100	95
	計	523	523	514	482	455
中学生	12歳	111	82	95	86	100
	13歳	100	110	81	94	85
	14歳	107	103	109	82	95
	計	318	295	285	262	280
合計		1,257	1,204	1,166	1,093	1,076

現在、町内には4つの町立保育所があり、それぞれの利用状況は下記のとおり。平成23～27年度では、0-5歳人口と同じく入所者数も減少傾向にあるものの、対象年齢人口に占める利用率で見ると逆に上昇し、平成27年度においては90%を超える利用率となっている。

いずれの保育所でも入所定員に対して入所対象年齢（0-5歳）の人口が下回っていることから、仮に町内全ての児童が保育を必要とする状況となったとしても、施設規模を要因とする待機児童は発生しない。したがって、都市部において問題とな

っている待機児童は本町において当面生じることが想定されず、仕事と子育ての両立などの観点から、子育てのしやすさを移住のPR材料として打ち出していくことが考えられる。

■保育所入所者数の推移

保育所名	H23	H24	H25	H26	H27	定員
大方くじら保育所	69	63	54	52	60	80
大方中央保育所	142	136	136	139	146	180
南部保育所	32	33	33	27	21	40
佐賀保育所	98	87	83	85	76	130
町外	3	3	2	1	5	-
合計	344	322	308	304	308	430
0-5歳人口	416	386	367	349	341	
利用率	82.7%	83.4%	83.9%	87.1%	90.3%	

※各保育所の入所者数は各年度の3月末時点であり、0-5歳人口は当該年の3月末時点
 (【参考】H23の場合：入所者はH24.3.31時点の実績で、0-5歳人口はH23.3.31時点)

■小中学校在籍児童生徒数の推移

学校名	H23	H24	H25	H26	H27
伊田小学校	19	14	8	休校	休校
上川口小学校	40	37	39	50	42
南郷小学校	41	39	42	45	43
入野小学校	150	148	152	167	138
田ノ口小学校	61	65	62	58	49
三浦小学校	54	56	48	50	52
拳ノ川小学校	24	25	21	18	18
伊与喜小学校	23	21	21	17	16
佐賀小学校	113	116	119	103	98
小計	525	521	512	478	456
大方中学校	197	179	191	160	173
佐賀中学校	90	91	79	83	83
小計	287	270	270	243	256
小中学校合計	812	791	782	721	712

小中学校においても、保育所への入所者数同様、年少人口の減少を反映する形で在籍生徒数が減少の一途をたどっている。学年をまたいで授業を実施する複式学級を有する学校も多く、平成26年には伊田小学校が上川口小学校へ統合されるに至っている。今後も引き続き年少人口が減少する場合、更なる学校の統廃合を招く可能性があり、地区の特色が失われていくことが懸念される。

未就学児童を含む年少人口全体の分布を小学校区別にみると、平成26年度に伊田小学校が統合された上川口小学校区において一番低い7.0%となっており、他の校区に比して少子高齢化が進んでいる状況にある。また、佐賀、大方別で見ると、年少人口割合が高いのは入野小学校区(10.1%)、田ノ口小学校区(9.7%)、であるのに対し、上川口小学校区に低い割合なのは伊与喜小学校区(7.6%)、拳の川小学校区(8.3%)となっており、大方地域に比べて佐賀地域において少子高齢化が先行している。

■小学校区別 年少人口割合の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	増減 (H22→H27)
黒潮町	9.7%	9.5%	9.3%	8.9%	8.9%	8.9%	-0.8%
上川口小学校	7.6%	7.5%	7.0%	6.5%	6.5%	7.0%	-0.6%
南郷小学校	9.1%	8.2%	7.9%	8.3%	8.6%	8.9%	-0.2%
入野小学校	10.6%	10.2%	10.4%	10.2%	10.2%	10.1%	-0.5%
田ノ口小学校	11.1%	11.0%	10.4%	9.8%	9.7%	9.7%	-1.3%
三浦小学校	10.1%	10.5%	10.4%	9.9%	9.8%	9.0%	-1.0%
拳ノ川小学校	8.9%	8.7%	7.9%	7.8%	8.9%	8.3%	-0.6%
伊与喜小学校	8.5%	9.2%	8.7%	8.2%	7.0%	7.6%	-0.9%
佐賀小学校	10.4%	10.2%	10.0%	9.0%	9.1%	9.0%	-1.4%

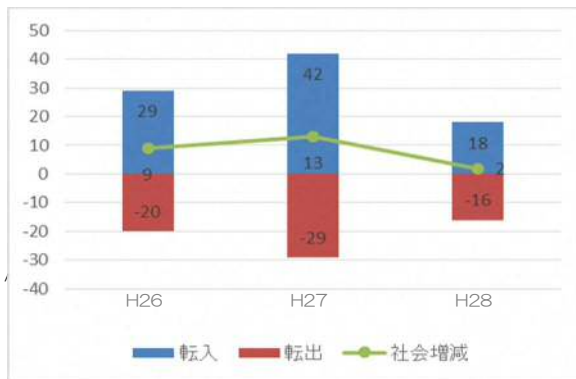
※住民基本台帳（網掛けは町全体の割合より低い数値を示した校区）

年少人口の転入出状況は、直近3年間に於いて0-4歳は転入超過、5-9歳はほぼ均衡、10-14歳はH27を除き転出超過と、年齢階級が高くなるにつれて転出超過の傾向にあるが、転入出の差である社会増減はほぼ一桁で推移し、人口移動の少ない世代にあたると思われる。

15-19歳は、義務教育課程を終えて高等教育に進学する年齢にあたるが、本町の高等教育機関に限りがあることから町外への転出が大きくなる傾向にある。こうした、進学に伴う転出者を対象としたUターン促進施策が重要である。

■年少人口の各階級別における社会増減

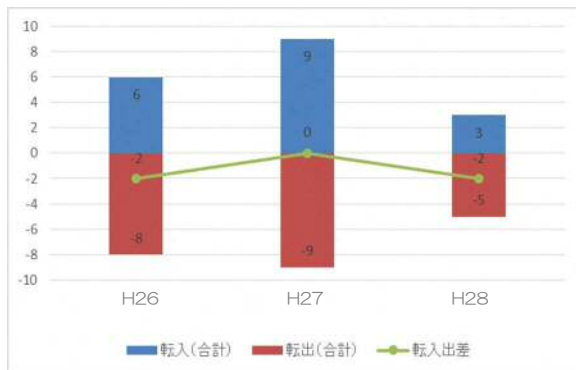
【0-4歳】



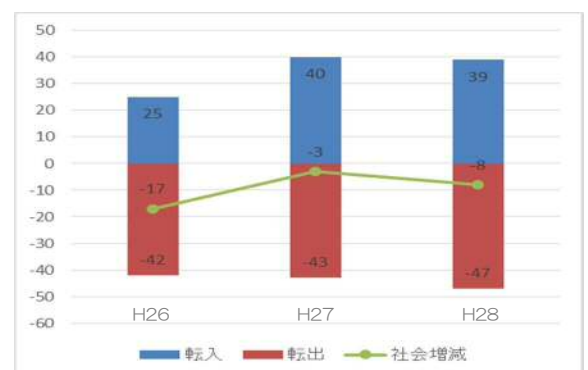
【5-9歳】



【10-14歳】



【15-19歳】



(2) 生産年齢人口（15-64歳以上）の現状

① 生産年齢人口の推移

生産年齢人口も2015年の国勢調査では5,562人となり、1980年の10,322人から4,760人（減少率にして46.1%）の減少しており、総人口に占める割合が49.6%となり初めて50%を下回った。年少人口が9.2%、老年人口が41.2%であることから、15-64歳の者5名のうち、1人が14歳未満の者1人を育て、4人が65歳以上の者4人を支えている状況と見ることができる。したがって、既に支える側と支えられる側とが1対1の状態になっており、今後、支える側の負担が大きくなっていくということである。

こうした生産年齢人口の減少は年少人口の減少を招き、さらには町内の市場（消費）の縮小へとつながっていく。さらに、年少人口の減少がその次の世代の担い手の不足につながり、将来的に地域の活力が低下していくという負のスパイラルに陥ることが懸念される。したがって、本町の持続可能性という観点からも生産年齢人口は非常に重要な要素となる。

■生産年齢人口の推移と将来予測



※2045年までは社人研による推計値。2050年以降は社人研推計を基に町で試算

② 生産年齢人口における若年層（20-39歳）の未婚状況

(4)でみたとおり、生産年齢人口の減少に伴い年間の出生数は減少傾向にあり、現在では年間50人前後の出生となっている。

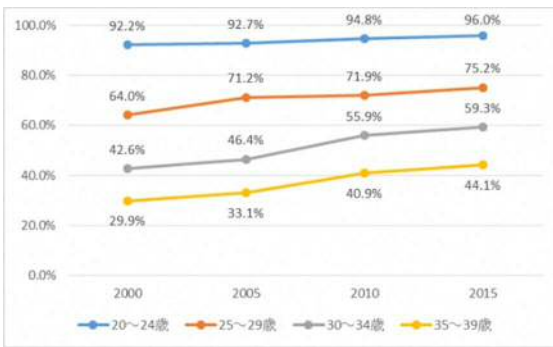
この点、生産年齢人口における未婚率を確認すると、2000年以降、男性は各階級で上昇傾向にあり、2015年の国勢調査結果によれば、2000年と比較して25-29歳で約11%増の75.2%、30-34歳が約17%増の59.3%となっている。

また、女性も2000年と比較すると各階級において未婚率は上昇傾向にあり、特に35-39歳の未婚率は2000年と比較して約15%増の27.8%と、人口総数が減少する中、未婚者の割合は増加している。

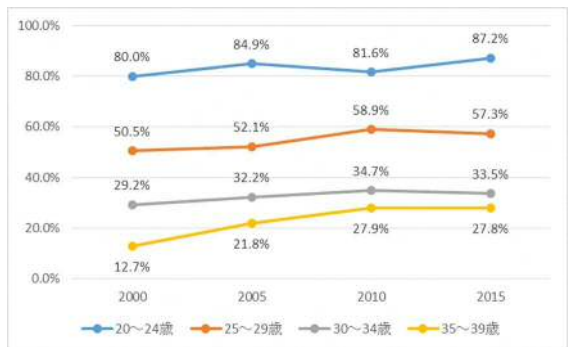
■各年齢階級における未婚率の推移（男女別）

*離別及び死別は未婚者に含んでいない

【男性】



【女性】

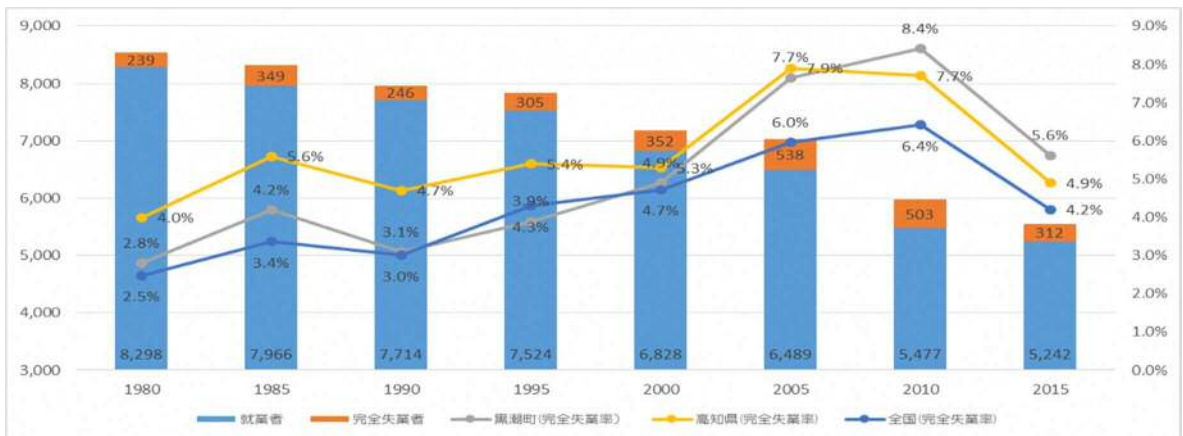


※国勢調査

③ 就業の状況

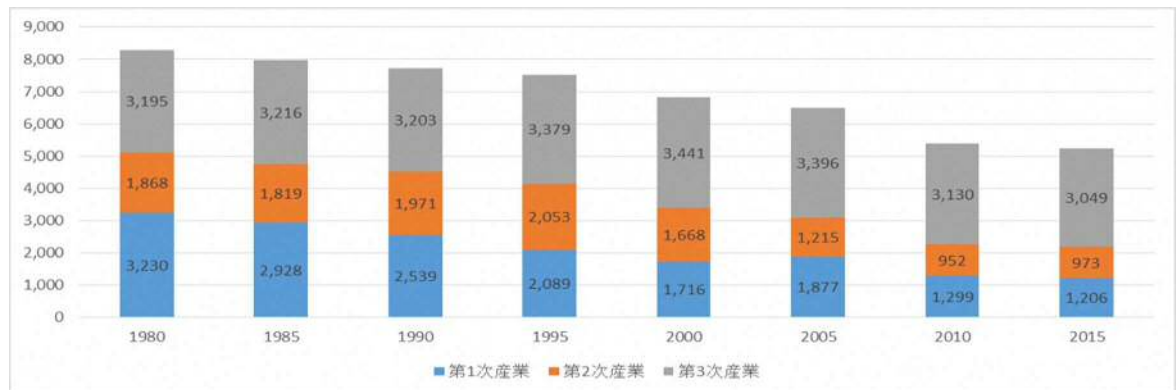
就業者については、人口減少に伴いその人数も減少傾向にあるものの、完全失業率はこの5年間（2010-2015）で減少傾向にあり、2010年の8.4%から5.6%に減少している。しかし、就業者数を見ると、2000年の6,828人から1,586人減の5,242人となっている。したがって、この15年間で20%以上就業者数が減少しており、産業の維持に深刻な影響を及ぼしているものと考えられる。

■労働力の推移



※国勢調査

■産業別就業者数の推移



※国勢調査

■産業別就業者数の推移（1980年を100%とした場合の比率）

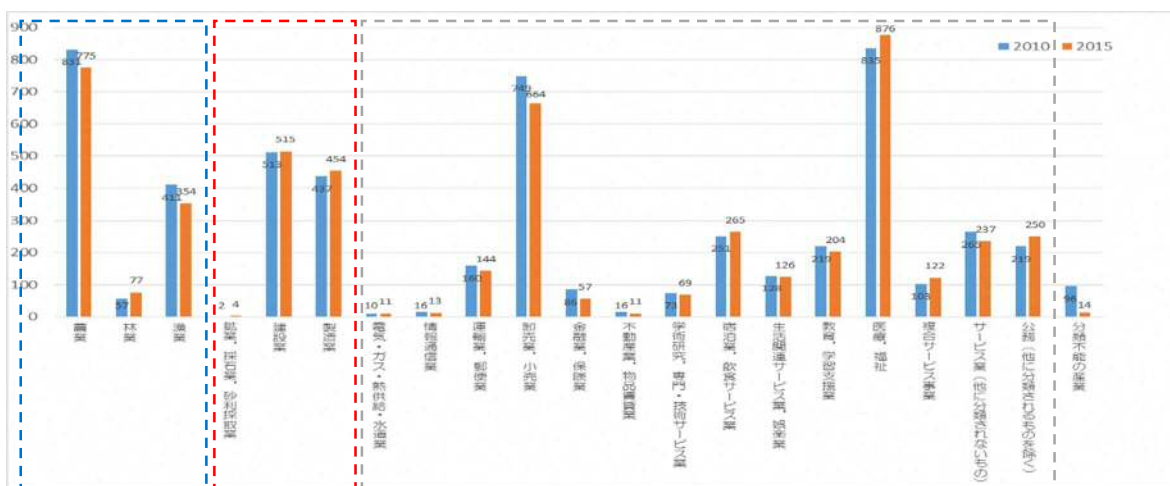
	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
第1次産業	100.0%	90.7%	78.6%	64.7%	53.1%	58.1%	40.2%	37.3%
第2次産業	100.0%	97.4%	105.5%	109.9%	89.3%	65.0%	51.0%	52.1%
第3次産業	100.0%	100.7%	100.3%	105.8%	107.7%	106.3%	98.0%	95.4%

④ 産業別就業者の状況

就業者数は、1980年から2015年で3,056人（△36.8%）の減少となっており、町人口の減少率△30.4%（1980年から総人口の減少は2015年で4,900人）を上回る減少率となっている。

内訳を見ると、第3次産業が1980年から現在に至るまで同規模の就業者数を維持している一方、第1次産業は1980年比で約37%に、第2次産業は約52%にいずれも縮小している。業種別就業者数を見ると、第1次産業分野ではそのほとんどが「農業」と「漁業」によって構成されており、第2次産業分野では「建設業」、「製造業」が中心となっている。今後、これまでと同様に減少傾向が続くとすると、これらの業界において担い手不足が深刻化することとなる。

■業種別就業者数の比較

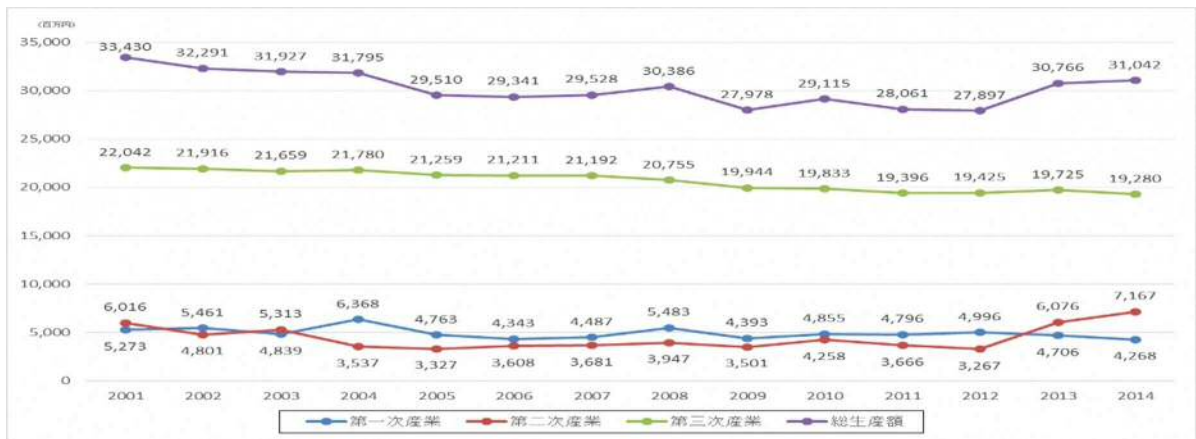


※国勢調査

⑤ 町内総生産額の推移

本町の総生産額の推移をみると2012年から若干回復傾向にあるものの、2001年から2014年にかけて産業全体で7.1%の減少となっている。

産業別にみると第1次産業から第3次産業まで、いずれも減少傾向にあるものの、2012年以降第2次産業で回復傾向にあることが、全体の底上げに繋がっていると考えられる。各産業別に生産額の内訳をみると、第1次産業では農業が2001年と比べ約30%減、第2次産業では建設業が約34%増であるのに対し、製造業が約16%減、第3次産業では金融・保険業が約44%減、運輸業が約38%減となっている。



※H26市町村経済統計書（高知県）

1 経済活動別市町村内総生産

産業	年度																増減 (13⇒26)
	2001 13年度	2002 14年度	2003 15年度	2004 16年度	2005 17年度	2006 18年度	2007 19年度	2008 20年度	2009 21年度	2010 22年度	2011 23年度	2012 24年度	2013 25年度	2014 26年度			
一次産業	5,273	5,461	4,839	6,368	4,763	4,343	4,487	5,483	4,393	4,855	4,796	4,996	4,706	4,268	-19.1%		
農業	1,745	1,756	1,826	1,767	1,562	1,515	1,292	1,305	1,165	1,231	1,190	1,265	1,130	1,218	-30.2%		
林業	245	393	526	109	207	62	137	194	186	116	280	314	444	316	29.0%		
水産業	3,283	3,312	2,487	4,492	2,994	2,766	3,058	3,984	3,042	3,508	3,326	3,417	3,132	2,734	-16.7%		
二次産業	6,016	4,801	5,313	3,537	3,327	3,608	3,681	3,947	3,501	4,258	3,666	3,267	6,076	7,167	19.1%		
鉱業	0	3	4	6	13	16	13	9	21	17	15	14	16	26			
製造業	1,863	1,554	1,395	1,306	1,472	1,554	1,275	1,516	1,331	1,409	1,224	1,181	1,302	1,556	-16.5%		
建設業	4,153	3,244	3,914	2,225	1,842	2,038	2,393	2,422	2,149	2,832	2,427	2,072	4,758	5,585	34.5%		
三次産業	22,042	21,916	21,659	21,780	21,259	21,211	21,192	20,755	19,944	19,833	19,396	19,425	19,725	19,280	-12.5%		
電気・ガス・水道業	856	882	908	887	830	826	801	819	851	911	776	660	728	874	2.1%		
卸売・小売業	1,743	1,684	1,556	1,466	1,361	1,230	1,219	1,217	1,259	1,250	1,361	1,286	1,341	1,349	-22.6%		
金融・保険業	622	673	660	678	717	690	750	512	500	459	406	368	340	345	-44.5%		
不動産業	5,309	5,291	5,353	5,365	5,305	5,311	5,288	5,196	5,253	5,020	5,003	4,982	4,972	5,018	-5.5%		
運輸業	1,966	1,731	1,740	1,973	1,971	2,030	2,103	1,994	1,321	1,523	1,242	1,350	1,517	1,207	-38.6%		
情報通信業	1,062	1,055	1,026	964	913	908	904	905	1,144	1,164	915	907	936	899	-15.3%		
サービス業	3,652	4,001	3,998	4,028	3,918	4,026	4,156	4,111	3,823	3,894	3,913	4,034	4,149	3,285	-10.0%		
政府サービス生産者	6,012	5,767	5,631	5,613	5,398	5,240	5,050	5,106	5,140	4,891	5,007	5,004	4,920	5,012	-16.6%		
対家計民間非営利サービス生産者	820	832	787	806	846	950	921	895	653	721	773	834	822	1,291	57.4%		
輸入品に課される税・関税	267	253	262	273	281	315	331	364	262	295	332	337	413	558	109.0%		
(控除)総資本形成に係る消費税	168	140	146	163	120	136	163	163	122	126	129	128	154	231	37.5%		
総生産額	33,430	32,291	31,927	31,795	29,510	29,341	29,528	30,386	27,978	29,115	28,061	27,897	30,766	31,042	-7.1%		

(3) 老年人口（65歳以上）の現状

① 老年人口の推移

老年人口の推移をみると、1980年以降年々増加しており、2015年の国勢調査速報値では4,618人、高齢化率41.2%と高齢化が顕著である。全国の高齢化率26.0%、高知県の高齢化率32.8%を大きく上回っており、本町の高齢化は他の地域に比してより顕著に現れている。本町では2025年に老年人口が生産年齢人口を上回ると推計されている。

社人研の推計からも分かるように、将来的には老年人口も減少に転じていくことから、高齢化率の上昇も一定水準で歯止めがかかることが見込まれるが、本町でい

例えば50%前後ということが分かる。今後も高齢化率は上昇を続け、2045年には50%を上回ると推計されている。それ以降、高齢化率が50%に近い水準のまま人口縮小していく。

■ 老年人口の推移と将来予測



※2045年までは社人研による推計値。2050年以降は社人研推計を基に町で試算。

前期高齢者（65-74歳）と後期高齢者（75歳以上）の2階級に分けて推移を見ると、1980年から2015年にかけて前期高齢者は約1.5倍、後期高齢者は2.5倍となっている。今後、高齢者の総数が減少する中でも、前期高齢者から後期高齢者への比重が移っていくと予想され、2020年に5：5であったものが、2035年以降は3：7へと推移していく。これからの福祉のあり方においては、自助や互助などの地域における支え合いの仕組みが重要である。

■ 年齢別(2階級) 老年人口の推移

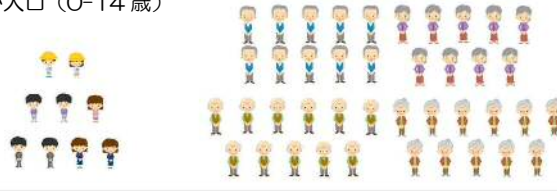


※2045年までは社人研による推計値。2050年以降は社人研推計を基に町で試算。

■黒潮町民を100人集めた場合の変化

【2015年現在】

年少人口（0-14歳）



老年人口（65歳以上）

生産年齢人口（15-64歳）

現状の流れが続くと・・・

各種施策に取り組むことで

【2060年の人口推計】

【2060年の将来展望】

年少人口（0-14歳）

老年人口（65歳以上）



年少人口（0-14歳）

老年人口（65歳以上）



生産年齢人口
（15-64歳）



生産年齢人口
（15-64歳）



第一部 創生基本計画

創生基本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき策定した「黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成28年1月）を踏襲している。

1. 基本的な考え方

創生基本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき策定する地方版総合戦略であり、国・県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して定める4つの基本目標を達成することで、本町として2060年町人口6,800人程度を目指す。本計画の実施にあたっては、以下を基本的な考え方とする。

（1）地方創生をめぐる現状認識

本町では、平成28年1月に「黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「創生総合戦略」）及び「黒潮町黒潮町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」）を策定し、各種施策を総動員して黒潮町創生に取り組んでいる。しかし、先般公表された2015年の国勢調査結果では総人口が11,217人となっており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）が2010年ベースで試算した2015年推計値11,293人を76人下回る結果となった。2015年の調査時点では地方創生の取り組みが本格化していないとはいえ、人口ビジョンに掲げる2015年時点の目標人口11,506人とは213人の乖離があり、非常に厳しい結果と認識しなければならない。

また、本町の傾向として、生産年齢人口（15～64歳）の減少が他の年齢階層に比べて著しく、人口ビジョンの2015年推計値5,644人を大きく下回る5,562人となっている（目標値から△227人）。生産年齢人口は地域や家庭、産業を支える中心世代であり、その減少は将来の黒潮町にとって死活問題といえる。

（2）人口減少と地域経済縮小の克服

国は、「経済の好循環が地方において実現しなければ、『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高¹い」としており、人口と地域経済とは密接に関連するとしている。

将来にわたって本町の活力を確保し、新たな黒潮町を創生していくには、単に人口増減にのみ着目した施策を講じるのみならず、いかにして地域経済の活性化を促していくかが重要である。

（3）まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方創生の取組を進めるにあたっては、「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという好循環を長期的に作り出していくことが重要である。

そのためには、地域資源を生かした「しごと」を創っていくとともに、「平均所得の向上」を実現することが重要である。そうすることで、「しごと」が「ひと」

¹「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」平成28年12月22日閣議決定

を呼び込む新たな人の流れを生むだけでなく、人々が安心して生活を営み子どもを
生み育てることができる「まち」に結びつけていく。

(4) 黒潮町の将来を担う人づくり

将来、本町においては、人口ビジョンによって示されているとおり人口が減少し
ていくことが明らかである。今後の施策の展開においては、こうした厳しい現実を
しっかりと直視したあり方が求められる。すなわち、町の課題を行政がすべて対処
していくのではなく、民間企業やNPO、地域や住民など様々な主体が連携しなが
ら支えあう共助・互助のあり方を目指していく。そのために、産業の担い手だけで
なく、「町や地域の将来を担う人づくり」にしっかりと取り組んでいく。

(5) 最大津波高が日本一厳しい町の地域力

2012年に内閣府が発表²した南海トラフ巨大地震に関する津波高及び震度分布
等の想定値によれば、本町は最大津波高34m、最大震度7という衝撃的な災害の発
生が見込まれている。この想定により、町外からの誘致企業のみならず既存の町内
事業者においても新規の設備投資が困難な状況を生むとともに、震災発災前である
にも関わらず被災を恐れる住民が町外に流出する事態を招くこととなった。

しかし、こうした危機的な状況は、町の直面する課題を住民一人一人が真剣に考
える機会となり、町と事業者と地域住民とが連携して取り組む黒潮町独自の津波防
災を作り上げることになった。また、防災と地域の魅力を活用した新たな製品開発
や防災教育、防災観光作りといった新たな産業の創造に繋がっている。

本町は、日本一の地震津波想定という逆境をむしろ好機と捉え、町の特性・魅力
を最大限活用したまちづくりを推進することで、先人から受け継いだ「ふるさと」
である黒潮町を次世代へしっかりと引き継いでいく。

2. 基本目標

- | | |
|-------|--------------------------|
| 基本目標1 | 地産外商により安定した雇用を創出する |
| 基本目標2 | 新しい人の流れをつくる |
| 基本目標3 | 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える |
| 基本目標4 | 地域とともに安心してくらし続けられる環境を作る |

² 「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一時報告)について」平成
24年8月29日内閣府(防災担当)

1. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

上記に掲げるような従来の政策の弊害を排除し、地方創生を確実に実現するためには、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）³に倣い政策を展開することが必要である。

2. 推進体制とPDCAサイクル

（1）データに基づく計画

国から提供される「地域経済分析システム」の情報や各種データ等を活用し、客観的データに基づいて、地域特性を把握した上で、成果（アウトカム）を重視した数値目標及び各施策の重要業績評価指標（Key Performance Indicator）の設定や、施策の効果検証を行う。

（2）産官学金労言の連携推進

まち・ひと・しごと創生の取り組みを効果的・効率的に推進していくためには、住民・NPO・関係団体や民間事業者等の参画・協働が必要である。

そこで、町長をトップとし、副町長・教育長、支所長及び関係各課長で構成する庁内委員と、産官学金労言といった地域の様々な分野で活躍されている外部委員の参画により構成する「黒潮町まち・ひと・しごと創生委員会」を設置し、その方向性や具体案を検討するとともに、町民の意見を広く反映させた計画づくりが行われているかを審議する。

あわせて、黒潮町議会においても効果検証等の報告を行っていく。

（3）PDCAサイクルによる進捗管理

黒潮町の創生を実現するため、予算編成と密接に連携したPDCAサイクルによる進捗管理体制を確立する。また、施策・事業の検証を踏まえ、必要に応じて計画の改訂を行っていく。

³ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改定版)」平成28年12月22日閣議決定 9頁

基本目標1 地産外商により安定した雇用を創出する

人口ビジョンに示す人口規模を達成するためには、本町に住む人たちがこの町を生活拠点とし、生業を営み、生活していくことができる収入を得られる環境を整えていくことが不可欠である。

そのためには地域にある資源を有効に活用しながら、作物の高付加価値化や経済波及効果の大きい産物の生産拡大・販売促進、新たな製品の開発などにより、地域全体の生産性を高めることで地場産業の振興を図る取組が必要である。その際、単に雇用を創出するだけでなく、これからの町の担い手となる若い世代が就業意欲を持てる魅力ある産業の確立を目指していく。

特に、本町の産業構造の幹となっている一次産業分野においては、雇用就労に比べ平均所得が低く、後継者不足・人手不足が深刻な状況にある。したがって、その振興にあたっては、所得全体の底上げに着目した取組を展開していく。

また、近年、スポーツ合宿の実績が大幅な伸びをみせていることから、本町の成長産業と位置づけ、町内における消費活動の拡大につながる取組を展開し、地域への経済波及効果を高めていく。

1. 数値目標

	目標（H31）	実績（H26）
各分野における新規就業者数*	42人以上	—
【農業（JA系統出荷分）】農業産出額	2,300百万円以上	2,264百万円
【林業（森林組合販売分）】木材販売額	86百万円以上	46百万円
【水産業（町内漁協水揚げ分）】水揚げ額	910百万円以上	858百万円
【商工業（第三セクター分）】売上高	100百万円以上	13百万円
地域資源を活用した商品開発数	15品目以上	—
観光客入込数*	100万人以上	—

*新規就業者数とは、各施策による一次産業等の新規就業者及び新規雇用の総数

*観光客入込数とは、各種イベントや体験施設、道の駅等による誘客数の総数

2. 基本的な方向と具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)

(1) 農業の振興・維持

農業の分野では、施設園芸を中心に生産基盤の強化や高付加価値品種の導入支援等により、若者が新規就業意欲を持ち、家庭を築くことが出来る農業の実現を目指す。

また、中山間地域をはじめ効率的操業が難しい地域においては、高齢化の進む担い手への操業支援を実施するとともに、負担の少ない作物への転換を検討するなど、離農対策を中心とした施策を展開し、農地の持つ多面的機能の維持を図る。

重要業績評価指数 (KPI)	目標 (H31)	実績 (H26)
新規農業従事者数	7人/年	2人/年
施設、露地野菜等出荷量 (JA大方分)	2,600t/年	2,542 t/年
花卉出荷量 (JA大方分)	4,100千本/年	4,163千本/年
施設、露地野菜等出荷量 (JA佐賀分)	2,200 t/年	2,187 t/年

① 設備投資への助成

ハウス経営農業者が行うハウスの補強又は施設設備に要する経費に対し補助金を交付することで、施設園芸農業の振興を図る。また、新たに町として産地化を図る特定作物（グリーンレモン）への転換には、一定の参入条件を設けた上で更なる上乘せ補助を行い、農業者の意欲を引き出しつつ産地化を強力に後押しする。

本町の特産品の一つであるブナシメジを中心とする菌茸農業では、細かな生育管理のための施設の維持・管理費用が大きく、経営者の負担になっていることから、生産・出荷ラインにおける機械の補修又は取替に要する経費については補助金を交付し、生産規模の維持及び雇用の確保に努める。

② 売上向上、生産拡大・効率化

施設園芸農業において生産量の増加を目的とする環境制御技術の導入を促進し、施設園芸農家の反当収量の増加、農家所得の向上を目指す。新たな品目や新品種の導入に取り組む場合には、施設園芸に限らず必要な経費の支援を行う。

また、反当収量の増加に対応した整備の導入を支援するなど、生産から販売・流通まで町として切れ目のないサポートに努める。

担い手・後継者不足により耕作が難しくなった優良農地においては、集落規模で共同して農業活動を行う集落営農組織の育成と取組への支援することで、効率的な農業への転換を図り、農業所得の向上につなげる。

加えて、ほ場整備に引き続き取り組み、農地の集積を後押しし、効率的な農業を推進するとともに、施設園芸への転換可能な農地の整備を行うなど、より収益性の高い農業の実現を目指す。

町が所有する菌茸生産施設や畜産施設等の有効活用し、生産拡大に努めるとともに地域の雇用にもつなげていく。

③ 担い手づくり及び就業支援

町としての就農支援においては、比較的高い収益が期待できる施設園芸への就農を促進すべく、農業公社及び既存農家で新規就農希望者が研修する新規就農支援を実施する。併せて、既存農家において子弟への親元就農を推進し、就農を希望する研修生及び受入農家への補助を実施し、新たな就農者確保を図る。

また、①に掲げる設備投資への助成に加え、農家としての定着を促すため、町内において新たに就農した者（独立・自営時の年齢が45歳未満）に対して最長5年間を目処に経済的補償を行い、経営が安定するまでの支援を行う。

④ 事業継続

中山間地域では、効率的な農業が難しく、若い世代の参入が進みにくい環境にある。そこで、現在の農業者に対して支援を行い、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保する。まず、農業者の経営意欲を持続させるため、中山間地域における農業生産活動等を行う農業者等に対し交付金を交付し、経営の持続・安定化に取り組む。

加えて、生産意欲を持続させるため、各集落に出向き集荷して町内の直販店に出荷する「庭先集荷」を実施し、早期離農を防止、耕作面積の維持を図る。

そのほか、地域の共同活動として農地・農業用施設等の維持管理等の活動を実施する組織に対して交付金を交付するなど、耕作放棄地を生じさせない取組を推進する。

⑤ 農業公社の複合経営拠点化

本町において推進する施設園芸農業の担い手を積極的に確保していくためには、農業公社の新規就農研修受入定員を拡充する必要があり、営農指導員の確保及び公社管理の研修用ハウスの増設など、ハード・ソフト両面から指導力を強化する。また、より円滑に新規就農が可能となるよう、公社が中心となって環境整備に取り組む。

さらに、今後、町内の遊休農地の集積や中古ハウスの管理・斡旋等、現在の公社機能を拡充し、複合経営拠点としてその機能の強化を図っていく。

(2) 林業の振興・維持

林業の分野では、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷等により、所得が安定せず、後継者不足が農業、水産業に比べ深刻な状況にある。町としては、自伐型林業等の新しい林業を含め新規就業者を確保する取組を展開するとともに、可能な限り森林の適切な管理に努める。

また、スギ・ヒノキ等の豊かな森林資源を可能な限り有効活用できるよう、まずは町内の消費を促進するとともに、引き続き森林組合の設備投資助成や地域林業を担う後継者育成に取り組む。

そのほか、森林・山林の多面的機能に着目し、風水害に強い里山づくり、森林管理についても検討を始める。

重要業績評価指数 (KPI)	目標 (H31)	実績 (H26)
新規林業従事者数	H31までに10人以上	2人/年
原木生産量	7,000m ³ 以上	4,163m ³ ※H25
木材販売額	86百万円以上	46百万円 ※H25

① 設備投資への助成

四国横断自動車道建設作業用に整備された道路について、作業後に林業作業用路網の確保や町産材の貯木場の整備などに転用して木材の集積による輸送コストの

効率化を図るなど、その活用方法を検討する。

また、操業に必要となる重機類について、予算の範囲内において計画的に整備を進める。

② 売上向上、生産効率化

輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷を踏まえ、まずは安定した需要を確保すべく、町産材の需要を喚起し、町内で行われる家屋の建築や修繕において、積極的に町産材を活用するよう促進する取組について検討する。その際、担い手不足による木材の供給不足を防ぎ、生産の安定化を図るため、効率的な森林管理体制を整備する。

また、新規就業者の育成と併せて、現在の操業体制や操業方法を見直し、より生産効率の高い作業グループのノウハウを共有するなどして平均所得底上げを図る。

③ 担い手づくり及び就業支援

林業分野への新規就業者を確保するため、国の事業等を活用した新規就業者の研修体制整備を進める。また、新規就業フェアや移住相談会等の様々な機会を積極的に活用し、本町の林業への就業をPRするとともに、新規就業者の受入に際し、住宅の斡旋や住環境に関する情報発信など、移住促進部局と連携しながら情報発信に努める。

そのほか、近年増加傾向にある自伐型林業等の新しい林業について、本町においてどのような自伐型林業の在り方が考えられるか関係団体との連携も含めた検討を行う。

④ 森林・山林の維持管理

町内の森林に関して、森林所有者の高齢化や不在等により境界が不明確となりつつあり、早急な対応が必要となっている。地籍調査未整備地区において、森林の境界の明確化に取り組む。

また、将来の少子高齢化に対応する林業を念頭に、産業振興としての林業のあり方だけではなく多面的機能に重きを置いた森林・山林の管理のあり方の検討を開始するとともに、施業の集約化を図り、効率的な森林整備を実施する。

(3) 水産業の振興・維持

水産業の分野では、港別漁法別に現状を整理し、それぞれの状況に対応した施策を展開する。

佐賀漁港においては、沿岸漁業を主として水産資源の減少に伴う水揚げの低下、所得の低下による担い手・後継者不足が深刻化しており、新規就業希望者の確保が急務となっている。まずは、所得に着目した操業モデルの確立、新規就業者を確保するためのスキームの整備を進める。また、佐賀漁港への水揚げ誘致はもちろん、カツオをはじめとする水産物を提供できる施設への誘客などの既存施策の充実を図る。

鈴漁港や伊田・灘漁港で行われる大敷（定置網）漁においては、近年の若者のニーズを捉えた雇用操業が中心となっており、例年、一定数の新規就業者が確保できている。今後、水揚げ量や販売価格の向上に資する施策を展開していく。

入野漁港では、アカムツを中心とする深海延縄漁とモジャコの間蓄養により一定の所得を期待できる操業形態が確立できており、新規就業も進んでいる。他方、底引き網漁や素潜り漁に従事する漁業者は、比較的所得が低い状況にあることから所得向上に資する取組が必要である。

田野浦漁港では、主にシラスパッチ網漁と加工業を軸にした操業形態をとっているが、従事者の所得が低くなっていることから、所得向上に資する取組が求められる。

重要業績評価指数（KPI）	目標（H31）	実績（H26）
新規漁業従事者数	H31までに6人以上	1人／年
カツオ関係漁業水揚げ量 （佐賀統括支所分）	10%増	619t
沿岸漁業漁獲量 （町内沿岸漁業総計）	10%増	630t
水揚げ額（町内漁協水揚げ総計）	910百万円以上	858百万円

① 設備投資への助成

新たな漁法の開発や魚種・漁場の開拓に取り組む漁業者を支援すべく、先進地の視察や漁具の調達、民間企業との連携など、必要となる費用への支援を行う。

② 売上向上

魚の水揚げに関して、新しい技術の導入により販売価格の向上に繋がるものがないか、設備の調査を行う。

今まで販売されていなかった価値の低い魚を、町内での加工や直販等にまわすことで、それらの水産物を新たな資源として有効活用し、漁業者の所得向上に繋げる。

また、従来の流通とは異なる新たな流通業者との連携について検証を進めるとともに、既に大消費地の中央卸売市場への直送等の取組を行っている入野漁港から新たな流通方法の実証を模索する。

③ 担い手づくり及び就業支援

特に、佐賀漁港周辺において操業する沿岸漁業の漁業従事者確保が急務。既存の新規就業支援を実施するだけでなく、佐賀漁港周辺域で操業する場合に一定の所得が見込める操業形態を確立するとともに、新規就業希望者の受け皿となる漁業者を確保する必要がある。そのため、独立時における漁船の確保支援等、初期費用の負担軽減を図ることに加え、就業の障壁を小さくするために必要な支援ニーズに沿った支援を実施し、必要な資格取得に係る費用を助成するなど専門的技術の習得を支援し、本町の漁業の担い手づくりを支援していく。

定置網漁業においては、雇用型漁業として新たな従事者の受入が進んでおり、本町の水産業において貴重な担い手となっている。行政としても、新規就業の受け入れを後押しすべく、必要な支援策を検討する。

④ 水揚げ向上・水産資源の確保

近年、資源が減少傾向にある近海のカツオ一本釣りに関して、活餌の供給に引き続き取り組みことに加え、水揚げ港としての魅力向上を図り、カツオ一本釣漁船等の更なる誘致を促進する。そのほか、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）における議論の動向を注視しつつ、カツオ資源の適切な管理に向け、町内の漁業者と連携して関係機関に働きかけていく。

水産資源の減少が深刻な沿岸漁業の操業域においては、イセエビ漁場の計画的な造成及びアマダイ等の有望種苗の放流などにより水揚げ量の増加を図るとともに、その効果・検証についてももしっかり取り組んでいく。また、素潜り漁業者の所得向上を目的に、民間企業と連携しながらナマコ漁業の事業化を図る。

沿岸域の藻場の再生、水産資源の回復を目指した取組として、引き続き藻食魚類の駆除を実施するとともに、土佐湾に流入する河川の水質改善を目指し、山林の管理（広葉樹植樹による雑木林の形成）について実施に向けた検討を開始する。

（４）商工業の振興・維持

商工業の分野は、農林漁業分野と同様に、新たな担い手を育てていくことでその振興を図っていく。町内で新たな取組に挑戦する際の支援体制を構築していくとともに、職場環境の改善など働き方にも着目した支援を講じていく。

スポーツを中心とする観光面の成長を上手く町内消費に結びつけることで、町内に新たな経済効果を呼び込む取組を進める。特に体験型観光（ホエールウォッチングや黒潮一番館）への集客を強化する必要があり、PR方法の検証や操業形態の見直しなどに取り組む。特に、今後、延伸が予定されている四国横断自動車道の終点効果を最大限地域経済に波及させる取組が必要である。

また、地域内に点在する小売店の地域における機能や役割を検証し、地域に必要な機能をどう残していくか検討を始める。

重要業績評価指数（KPI）	目標（H31）	実績（H26）
町内の小売店舗数	維持	88店舗 ※H29
観光客入込数	100万人以上	—
スポーツ誘致による延べ宿泊数	13,370人泊	4,483人泊

※ 町内の小売店舗数については、現在調査・精査中であり暫定的な数となっている。

① 事業拡大

町内事業者が新たな商品の企画や開発、販路拡大等、生産から販売に至る各段階において新たな事業に取り組む際に必要な経費を支援するとともに、県や金融機関等で構成する黒潮町中小企業者等経営支援会議による経営支援などを通じて、地域

の小売店の経営をしっかりと下支えをしていく。地域振興・活性化に資する事業を展開する事業者には、事業資金の調達を支援することで事業者の経営的負担を軽減し、事業の安定運営をサポートする。また、これまで町内の貴重な雇用の場となってきた共同作業場についても、事業の更なる飛躍を目指す取り組みは町としても積極的に支援していく。

そのほか、道の駅などの集客施設の機能を整理・強化する取組を展開する。今後、四国横断自動車道の延伸により、新たに高速道路の終点効果による経済効果が期待される。本町が単なる通過点とならないためにも、この終点効果を最大限地域経済に波及させる取組が必要である。町としてどのような取組が考えられるか、まずは佐賀地域における現状の整理し、事業案の検討を行う。

② 担い手作り

商工業分野における所得の底上げするため、資格等の取得を目指す就業者に対し町が一定の支援することで、産業全体の生産規模の拡大や個人の所得水準の引き上げを図っていく。

さらに、地域経済の新たな担い手となる創業者のチャレンジの機会を確保し、支えていくことは、地域の活力を維持していくうえで重要な施策である。創業支援を積極的に行うことにより、地域経済の活性化と雇用の場の確保につなげるとともに、移住者の受け皿の役割としても機能させるため、関係機関と連携し取組を展開する。

③ 事業継続

町内に点在している小売店について、単に経営の安定化や収益の向上という観点からではなく、地域において担う役割という視点から、必要に応じて事業の継続支援に取り組む。まずは、町内の小売店の事業継続性、後継者の有無、顧客層、購買状況などの現状を整理した上で、どのような支援が考えられるか商工会とともに検討を進める。

④ 観光振興

近年、増加傾向にあるスポーツツーリズムに関し、引き続き、町内の運動施設を最大限活用したイベントや、豊かな自然を体感できるスポーツを発信していくことで町の持つ魅力を磨き上げ、交流人口全体の底上げを図る。また、本町を訪れるスポーツ観光客の中には、スポーツだけに限らず、町内の体験型観光メニューをセットでPRしていくことで町内各地への周遊と滞在時間の増加を促進し、宿泊のみならず飲食や小売など町内の様々な消費活動に結び付けるなど、経済波及効果を高めていく。

一般観光についても、海・山・川に恵まれた本町の豊かな自然環境を活かした誘客を強化していく。特に、本町のシンボルの一つであるカツオを軸に、黒潮一番館を拠点にカツオのタタキや天日塩づくりなどの体験をセットで提供するなど、黒潮町の自然環境をパッケージで魅せることで観光資源の磨き上げを行う。また、佐賀

地域の津波避難タワーや町内各地の避難道など、過去何度も津波に襲われたこの土地で自然と共存している本町ならではの「防災（ストーリー）」を新たな観光資源と捉え、観光商品の企画・立案を進める。こうした体験型観光の充実により、一般観光客や修学旅行客の誘客強化を図っていく。

本町の観光振興にあたっては、地域内の様々な関係者による新たな観光推進組織である砂浜美術館や黒潮町観光ネットワークと連携しながら取組を進める。特に、観光情報の発信に関しては、日本版DMO候補法人である砂浜美術館や黒潮町観光ネットワークと連携するとともに、道の駅を中心に来町者の目に多く触れるよう情報発信に努める。

そのほか、幡多地域6市町村を一つのエリアとして観光振興を図る取組を広域組織において展開している。町としても、黒潮町の魅力を通じて幡多全体の誘客増となるよう、観光情報の発信や特産品の販売等、積極的に連携を図っていく。

(5) 新産業の育成

本町の新たな強みである防災と恵まれた地域産品を活用した新たな産業として缶詰製品の開発・育成に取り組む第三セクターを、町が主体的に外商戦略に打って出るための基幹的な企業へと育成する必要がある。自社の商品だけでなく、町内外の産品との組み合わせによる商品開発などにより売上げの増加に努め、直接及び間接的に雇用の場の拡大につなげる。

重要業績評価指数 (KPI)	目標 (H31)	実績 (H26)
新規雇用者数 (社員)	H31までに1人	5人
新規雇用者数 (パート従業員)	H31までに3人以上	12人
売上高	100百万円	13.5百万円
地域資源を活用した商品開発数	10品目以上	—

① 工場移転に向けたサポート

現在の缶詰製造工場である地域特産品処理加工施設は、四国横断自動車道の建設予定地に位置しており、今後、代替地を確保の上で移転計画を進める必要がある。施設管理者である本町としても、会社の経営に支障なく、円滑に移転手続きが進むようなサポートを講じていく。

② 内需拡大

単なる防災商品としての缶詰ではなく、黒潮町の農水産物や黒糖・天日塩といった加工品等、地域産品を活用した商品を開発・提供することで、町内生産者にとっての新たな需要となり、産業全体の活性化につなげる。

また、更なる販路を開拓すべく、他の町内や県内産品との組み合わせによる新たな商品開発を進めることで売上げの増加に努め、直接及び間接雇用の増加を図る。

③ 事業展開・経営

外部専門家等を活用した缶詰工場の従業員教育を通じた組織育成及び生産環境

の改善等を行い、品質管理体制の強化を図る。また、大量取引や高度な品質管理といった業務遂行能力に長け、組織の中核を担える人材を外部から獲得することも視野に入れ、組織の外商・生産能力を強化する。

そのほか、高い衛生レベルと品質管理能力を有する製造設備を整備し、製品の安全性を高めることで信頼の確保、外商力強化を図る。

(6) 町外市場の開拓

本町の魅力ある特産品を広く町外の人々に知ってもらい、新たな消費者に繋げていくことで、生産者の所得向上、生産規模の拡大、雇用増加の好循環を生み出し、本町の産業全体の活性化を図る。ふるさと納税制度の返礼品制度を積極的に活用することも視野に入れ、黒潮町産品の認知度向上に努めるとともに、様々な機会を捉えて情報発信、PR活動を展開し、町外での市場開拓を進める。

また、町が主体的に外商戦略に打って出るためには、町内の小売事業者単体では大きなPR効果が出にくい。そこで、第三セクターである缶詰製作所が町内事業者にとっての商社的機能を担い、町内産品の町外へのPR、販路拡大を展開していくことで町産品の消費拡大、町産業全体の振興を図る。

重要業績評価指数 (KPI)	目標 (H31)	実績 (H26)
ふるさと納税返礼品	65企業400商品	1企業3商品
ふるさと納税金額	400百万円	3.3百万円
ふるさと納税件数 (累計)	25,000件以上	40件

① 認知度向上・販売促進

都市部で行われるイベント等に加え、高知市との連携中枢都市圏の連携事業を活用し、積極的なPR活動を行うことで町のファンづくり及び特産品の認知度向上につなげる。

また、ふるさと納税制度の活用にあたっては、単に返礼品の拡充を行うだけでなく、納税の繁閑時期を捉えた拡充を行うことで、より多くの人々の目に着きやすくなる工夫を行う。同制度を町の新たなファンをつくる機会、町産品を知ってもらう機会と捉え、町内事業者による生産品の町外消費拡大につなげる。

② 商社的機能の確立

ふるさと納税制度の活用によってできたネットワークを生かしながら、引き続き希望商品を購入できる環境を整えることで、町外の継続的な販路としての確立を目指す。その際、第三セクターである缶詰製作所がセット商品の開発などを通じて培ってきた商社的機能を活用し、PR手法の開発、町外の販路拡大に取り組んでいく。

基本目標2 新しい人の流れをつくる

「東京一極集中」が進む現状において、本町へ新しい人の流れをつくるためには、「黒潮町を知る」ことから始め、「黒潮町に住んでみたい」「住んでみる」と順を追ったプロセスを構築し、その受け皿となる環境を整えることが必要である。

そのためにはまず、観光やイベントなどにより本町のことを知る人、訪れる人を増やすとともに、そうした機会を通じて町の魅力を感じてもらい、継続的に町に関心を持ってくれる人を一人でも多く作り出していくことから始める。そうして本町に興味を持った人たちの中から「黒潮町に住んでみたい」と思えるよう、移住後の具体的な生活のイメージが持てるようなPRを展開するとともに、移住希望者のニーズにマッチするような多様な住宅の提供や情報発信、移住後のサポートなど、移住・定住に繋がる支援を提供することで、移住者の拡大に繋げていく。

本町で生まれ育った若い世代(10代後半から30代前半の世代)は、進学や就職により本町から転出する傾向にあることから、この状況をできるだけ抑えるとともに、「本町に帰る」ということを意識してもらえるような情報提供の在り方を検討する。その際、産業振興施策や子育て支援施策と連携した具体的な生活に関する情報の提供など、Iターンと異なるアプローチで取組を展開していく。

1. 数値目標

	目標 (H31)	実績 (H26)
人口の社会増減	均衡	△84人

2. 基本的な方向と具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)

(1) 移住の促進

平成24年3月に国が南海トラフ巨大地震の被害想定を公表して以降、日本一の津波高が予想された本町では、津波リスクを恐れる町民の町外への流出が相次ぐこととなった。しかし、その後、全町を挙げての防災の取組が注目を浴びるにつれ、徐々に黒潮町が本来持っている魅力に惹かれた移住希望者が増加してきている。自然の中で子育てを希望する子育て世帯や家庭菜園に取り組みながら田舎でのスロースライフを楽しみたい世帯、趣味のサーフィンを日常的に楽しみたい世帯など、老若男女を問わず本町への移住を希望する者がいることは本町の持つ可能性の広さを示している。しかし、こうした移住希望者は、「黒潮町」に注目しているという以上に、黒潮町の「自然」に注目しているのであり、必ずしも本町に移住してくるとは限らない。本町としては、こうした移住希望者を可能な限り受け入れられる体制を整えるとともに、「黒潮町」に移住を希望してくれる者を増やしている取組が重要である。

そこで、①HPでの情報発信、②移住に関する相談対応、③本町への直接訪問(住居の見学)、④移住というプロセスに応じて取組の評価・改善を図り、全体としての移住者増を目指していく。

移住の促進にあたっては、人口ビジョンに掲げる人口展望を意識して事業を展開していく必要がある。特に婚姻率の改善や出生数の増加に加え、年少人口や生産年齢人口の転入者が増えることで、全体の人口目標につながっていくことを意識する。

重要業績評価指数（KPI）	目標（H31）	実績（H26）
移住支援HPアクセス数	20万件	15万件
役場窓口への相談件数	390件	137件
協議会を通じた移住者数	45組90人以上	12組
転入者数（全体）	326人	261人
転入者のうち子育て世帯の転入組数	32組96人	—

① 情報発信の強化

黒潮町への移住に関心を持ってもらうための取り組みを進め、移住希望者のニーズの高い「住む場所」「仕事」「生活」などを中心に情報発信を行い、単なる関心から実際の行動へと促していく。

町外から本町の情報にアクセスする際に、本町の公式HPが窓口となることから、HPにおいて本町の基本情報（産業、商業、自然などの魅力）も含めた積極的な情報発信が重要であり、住宅情報だけに限らない様々な町の情報に気軽にアクセスできる環境を整えていく。その際、教育委員会が中心となって取りまとめているデジタルアーカイブを活用し、本町での実際の暮らしをイメージするための参考資料として積極的に発信していく。

担い手不足が深刻な一次産業分野においては、HP上での情報発信はもちろん新規就業フェアへの出展等の機会を捉え移住情報を発信していくなど、パッケージで情報発信していく。

また、東京や大阪などの都市部における移住フェアへの参加のみならず、高知市との連携中枢都市圏構想の枠組みを活用した高知市内での移住相談会の実施や、高知大学における就職・移住相談会の開催を模索するなど、より本町に身近なターゲットに対しIターン・Uターンの移住希望者獲得を目指す。

② 受入体制の充実

黒潮町への移住の相談窓口、受入体制として移住相談員を配置する。本町の移住（希望）者の動向によると、本町への移住を希望する者は、実際に移住に結びついた者の数以上に存在しており、まずはこの乖離を埋めていくことを目的に受入環境の検証と改善に取り組む。

また、移住希望者のニーズを押さえた物件を提供すべく、移住者支援団体と連携して空き家登録希望物件の調査や移住定住に係る相談、移住者交流会の開催等を行う。その際、単に住宅情報のみを提供するのではなく、学校や保育所、スーパーなどの生活環境とセットで情報提供するなど、より具体的に移住をイメージできる情報提供に努める。

今後、受入基盤となる住宅の掘り起こしに際し、地域と連携して住宅確保に努め

るなど、移住者が移住後に地域の担い手となって活躍してもらえる関係づくり、環境整備を進める。

③ 住宅整備の促進

町内に多数存在する空き家物件を貴重な資源と捕らえ、移住者向けの住宅として活用するべく、利活用に必要な改修や荷物の処分に要する費用を補助するなどによる町内の住宅確保を引き続き進める。

物件の確保にあたっては、移住希望者のアンケートの結果を踏まえ、国の制度である空き家中間保有事業を活用したりノベーション物件の提供など、安価で優良な賃貸住宅の提供に努める。また、中間保有事業によらない空き家物件に関しても、建物の修繕費用が移住の際のネックとならないよう、空き家修繕等補助事業等により町としても住宅整備への支援充実に努める。

そのほか、若者や子育て世帯の移住者に向けた住宅供給について具体的手法を検討するとともに、空き家等の既存資源の枯渇に備えたPFI／PPPによる住宅供給についても検討を開始する。

基本目標3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える

今後、継続的に人口が減少していくことが見込まれる本町においては、産業のみならず地域の維持、担い手の確保についても喫緊の課題である。将来にわたって産業や地域の活力を維持していくには、まず若い世代が結婚の希望を叶えられる環境、安心して妊娠・出産・子育てが出来る環境であることが非常に重要である⁴。

本町においても結婚や出産・子育てを希望しながら、何らかの理由によりその希望を断念せざるを得ない方が存在しているとの前提に立ち、実状の把握に努めるとともに、出会いの場の創出や結婚への支援による婚姻率の上昇、妊娠から子育てまで切れ目の無い支援による合計特殊出生率の上昇と出生数の増加を図っていく。

基本目標3に関連する事業のうち、福祉、教育基本計画に位置づけられる事業と重複するものについては、福祉、教育基本計画に沿って事業の進捗管理を行うものとし、創生基本計画では施策の概括的記述にとどめるものとする。

1. 数値目標

	目標 (H31)	実績 (H26)
婚姻率 (20~39歳)	男性30.7% 女性49.0%	男性29.7% ※H27 女性48.0% ※H27
婚姻件数 (婚姻後、本町に居住する夫婦)	40組/年	37組/年
合計特殊出生率	1.64	1.43 ※H20~24
年間出生数	60人/年 ※H32	55人/年

2. 基本的な方向と具体的な施策と重要業績評価指標 (KPI)

(1) 結婚支援

2015年の国勢調査の結果によれば、本町の20-39歳男性の未婚率は65.6%、20-39歳女性の未婚率は43.7%となっている。これらの若い世代が結婚の希望を叶えることが出来る環境を整えていくことも、合計特殊出生率の改善と同様に重要である。町としても、独身男女の出会いの場の創出や生活安定化の支援などを通じて、結婚を望む若い世代が黒潮町で結婚して新たな家庭を築く後押しをしていく。

⁴ 高知県が実施した「平成 27 年度出会いから結婚・子育てまでの切れ目ない支援のための県民意識調査」によると、結婚をしていない主な理由には、「適当な相手にめぐり会わない」、「安定した就労状況でない」といった回答が挙げられており、理想の数だけ子どもを持たない理由には「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」との回答を挙げる男女が6割を超えている状況にある。

重要業績評価指数 (KPI)	目標 (H31)	実績 (H26)
年間婚姻件数	40組/年	37組/年
婚姻率 (20~39歳)	男性30.7% 女性49.0%	男性29.7% ※H27 女性48.0% ※H27

① 交流活動の支援・維持

町内の居住する男女の婚姻率上昇を目的に、黒潮町の環境を活かした婚活事業を展開する。また、幡多6市町村と連携して幅広く参加者を募るとともに、幡多のさまざまなコンテンツを組み合わせた魅力あるイベントに発展させていくことで参加者の確保、事業継続に結び付けていく。

そのほか、同様の活動を展開している団体に経済的支援を行うなど、官民が重層的に出会いの場を創出することで婚姻率の上昇を目指す。

② 結婚支援

若い世代が結婚後も黒潮町に住み続け、新たな家庭を築いていくことを後押しできる支援制度を検討する。

(2) 妊娠・出産及び子どもの健康のための環境整備 (ソフト事業)

誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう医療機関をはじめとする関係機関等と連携し妊娠・出産及び子育てを支える環境づくりを推進する。また、子育て支援サービスの充実を図り、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援体制を整備する。

重要業績評価指数 (KPI)	目標 (H31)	実績 (H26)
合計特殊出生率	1.64	1.43 ※H20~24
年間出生数	60人/年 ※H32	55人/年

(3) 子育て支援策の充実

出産から子育て、仕事との両立支援まで、切れ目のない支援を提供することで、各子育て世帯の希望する子育てを実現できるようサポートしていく。また、就学後の児童についても、学校以外の居場所作りや自主学習の機会の提供などを通じて、安心して子育てができる環境の整備に努める。

重要業績評価指数 (KPI)	目標 (H31)	実績 (H26)
就学前児童数 (0~5歳)	394人	329人 ※H27
小学生数 (6~11歳)	398人	441人 ※H27
中学生数 (12~14歳)	206人	266人 ※H27

(4) 子育て環境の整備（ハード事業）

子育てに取り組むにあたって障害となりうる道路環境の整備や住居の確保、おでかけ先となる公園等の適切な維持管理など、周辺環境の整備に取り組むことで子育てのしやすいまちを目指す。

重要業績評価指数（KPI）	目標（H31）	実績（H26）
（3）と同じ。		

基本目標4 地域とともに安心して暮らし続けられる環境を作る

人口減少の進展により、特に中山間地域の集落では、安心して暮らし続けていくための機能をどのように維持していくかが大きな課題となっている。足りない機能を行政が全て補うあり方でなく、住民同士による支え合いも含め、地域住民と行政とが互いに連携し、機能を分担していく必要がある。そのために、行政は、地域主体の活動への支援に軸を置き、地域の活動拠点の整備や交流の場づくりなど地域単位でのコミュニティ育成に取り組んでいく。その際、既存の空き家や学校施設など、町内の既存資源を活用した効率的なあり方を模索していく。

若者から高齢者まで多くの住民が、交流しながら知恵を出し合い、当事者意識を持ってまちづくりを進め、誰もが安心して暮らし続けられるまちを目指す。

基本目標4に関連する事業のうち、福祉、教育、防災基本計画に位置づけられる事業と重複するものについては、福祉、教育、防災基本計画に沿って事業の進捗管理を行うものとし、創生基本計画では施策の概括的記述にとどめる。

1. 数値目標

	目標 (H31)	実績 (H26)
集落活動センター開設数	4箇所	2箇所
あったかふれあいセンター開設数	6箇所	3箇所
現在の61地区を維持する	61地区	61地区

2. 基本的な方向と具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)

(1) 「小さな拠点」の形成

本町において「小さな拠点」の形成を進めるべく、県の推進する「集落活動センター」と「あったかふれあいセンター」の整備に取り組む。また、地域の自立的な活動の拠点である「集落活動センター」においては補助によらない施設運営を目指し、小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点である「あったかふれあいセンター」においては、対象地域内の課題ごとに特色ある施設への転換を進める。

重要業績評価指数 (KPI)	目標 (H31)	実績 (H26)
集落活動センター活動への参画地区数	16地区	12地区
あったかふれあいセンターによるサービス提供可能地区	61地区	32地区
サテライトサービスのみ提供可能となっている範囲	4地区	5地区

※ 「サテライトサービスのみ提供可能となっている範囲」は、「あったかふれあいセンターによるサービス提供可能地区」の内数。

① 集落活動センターの普及・機能強化

住民が活動の主体となって、集落連携等による地域の支え合いや活性化を促す「集落活動センター」については、行政の補助に頼る運営から自立的な経済活動による運営となるよう、収支に重点を置いた経営への転換や運営方法のあり方見直しなどに取り組む。

また、高齢化による担い手不足が進んでいることから、新たな担い手の確保を進めるとともに後継者の育成に努める。

② あったかふれあいセンターの整備等

これまで、地域福祉の「小さな拠点」となるよう、町内に6箇所のあったかふれあいセンター設置を目指して取り組んできた。既に4箇所（北郷、よりあい、こぶし、佐賀）の整備が済んでおり、引き続き、白田川地域への設置に向けた調整を進めるとともに、三浦（田野浦、出口）地域へのサービスのあり方を地域と協議していく。既存の4箇所においても、地域の課題に応じた特色ある施設への転換を図るべく、現在の取り組みを見直していく。

③ 公共交通網の整備

今後、中山間地域を中心に交通弱者が多数生じてくることを見込まれていることから、中山間から市街地へのデマンドバスを既存の1系統に加えて新たに3系統を敷設することで、中山間地域においても安心して暮らし続けていける環境を確保していく。新路線の敷設に向け、現在提携している事業者との協議を進める。

また、既存の路線についても、運送料金の見直しなどにより利用者の増加を図るなど、公共交通全体の活性化に努める。

(2) 健康的な生活の推進

高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう保健、医療、福祉、交通など生活支援の充実を図るとともに、生涯にわたり健康で元気な生活ができるよう健康増進の取り組みを強化する。

重要業績評価指数 (KPI)	目標 (H31)	実績 (H26)
特定健診の受診率	48%	40%

① 医師による健康相談

黒潮町版地域包括ケアシステム構築の一環として、幡多医師会と連携し、町内のあったかふれあいセンターへ医師を派遣してもらい、医師による健康相談やバイタルチェックを実施する。他の専門職との連携や既存の取組への助言をもらうことで疾病の早期発見や重症化予防など、質の高いサービスの提供につなげていく。

(3) 地域ぐるみによる安全・安心のまちづくり

自助・互助・共助による地域のあり方は、南海トラフ巨大地震とそれに伴う津波

災害の場面においても重要な考え方であり、平時から地域において住民同士が互いの役割を認識し、互いに支え合う地域防災の実現を目指す。

重要業績評価指数（KPI）	目標（H31）	実績（H26）
地区防災計画の策定	50地区	—

（４）ふるさとづくりの推進

これまで本町の各地域において受け継がれてきた伝統行事や文化が少子高齢化、人口減少により、衰退・消滅の危機に瀕していることから、これらの伝統行事や文化をしっかりと後世に受け継ぐべく、デジタルアーカイブとして記録していく。また、地域の伝統行事等は本町での実際の暮らしをイメージする上で貴重な参考資料となることから、移住希望者に向けたPRとして記録内容を積極的に発信していく。

重要業績評価指数（KPI）	目標（H31）	実績（H26）
デジタルアーカイブ選定地区数	14地区	—

第二部 福祉基本計画

1. 福祉を取り巻く現状認識と基本目標

本町では、2020年に高齢者数4,570人、高齢化率44.3%に達し、2030年には4,002人、46.5%となる見込みである。また、町の総人口も2020年に10,305人、2035年には7,517人にまで減少すると想定されている。

急速に進む少子高齢化により、これまで支える側であった世代が、医療・介護のリスクの高まる高齢者世代へと流入し、支える側と支えられる側のバランスが逆転することで、これまで以上に医療・介護の提供体制の維持が困難になり、施設や在宅で必要なサービスを十分に提供できなくなることが懸念される。こうした支える側の世代の負担の増大を、出産や子育てといった次の世代に繋がる負担の軽減によってバランスを保とうとすることは、更なる少子化を招く結果となり、負のスパイラルに陥る恐れがある。

人口減少及び少子高齢化の進展は個人の問題にとどまらない社会のあり方全体に影響を及ぼすものであり、住民全員が共有すべき重要な課題である。高齢者や子育て世帯、障がい児者を社会全体で支えていくために、住民個人による自助の取組の推進及び隣近所や地区・地域による共助（互助）の支援体制を構築していく必要がある。

以上を踏まえ、本町では、①子どもから高齢者まで住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくり、②来るべき少子高齢化社会に対応した福祉のあり方である「黒潮町版地域包括ケアシステム」を構築することを本計画の基本目標とする。

2. 基本目標の考え方

(1) 地域とともに安心して暮らし続けられる環境づくり

町は、これまで高齢者福祉や児童福祉に加え、壮年期の健康増進に関する取り組みや障がい児者を対象とした取り組みなど、幅広い福祉施策を講じてきた。しかし、少子高齢化社会の進展に伴う地域社会の変化により、町財政の逼迫に加え、生活課題や福祉課題が複雑・多様化していくことで、公的なサービスで十分に対応できない場面が多くなってきている。

こうした中において今後の本町の福祉のあり方を考えるとき、今一度、黒潮町地域福祉計画⁵に掲げる「『おたがいさま』の心で彩る笑顔あふれるまちづくり」という基本理念に立ち戻り、「地域の中で困っている人を、まずは地域の中で助ける」地域づくりを進めていく必要があるのではないかと。「家族やご近所の人たちに囲まれて、住み慣れた黒潮町でいつまでも安心してくらしたい」まちを目指し、行

⁵ 「第2期黒潮町地域福祉計画 黒潮町地域福祉活動計画」（平成29年3月） 34頁

政だけでなく地域やNPO等と連携しながら取り組みの充実を図っていく。

(2) 「黒潮町版地域包括ケアシステム」の構築

現在、国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住み慣れた地域で希望する自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される高齢者福祉のシステム「地域包括ケアシステム」の構築を推進している。本町においても、従来の福祉システムを生かし、新たな福祉のあり方である地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく。

① 「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方の整理

地域包括ケアシステムは、その前提に「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方がある。これは、複雑・多様化する支援の提供を「誰の費用負担で」行うのかという視点から整理されたものである⁶。すなわち、「公助」は税による負担、「共助」は介護保険や医療保険などリスクを共有する仲間による負担、「自助」は自らの負担によりサービスを受けることをいう。なお、「自助」には「自分のことは自分です」という以外に、費用を自己負担して支援サービスを利用する場合も含まれる。「互助」は、相互に支えあっているという意味で「共助」と似ているが、地域住民によるボランティアなど費用負担の裏づけのない支援を意味する。

これらの考え方には明確な線引きがなく、それぞれが重複しあう関係にあると整理されている。たとえば、保険サービスを利用する場合、保険負担分とは別に自己負担分が発生するが、これらは同一のサービスを利用する際に「共助」と「自助」が混在しているということである。

従来の福祉においては、「共助」や「公助」によるサービスが大きな役割を担ってきたが、今後の少子高齢化社会においては「自助」「互助」に求められる役割が大きくなっていくことを認識しながら地域包括ケアシステムを構築する。

② 高齢者、町（役場）、事業者、地域の目指す方向

高齢者はサービスの利用者である前に自らの生活を支える「自助」の主体である。この自助には、自ら健康づくりに取り組むといったような自己管理だけでなく、自らの金銭的負担によってサービスを購入するという自己管理も含まれている。地域包括ケアシステムにおいては、高齢者であるからといってサービスの利用者とするのではなく、地域や社会に積極的に参画、貢献していく主体であり、そうした社会活動が「介護予防」につながっていくという認識を持つことが重要である。場合によっては、高齢者自身が生活支援サービスの担い手となり、新たな地域資源となり

⁶ 「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書〈地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点〉三菱UFJリサーチ&コンサルティング（平成25年3月） 4頁

活躍することも考えられる。

町は、地域包括ケアシステムを構築する上で、「自助」「互助」「共助」「公助」のバランスの取れた仕組みとなるよう配慮するとともに、システムの構築に関する全体の進捗管理を行う司令塔としての役割を担っている。住民個人の抱える課題や地域の実態把握・分析を行うとともに、サービス供給の担い手となる地域資源の掘り起こし、再整理を行い、課題と地域資源との結びつきを促すことで、全体としての適正化を図っていく。こうした「地域マネジメント」の機能を担っていく上で、具体的な計画立案とそのフォローアップをしっかりと行うことで地域包括システムの最適化を目指していく。

また、町は、税負担による公助を担う基礎自治体であると同時に介護保険の保険者でもある。「公助」による支援のみならず、「自助」や「互助」による取り組みを促進するとともに、人口減少、少子高齢化社会に備えた「共助」のあり方についても改めて見直していく必要がある。

医療や介護を担う事業者においても変化が求められる。地域包括ケアシステムにおいては、医療・介護分野をはじめとする多くの専門職相互の連携が求められる。互いの情報共有はもちろん、専門職の有する知見を生かした事業が重層的に展開されていくことで、利用者の多様なニーズへの適切なサービス提供につながっていく。入院・入所者に限った話ではないことから、事業者間だけにとどまらず、あったかふれあいセンター事業など様々な場面で情報共有と専門職相互の連携を図ることで、入所サービス利用者から在宅生活者まで切れ目の無いケア体制を構築する。

地域包括ケアシステムは、単に保健・医療・介護の問題を「共助」「公助」により解決することに限定した考え方ではなく、「自助」や「互助」などの日常生活までを含む幅広いものである。したがって、その担い手も上記に挙げてきた主体以外に、民間企業やNPO、社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員などのほか、各地区の積極的な関与があって高い効果を生むと考えられる。黒潮町版の地域包括ケアシステムの構築にあたっては、町内・外を問わず、さまざまな主体を担い手として組み込んでいく。

③ あったかふれあいセンターが核となる仕組み

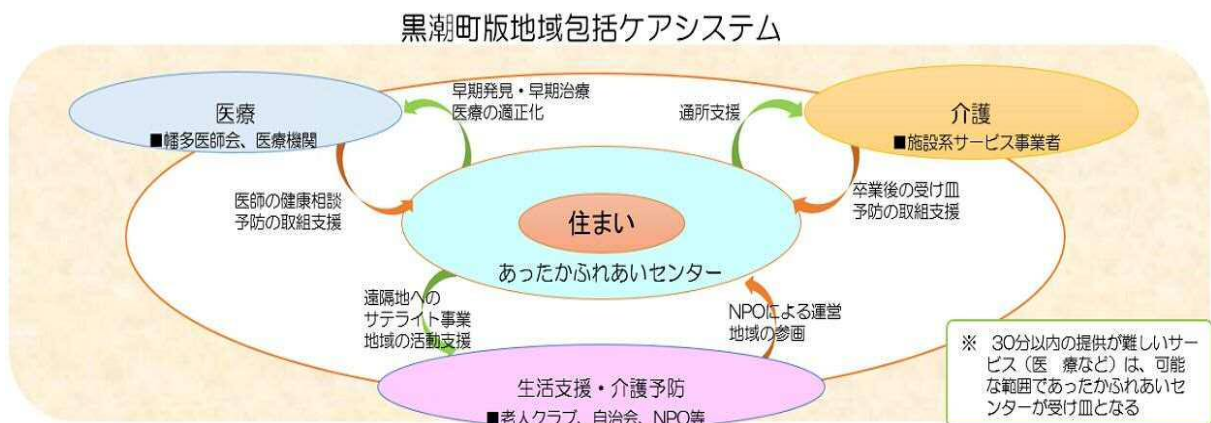
黒潮町では、「地域の自発的で自主的な活動の拠点的な施設」として、現在、町内に4箇所、将来的には6箇所のあったかふれあいセンターを整備し、地域ごとに特色のある支援サービスを実施していく。すでに開設済みの4箇所では、高齢者等が楽しみながら健康増進や認知症対策などに取り組んでいる。

地域包括ケアシステムでは、医療や介護と住まいとなる地域や住まいを結びつけ、高齢者にその日常生活圏内でさまざまなサービスをトータルで提供する体制の構築を目指すものである。しかし、本町のような人口減少・少子高齢化の進む地域に

においては、どの分野においても担い手不足が深刻な状況にあり、本人や家族にとって在宅でのケアは非常に高いハードルとなっている。

そこで、本町の地域包括ケアシステムでは、医療や介護といったサービスが必要になる前の段階において、予防や早期発見・早期治療を重視した取り組みを展開し、可能な限り健康寿命を延伸することで「住み慣れた地域で希望する自分らしい暮らし」を長く続けていける環境を目指す。

そのために、本町では、あったかふれあいセンターを地域包括ケアシステムの核と位置づけ、医師や薬剤師等の専門職の参画を得ながら様々な健康増進・予防事業を展開する。また、あったかふれあいセンターで実施する事業だけでなく、必要に応じて地域と医療機関や介護施設との接続を図るなど、切れ目のないシステムの構築を目指す。さらに、医療機関や介護施設から退院・退所した場合、あったかふれあいセンターがその受け皿となり、身体機能の維持・向上や健康増進の取り組み、地域活動への参画を促進していく。



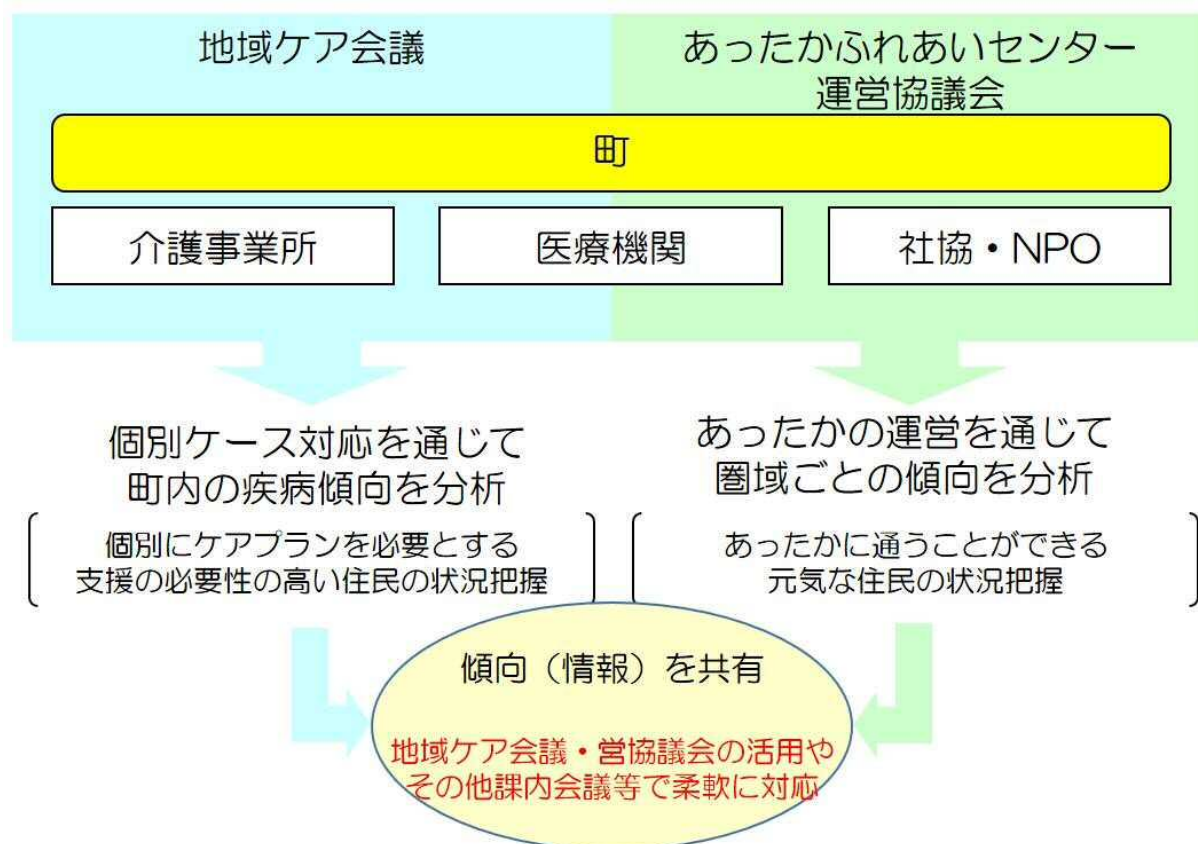
④ 黒潮町版地域包括ケアシステムにおける地域マネジメント

地域包括ケアシステムの円滑な構築のためには、自治体による「地域マネジメント」による工程管理が必要とされている⁷。すなわち、「地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善」していくことが重要になる。

黒潮町版地域包括ケアシステムにおいては、その核として位置付けるあったかふれあいセンターにおいて、既に定期的な運営協議会を開催し、運営する社会福祉法人やNPOだけでなく地域や町も加わり地域課題を共有し、取り組み内容の改善を図ることとしており、この運営協議会を通じたマネジメントを基本とする。さらに、在宅医療・介護を必要とする方々については、包括支援センターや保健師、医療関

⁷ 「地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書〈地域包括ケア研究会〉地域包括ケアシステムと地域マネジメント」三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（平成 28 年 3 月）

係の専門職を含む地域ケア会議において、疾病の情報集約・傾向の分析がなされているところ。今後は、それぞれの持つ情報を共有し、あったかふれあいセンターで提供するサービスをより効果の高いものにしていく。



3. 本計画とその他計画との関係

本計画は、第1次黒潮町総合振興計画（以下、「総合振興計画」という。）に代わり、黒潮町の新たなマスタープランとなる黒潮町総合戦略を構成する。したがって、総合振興計画が担っていた他の様々な計画に共通する課題とその基本的な考え方・方向性を示すという横串機能を引き継いでいる。

ただ、黒潮町総合戦略（創生基本計画を除く。）は、法律の根拠によるものではなく、戦略を着実に前に進めるべく、組織の業務管理に重点をおいて策定する本町独自の取組である。本計画の記載内容が、各種法律等に基づいて策定されている他の計画と明確な上下関係に立つものではなく、方向性が異なっているからといって何らかの強制力が働くものではないことに留意する必要がある。

本計画はあくまで、本町の福祉分野を通じて共通の課題となっている人口減少・少子高齢化社会に対し、どのような方向性を持って業務に取り組むのかを示すものである。

1. 地域とともに安心して暮らし続けられる環境づくり

(1) 地域福祉の充実

少子高齢化社会の進展に加え、若い世代の都市部への流出に伴う核家族の増加など、家族内・地域内の支え合いが希薄化してきている。山間部を中心に地域行事の実施が難しくなる地域が出てくるなど、地域の活力の低下が顕著である。また、こうした状況は、個人の事情や地域の特性によって様々であり、福祉をとりまく環境が年々複雑・多様化してきている。

本町においては、「『おたがいさま』の心で彩る笑顔あふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、町と地域住民、社会福祉協議会、NPOが連携し“あったかふれあいセンター”事業を核とする自助・共助による地域福祉に取り組んできた。引き続き、このあったかふれあいセンターを核に、町と地域とが連携しながら地域の状況に応じた課題の解決を図っていく。その際、すべての住民が地域の担い手であり受け手でもあるとの認識を共有しながらお互いの不足するところを補い合う地域づくりを心がける。

	目標 (H31)	実績 (H29)
あったかふれあいセンター整備数	6地区	4地区
あったかふれあいセンターによるサービス提供可能地区	61地区	49地区
サテライトサービスのみ提供可能となっている範囲 ※	4地区	6地区

※ 「サテライトサービスのみ提供可能となっている範囲」は、「あったかふれあいセンターによるサービス提供可能地区」の内数。

① あったかふれあいセンターの整備

これまで、地域福祉の「小さな拠点」となるよう、町内に6箇所のあったかふれあいセンター設置を目指して取り組んできた。既に4箇所（北郷、よりあい、こぶし、佐賀）の整備が済んでおり、引き続き、白田川地域への設置に向けた調整を進めるとともに、三浦（田野浦、出口）地域へのサービスのあり方を地域と協議していく。既存の4箇所においても、地域の課題に応じた特色ある施設への転換を図るべく、現在の取り組みを見直していく。

② ボランティアの育成

ボランティアは、地域を支える存在としても介護保険制度を支える存在としても

非常に重要であり、将来、自助・共助の福祉を目指す上で不可欠な存在である。しかし、現在、町内で活躍しているボランティア組織は決して多くなく、ボランティアの育成やボランティア組織の整備が課題となっている。まずは、町と社会福祉協議会とが連携し、町内の美化活動への参加など、比較的参画しやすい分野でのボランティア育成に努める。

③ 自殺対策の実施

第2期高知県自殺対策行動計画によると、自殺の原因・動機別では「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」等となっている。平成28年度の「健康問題」の内訳では、約半数が「うつ病」とされている。そこで、本町の自殺対策としては、婦人会や民生委員など各地域に会員等がいる団体を対象に研修会を開催し、各地域に自殺の危険を示すサインに気づける方を一人でも多く増やしていくことで自殺を未然に防ぐ環境づくりを進めていく。

④ 見守り体制の拡充

高齢者や子どもたちが地域で安心して生活できるよう、重層的な見守りを展開すべく、普段から町内を巡回している宅配事業者、金融機関、JA、商工会などの町内事業所等と「見守り協定」に基づき官民連携で取り組んでいく。

⑤ 南海トラフ巨大地震への対策

来るべき南海トラフ巨大地震に備え、近隣の医療機関と発災時の協力体制構築に向けた協議や合同訓練を実施するとともに、医療救護所等において必要となる物品等を整備・維持する取り組みを進める。

(2) 高齢者支援のあり方

少子高齢化により、地域や社会の活力が低下していく状況においては、高齢者ができるだけ自ら健康を維持し、趣味やサークル活動、見守り等の社会奉仕活動への参画など、その活力を地域や社会のなかで発揮していくことが期待される。

そこで、高齢者の健康増進や予防に着目した取組を強化するとともに、あったかふれあいセンターや老人クラブなど、地域と社会福祉協議会・NPO等とで取組む活動を通じた生きがいづくりを支援し、高齢者が地域で元気に暮らせる環境づくりに取り組んでいく。取組にあたっては、あったかふれあいセンターや集落活動センターなどにおいて従来実施している「自助」、「共助」の取組を尊重するとともに、現在構築を目指している「黒潮町版地域包括ケアシステム」と整合を図るよう努める。

	目標（H31）	実績（H29）
人口ビジョンに掲げる将来展望（65歳以上）	4,568人	4,826人 （住基ベース）
新規要介護認定者数	160人未満	169人
新規要支援認定者数	75人未満	79人
通所型短期集中運動機能向上サービス利用者	40人	19人

① 在宅医療・介護体制の整備・拡充

今後、病床数の減少により病院への入院が限られる中、在宅で医療と介護のサービスを利用する高齢者が増えることが見込まれ、自宅においても十分な医療・介護サービスを受けられる環境の整備が大きな課題となっている。現在、こうした在宅での医療・介護ニーズに対し、大方地域は四万十市の医療機関、佐賀地域は四万十町の医療機関がそれぞれ提供する訪問看護ステーションを利用することが可能であるが、町内の一部地域では、いずれの医療機関からも距離が遠くサービスの利用が難しい状況にある。そこで、町と（医）祥星会と連携し、平成28年度から佐賀診療所に訪問看護ステーションを設置することとなった。現在は日中の医療サービスを提供するにとどまっていることから、引き続き、協議を重ねつつ、介護サービスの提供が可能な訪問看護ステーションとなるよう取組を進める。

また、従来から取組んでいる各種負担軽減措置を引き続き実施することで、経済状況や居住地域の差によって利用できるサービスに格差が生じないように、切れ目の無い支援に努めていく。

② 情報共有の促進

医療機関への入・退院と在宅生活との接続をスムーズなものにするためには、医療機関と在宅支援を担うこととなる町内の介護事業所やケアマネジャーとの情報共有が重要である。現在、高知県（幡多福祉保健所）がとりまとめを行っている情報共有に係るルール作りに関し、町として必要な協力をするとともに、運用開始後は適切な運用となるよう関係機関に働きかけていく。

③ 運動機能向上サービスの強化・推進

医療と介護の連携による介護予防ケアマネジメント⁸の推進については、幡多医師会の協力を得ながら、かかりつけ医や各種専門職、通所介護事業者と連携した通所型短期集中運動機能向上サービスを展開し、セルフケアの意識向上を含む身体機能を改善する取組を進める。

⁸ 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」、「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものである。（「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」老振発0605第1号平成27年6月5日）

また、サービス利用により自立した高齢者が、その生活を継続できるようあったかふれあいセンター等の受け皿の整備に取り組む。

④ 地域の見守り体制の構築

地域の見守りについては、「要援護者台帳」や災害に備えた「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害時だけでなく平常時からの見守り体制構築を目指す。特に、災害時に自力で避難することが難しい者への支援については、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員、地区長をはじめとする地域の関係者と協議を重ねながら、地域全体での支援体制を構築する。

⑤ 認知症対策の展開

認知症対策については、これまで町が主体的に取り組んできた「認知症サポーター養成講座」や「脳トレ教室」、「認知症カフェ」、「認知症介護家族の座談会」、「認知症講演会・ミニ講座」などの運営を地域のNPOに委託する一方、初期の認知症の掘り起こしや早期対策に重点化すべく認知症初期集中支援チームの体制強化や町内の老人クラブやあったかふれあいセンターを活用した取組を展開する。

さらに、認知症の人とその家族が地域のなかで本来の生活を営めるよう、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、本人と関係する人々と適切なサービス提供の流れを知るための本町の基本情報を整理した「認知症ケアパス」を作成し、関係者への周知を図る。

⑥ 介護施設における虐待予防の取組

施設に入居している高齢者に関して、近年全国的に増加傾向のある入居高齢者への虐待を予防すべく、町内の介護施設職員を対象に「介護施設職員スキルアップ研修」を継続して実施する。また、システムエラーの防止や虐待発生時の早期対応に関する共通ルールについて、マニュアルを策定するなどの対応策を検討する。

(3) 健康増進の取組

本町においても、全国の傾向と同様に医療費全体に占める生活習慣病の割合が高まっている。平成28年度には、「がん（新生物）」の医療費全体に占める割合は25.1%になっており、早期発見・療養及び生活習慣の改善などの健康増進の取組みを展開し、医療費全体の抑制を図っていく必要がある。

住民の健康の維持・増進を進めるにあたっては、一人ひとりが主体的に取り組むことが重要であり、行政はその環境を整えることで取組みを促していくことが重要である。そこで、事業内容の企画・推進にあたっては、地域の様々な住民グループや行政等の関係機関がつながりを持ちながら進めていく。

	目標（H31）	実績（H29）
特定健診の受診率	48%	43.5%
一人あたりの医療費	400千円	390千円 ※H28

① 特定健診・保健指導の実施等

健康増進を図る上では、一人ひとりが自らの健康状態を確認し、バランスの取れた食生活と適度な運動習慣を身につけることが重要である。引き続き、国保加入者への特定健診・保健指導の受診勧奨に取り組むとともに、若いうちから健康診断を習慣化していくためにも20～30代の国保加入者に係る健診費用への補助を開始する。

また、黒潮町版地域包括ケアシステム構築の一環として、幡多医師会と連携し、町内のあったかふれあいセンターへ医師を派遣してもらい、医師による健康相談やバイタルチェックを実施する。他の専門職との連携や既存の取組への助言をもらうことで疾病の早期発見や重症化予防など、質の高いサービスの提供につなげていく。

さらに、将来の担い手不足が課題となっている一次産業分野において、現在の従事者が出来る限り健康を維持し、農業や漁業に取り組んでもらえるよう健康維持を積極的に働きかけるとともに、町が支給する事業支援補助金等の支給要件に特定健診等の受診を義務付けていく。

② がん検診の実施

がん検診の受診促進については、国及び県の指針に基づき、死亡率が高く健診の受診効果が高いものは実施に向けた検討を進める。また、検診会場の環境（待ち時間や待機場所）を改善し、健診の負担感の軽減を図ることで受診者増を目指す。

③ 食育の取組

食育の推進については、引き続きIWKによる食育推進番組を継続し、健康を維持する点からも食事の重要性の周知に努める。また、あったかふれあいセンターでは、健康に暮らすことができる身体をつくること、住民同士のつながりや支え合いについて考えるきっかけをつくることを目的として、地の物をつかった手作りの昼食を提供している。あったかふれあいセンターの利用者を拡大することで、幅広い年齢層の住民に、「食」への理解と「食」を通じた交流を普及していく。

（4）障がい児・者への支援

本町の障がい児・者に対する支援については、「障がいにかかわらず一人ひとりが輝くまち」という基本理念のもと、「健康づくりと障がいへの早期支援」、「障がい者の自立と社会参加の実現」「だれもが暮らしやすいまちづくりの推進」、「地

域における支援体制の整備」という方向性に沿って各種取組を進めてきた。

これまで、障がいのある乳幼児の早期発見と療育指導などの保健・医療サービスや地域リハビリテーションの充実、障がいをもつ児童の自立を支援するSSWの配置などに環境整備を進めてきたが、支援のあり方や事業の有効性が不透明な中で実施・検証・改善を加えながら取組んでいるところ。

今後、引き続きこれらの取組を進めるとともに、障がい者の社会参加を促す仕組みや南海トラフ巨大地震に備えた支援体制の確立に向けた検討を行う。

	目標（H31）	実績（H29）
ペアレント・トレーニング参加者数	維持	6人
保護者交流会参加世帯数	維持	のべ17世帯

① ペアレント・トレーニングや保護者交流会の実施

障がいのある子どもをもつ保護者等を対象に、育児支援等を目的としたペアレント・トレーニングや、ひとりで悩まない仲間づくりを目的とした保護者交流会を実施する。

② 閉じこもりへの対策

精神障がい者の閉じこもり予防及び再発防止予防を目的としたミニディケアの実施や社会参加を目的とした喫茶さとう木の運営支援を社会福祉協議会と連携しながら進める。

（5）児童福祉の充実

本町では、次代を担う子どもを心身ともに健やかに育むことを第一に考え、子どもたちが自然とふれあいながらのびのびと元気に成長できるように、また、保護者が負担や不安を感じることなく楽しく子育てに携われるようにとの思いをこめて「元気と笑顔があふれるまち」を基本理念に掲げ、各種児童福祉施策に取り組んでいる。

引き続き、これまでの取組を継承・発展させ、子どもたちの笑顔が花咲くようにあふれ、いきいきと心身ともに健やかに成長できるように、社会全体での子育て環境を充実させていく。具体的には、産前・産後を通じた切れ目のない支援体制の構築し、妊娠・出産・子育ての希望を叶える環境を整備していく。

	目標（H31）	実績（H29）
合計特殊出生率	1.64	1.43 ※H20～24
年間出生数	60人／年 ※H32	49人／年

① 切れ目のない子育て支援

ひとり親家庭への支援などこれまでの取組に加え、「在宅子育て」や「不妊治療」、「チャイルドシート購入」など新たな支援策を講じることで、切れ目のない子育て支援を展開する。

② 妊産婦及び乳幼児の健診、疾病予防

妊婦健診から乳幼児健診までの各種健康診査や疾病予防対策の充実を図る。また、ハイリスク妊産婦や乳幼児の状況を適切に把握し、必要に応じて支援プランを作成するなど支援体制の構築を図る。

③ 福祉部局と教育委員会部局との連携

現在、地域ごとに管理している情報を全町包括的な管理とするともに、役場内部においても教育委員会部局と福祉部局とが情報を共有し支援の重層化を図ることで、柔軟な対応が可能となる体制を目指す。

また、妊娠期から子育てまでの包括的な支援を可能とする「子育て世代包括支援センター」や子育てを地域で助け合う「ファミリーサポートセンター事業」について、ニーズ調査や設置のあり方を検討する。

④ ペアレント・トレーニングの拡充

子育て家庭への支援として、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援するペアレント・トレーニングの実施に向けた取組みを進める。当初は幼児を対象とした取組みから開始し、小学校とも連携した取組みにできるよう拡充を図る。

2. 黒潮町版地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築にあたって、国はその構成要素として「介護」「医療」「予防」「生活支援サービス」「住まい」という5つの要素を掲げている。それらをより詳しく表現するならば、「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「福祉・生活支援」「住まいと住まい方」となるが、地域包括ケアシステムは、これらの分野に対応すべきとされている⁹。本町は、「医療・看護」に関する取り組みについては、一定程度近隣の市町に依存している状況だが、将来、町が主体的に総合病院のような医療機関を開設するといった取り組みを目指していくことは現実的とはいえない¹⁰。それよりも、あったかふれあいセンターを中心とする「保健・予防」などの取り組みを強化充実させ、健康寿命の延伸させることによって、住み慣れた地域で希望する暮らしを続けていく仕組みを構築していくべきである。

第1章でも触れたとおり、本町ではあったかふれあいセンターを地域福祉の拠点となる施設として、本町全域をカバーする形で整備を進めている。実施事業についても、医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、各種専門職の参画を得ており、その機能を最大限活用することで効果的な健康増進の取組が実施できると考えている。

また、当面は高齢者福祉施策に関するシステムの構築を進めることとするが、本計画の後期期間においては、本町独自の取り組みとして障がい児者や児童を対象とする福祉施策についても、地域包括ケアシステムに加えていくことを目指す。

(1) 「保健・予防」（あったかふれあいセンターの連携拠点化）

「保健・予防」については、あったかふれあいセンター事業を介して様々な専門職が連携していくことで、効果的な予防的ケアを実現していく。連携にあたっては、あったかふれあいセンターと町、事業者、各種専門職が必要な情報を共有するとともに、それぞれの立場から専門的意見を交換する機会を設けることが重要である。そこで、多職種協働による個別ケースの検証を行う地域ケア会議とあったかふれあいセンターの運営協議会との連携を促進していく。従来の地域ケア会議は、個別のケース対応を続けることで、一定の疾病傾向等の地域特性を抽出し、それらを地域づくりや介護保険事業計画等の政策形成へと昇華していくものとされている。本町においても、個別ケース対応を通じて得られた情報とあったかふれあいセンターの事業を通じて得られた利用者の情報とをすり合わせることで、より効果の高い事業

⁹ 「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書〈地域包括ケア研究会〉地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」三菱UFJリサーチ&コンサルティング（平成25年3月） 1～2頁

¹⁰ 2015年の実績に基づく本町の医療介護需要予測指数は、医療においては減少を続け2040年には2015年比で68ポイント、介護においては2025年の105ポイントをピークに減少に転じ2040年には85ポイントにまで減少するとされている。（<http://jmap.jp/cities/detail/city/39428>）

の実施が実現可能であると考えられる。まずはそれぞれの会議の位置づけを確認しつつ、できるところから連携を進めていく。

また、本町のような医療機関の少ない地域において希望する自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるには、健康を維持していくことが最も重要な要素とある。平成30年度から、幡多医師会と連携してあったかふれあいセンターにおいて医師による個別健康相談等、新たな健康増進事業を開始している。本町のように自宅から病院までが遠い場合、病院に行くことに消極的になってしまい重症化を招く可能性がある。この新たな取組みにより、医療機関の診察に至る前に一時的な医師の所感を伺い、効果的な予防、適切な診療につなげ、早期発見・早期療養、住民の健康増進を図っていきたい。元気なうちからあったかふれあいセンターでの活動に参画しつつ、体に不調を覚えれば気軽に医師や専門職に相談できる体制を整備する。

そのほかにも、これまで実施してきた各種健康増進・予防事業にも引き続き取り組み町民全体の健康増進を強力に後押ししていく。

- あったかふれあいセンター整備事業
- あったかふれあいセンターへの医師派遣
- <認知症初期集中支援チーム>

(2) 「医療と看護」(医療と地域の連携)

あったかふれあいセンターでの取り組みと連携し、早期発見・早期治療を目指していく。必要に応じて、あったかふれあいセンターの送迎機能を活用するなど、交通弱者に配慮した仕組みの構築を図っていく。

在宅でのケアを選択する場合、大方地域は四万十市、佐賀地域は四万十町の医療機関による訪問看護サービスの利用が可能となっている。しかし、町内の一部地域はいずれの医療圏からも遠いことから、平成28年度から佐賀地域に訪問看護ステーションを開設したところ。現在は、平日の医療サービスのみの提供となっていることから、今後介護サービスの提供開始に向け関係機関と協議を重ねていく。

また、本町の住民が利用可能な訪問看護サービスは、一部医療機関が提供してくれるサービスに限られており、入退院時等の関係機関相互の情報共有の仕組みが確立され切れ目のないケア体制の確保していくことが、安心して在宅ケアを選択するための重要な要素となる。現在、本町では、県と連携しながら、医療機関や介護施設相互の情報共有ルールの策定に取り組んでいる。策定後には、その適切な運用を各機関に働きかけていく。

- あったかふれあいセンター整備事業
- <訪問看護ステーションの整備>

➤ <情報共有ルールづくり>

(3) 「介護・リハビリテーション」（介護と地域の連携）

本町では、新たな取組みとして、平成29年度から介護事業所において通所型集中運動機能向上サービスの提供を開始し、要介護・要支援認定者の機能回復を促す取組を展開している。一定期間のサービス利用により身体機能が向上した後は、あったかふれあいセンターの事業やさまざまな地域活動への参画を促していくことで、介護と地域との連携体制を構築していく。さらに、あったかふれあいセンターでの事業実施にあたっては、日ごろセンターを利用している利用者の機能維持や向上に資するような内容となるよう各種専門職（医師、理学療法士、作業療法士、保健師等）が意見交換しながら事業を展開していく。また、施設に入所している高齢者が再び在宅で生活する意識の醸成を図るため、あったかふれあいセンターの取組みに、介護施設に入所している者が参加できる仕組みの構築を目指す。

そのほか、従来から取り組んでいる居宅サービス利用への経済的支援等については引き続き実施していく。

- 通所型短期集中運動機能向上サービス
- あったかふれあいセンター整備事業
- あったかふれあいセンターへの医師派遣
- 黒潮町訪問介護サービス利用者負担額軽減措置事業
- 中山間地域介護サービス確保対策事業
- 社会福祉法人等利用者負担軽減補助事業
- 離島等特別地域加算に係る利用者負担額軽減補助事業

(4) 「福祉・生活支援」サービスの整備

自宅での生活を継続していくためには、生活を持続させるための支援サービスの確保も必要になる。（ここでいう支援サービスは、家事や買い物、洗濯代行などの日常生活への支援を指す。）現在町内で運営されているボランティア団体やシルバー人材センター、各NPOなど、既存の資源を生かすことを前提に、本町内及び近隣の市町にどのようなサービスがあるかを整理し、適切に情報提供していくことで必要となるサービスの適切な利用を促していく。

心身の状態や家族構成の変化などによって失われがちな生活機能を、ボランティアや周囲の見守りなど、より身近な支えあいにより確保していける環境をつくっていくことも重要である。あったかふれあいセンターの事業をはじめ、NPOや社会福祉協議会、老人クラブ、地区内の活動などの活動も促進していく。

- <ケアパス>
- ボランティアの育成（社会福祉協議会への委託）
- <要介護者台帳・要支援者名簿の作成>
- <見守り協定>
- あったかふれあいセンター整備事業

（５）「住まいと住まい方」の整備

地域包括ケアシステムの前提条件である住まいの確保について、自らの生活を自らの意思決定により生活し続けるには、その生活のニーズにあった住まい、個々人の機能状態に合った住まいが確保されなければならない。したがって、その整備体制を整えていく必要がある。

黒潮町では、多くの住民が一戸建ての住宅を住まいとしている場合が多く、自宅としてはこうした戸建ての住宅に住み続けることが基本となる。戸建て住宅は、マンションなどの共同住宅に比べて屋内の障壁（段差等）が多い場合がほとんどであり、加齢に伴う身体機能の低下により不便を感じる場面が多くなると予想され、今後、改修ニーズは高まっていくと考えられる。それらの改修にあたっては、すでに県の制度などを利用した改修補助を行っているところであるが、今後は「身体機能の低下を前提とする改修」だけでなく、「身体機能の維持・回復を前提とする改修」を選択肢に含めていく。より長く住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、機能の維持・回復を念頭に置いた改修が重要となる。

改修後も、あったかふれあいセンター等において実施している機能維持・向上の取組等を踏まえたものとするすることで、より高い機能維持・向上が期待できる。すでにあったかふれあいセンターには理学療法士や作業療法士といった専門職の参画をえていることから、住宅改修の際においてもこうした専門職の意見を聴く機会を確保していく。

その他、賃貸住宅棟による住居に住んでいた場合には、替わりの賃貸住宅を確保する必要があるが、その際には空き家や町営住宅件等を活用して、住まいの確保に努めていく。

- 住宅改修への補助制度【県補助】
- あったかふれあいセンター整備事業

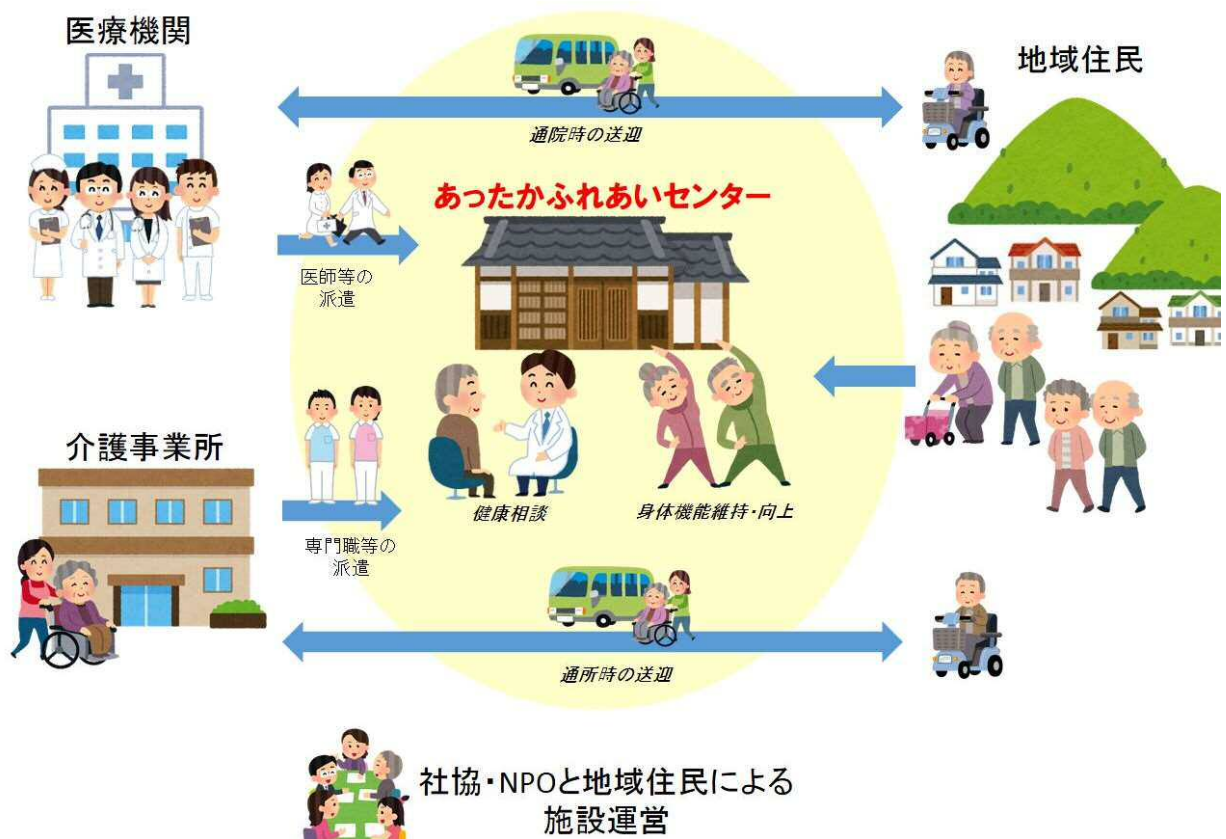
（６）障がい児者、児童等への総合的な支援の提供

あったかふれあいセンターは、地域での見守り・支え合いの地域づくりを推進し、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、生活支援サービスなどを受けられることができる福祉の拠点とされており、高齢者に限らず、児童や若い世代、障がい児者の利

用が想定されている。したがって、本町で構築を目指す黒潮町版地域包括ケアシステムにおいては、対象を高齢者のみに限定せず、障がい児者や児童などを含めた幅広いケアシステムを構築する。

- あったかふれあいセンター整備事業
- 障がい児の保護者交流会、ペアレント・トレーニング事業
- 子育てサークル支援事業
- <子育て世代包括支援センター>
- <ファミリーサポートセンター事業>

黒潮町の目指す地域包括ケアシステム



(参考) 黒潮町版「地域包括ケアシステム」と「小さな拠点」のサービス対象エリア

※特養等の施設に入居する人数については計上せず

■ 浮鞭・湊川エリア

地 域：浮鞭・湊川地域
 人 口：996名
 高齢者数：468名
 集 落 数：4地区

■ 拳ノ川エリア

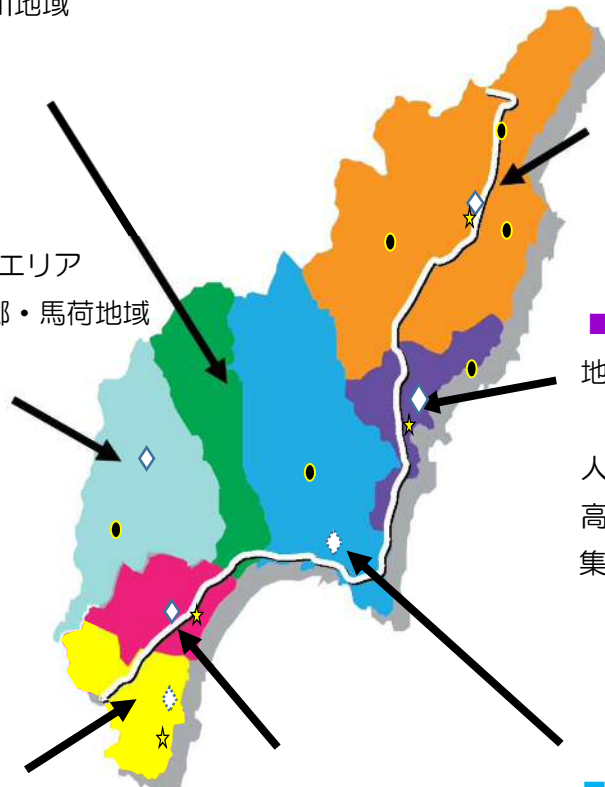
地 域：佐賀北部地域
 (伊与喜北部)
 人 口：790名
 高齢者数：376名
 集 落 数：12地区

■ 加持・北郷・かきせエリア

地 域：加持・北郷・馬荷地域
 人 口：852名
 高齢者数：374名
 集 落 数：9地区

■ 佐賀エリア

地 域：佐賀地域
 (伊与喜南部)
 人 口：2,530名
 高齢者数：1,020名
 集 落 数：15地区



■ 三浦・田の口エリア

地 域：田野浦・出口・
 田の口地域
 人 口：1,824名
 高齢者数：715名
 集 落 数：5地区

■ 入野エリア

地 域：入野地域
 人 口：2,816名
 高齢者数：1,144名
 集 落 数：7地区

■ 白田川・蜷川エリア

地 域：旧白田川地域
 人 口：1,514名
 高齢者数：694名
 集 落 数：9地区

第三部 教育基本計画

1. はじめに

教育として取り組まなければならない課題は多岐にわたる。生きていくための力としての学力は言うに及ばず、教科となる道徳や小学校の外国語科、体力や健康づくりの問題なども、取り組まなければならない教育内容である。

本計画は、人口減少対策に焦点を当てた「黒潮町総合戦略」にかかる“教育戦略”である。したがって、本計画では、「確かな学力」「健やかな体の育成」「特別支援教育の推進」「教職員の資質指導力の向上」「文化の振興」「青少年の健全育成」「国際社会への対応」などの教育内容に関しては本計画に含めておらず、「黒潮町教育振興基本計画」（平成26年度～30年度）、「黒潮町教育大綱」（平成28年度策定）のほかに、毎年度定める「黒潮町教育行政方針」があるのでそちらを参照されたい。

今回の計画策定に当たっては、「黒潮町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」「同総合戦略」に掲げる、人口減少対策、人づくり、ふるさとを次世代に引き継いでいく取り組み、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるための取り組みについて、「保育行政、教育行政、学校教育は何をしなければならないか、取り組むべきこと」の検討を重ねたところである。

2. 子どもを育む教育環境への危惧

子どもを育むための教育環境に関して、一番に家庭の子育て力、教育力の低下が危惧される。これらの根拠となる本町における経年比較調査結果は存在しないが、長年にわたって保育の現場に携わってきた当町保育士は、乳幼児を持つ現在の親子について、「24時間いつでも開いている店舗が増え、親の夜型生活リズムに子どもが巻き込まれている」「以前はオムツからパンツに移行させる練習を家庭が努力したが、今は完全に保育所任せの状態」「食べないから、寝ないから、言っても聞かないからと最初からあきらめけじめがつけられない」「スマホアプリで子どもの機嫌をとったり子守をさせる家庭が多い」「当然の事柄まで一つ一つ細かく説明しないと通じない保護者が多い」などの指摘をする。

また、校区によって地域との連携レベル（地域や保護者の学校へのかかわりの度合い）で差はあるが、かかわりの強い校区においても子どもたちは地域のことをあまり知らず、児童数の減少により地域の伝統行事に子どもたちがかかわれないという実態が進んでいると町内の学校長は指摘している。

学校に協力的な地域住民も、高齢化により減少、もともとメンバーが固定化されていた状況にあり、次の世代が出てこないことを危惧する学校長もある。

日常的な地域の大人と子どものふれあいや、自然、伝統や文化などの体験の機会が少なくなったことに、少子高齢化、人口減少、地域経済の縮小などの課題が重なり、地域社会のつながりが希薄化、その結果、家庭の教育力に加え、地域の教育力も低下していることが伺える。

このような指摘のほかにも、近い将来高い確率で起こることが予想されている南海トラフ地震への備えと対策、児童数減少に伴う学校の統廃合など、子どもを育む教育環境は今後も大きく変化していくことが予想される。

一方で、「将来、子どもたちの65%は今存在していない職業に就く」¹¹とか「あと10年から20年ほどで半数近くの仕事が自動化されて消えてなくなる」¹²という予測もあり、IoTやAI技術¹³の進展に伴い、ライフスタイルや家庭環境だけでなく、就業構造、雇用形態も大きな変化を求められる可能性がある。

わが国の子どもは諸外国に比べ、自己肯定感が低いとされており¹⁴、今後更に機械による自動化によって「誰でもいい仕事」が増加すれば、「誰でもいいわたし、誰でもいいあなた意識」が子どもたちに蔓延し、ますます自己肯定感や自己有用感は低下していくことが予想される。

3. 当町の保育教育環境の分析

本計画を検討するに当たっては、保育所長や学校長を交え、当町の保育教育環境の分析と議論を行った。

プラス要因として多く挙げられたのが自然の豊かさである。その環境の下に菜園活動や体験活動が行われているが、まだ十分ではなく積極的な実施が必要とする一方で、園外・校外活動をする場合のリスク（自然災害や有害鳥獣被害、不審者など）への心配の声もあった。

また、少人数指導に対して、きめ細かな対応やゆとりある校舎の利用などをメリットと捉える側面と、人間関係やメンバーの固定化、刺激不足、職員一人の業務分担の増などデメリットとする意見もあった。近年教員の多忙化が問題視されているが、当町が2017年に実施した教職員に対するアンケートからもそれをうかがい知る事ができる。

たとえば、平日の時間外勤務時間について問うたところ、47.5%の教員が毎日2時間から3時間の時間外勤務しており、それ以上の時間を含めると全体の76.3%の教員が、2時間以上時間外勤務をしている。それを反映するかのよう、91.3%の教員は日々の業務に対して多忙感を感じると答えている。

多忙の要因として、校務分掌事務に関しては62.5%、教材研究に関しては61.3%の教員が挙げているが、教育委員会などへの提出物の対応46.3%、調査物対応35.0%、研修会への参加27.5%、作品募集への対応23.8%など、外部からの要請への対応に関すること多忙要因として挙げている。

多くの教員は、子どもたちは黒潮町が好きであるが、高校卒業後は県外へという志向は強く、漁業や農業以外の産業が思いつかない児童生徒が多いと指摘する。そのほか、教育施設等（公園、文化施設、ICT機器等）の不足を指摘する意見もあった。

¹¹ キャシー・デビッドソン氏(ニューヨーク市立大学教授)

¹² マイケル・A・オズボーン氏(オックスフォード大学准教授)

¹³ IoTは Internet of Things の略。様々なモノがインターネットに接続され、情報のやり取りにより相互を制御する仕組みを指す。AIは Artificial Intelligence の略。人口知能と訳され、人間の知的活動をコンピュータによって実現する技術を言う。

¹⁴ 平成25年度「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(内閣府)

そのために教育で何をすべきか議論したところ、「自分や仲間、地域の人から聞き、学び、もっと調べたくなる学習の実施（ふるさと科目・地元探求学習・地域人材の出前授業・自然体験・園外保育・菜園活動など）」「地域の教育活動の情報発信と交流（地域教育祭）」「黒潮町独自の科目設定」などの案が出される一方、「農業体験など準備を地域の人がやっけてしまい子どもたちは途中の経過が分からない、これでは探究的な学びにはならず地域学習にはならない」や、「社会見学が表面的なもので終わっている」「総合的な学習は教師がやりたい学習内容になりがちで子どもの課題意識に根ざしていないことが多い」など、現在取り組んでいる中での問題点を指摘する意見もあった。

4. 黒潮町の「目指す児童生徒像」

これらの議論から導き出されたのは、子どもたちはふるさとをしっかりと学び、その意識を持って将来の自分が目指す仕事につくキャリア教育の視点、そのどちらが欠けても、真の地方創生は目指せない、ということである。

子どもたちが社会との関わりの中で、仕事をし、自立し、主体的に人生を切り開いていくために必要となる資質・能力の育成の視点を持ったキャリア教育でなければいけないということ。

そのために育成したい能力は、多様性の理解、相手の意見を聞いて自分の意見を正確に伝える能力（コミュニケーション能力）、人間関係や社会形成に必要な力、課題設定能力、分野を超えて専門技術を組み合わせる能力、自己研鑽意識、自分の専門知を立場の違う相手にもわかる文脈や言語でコラボレーションしていく翻訳能力であると考えられる。

それらは、科目のその先にある地域や産業と結びつけること（実社会と結びついた学習体験）で更に深まり、問いを立てて自分で学びを深めていく（探究的学習）ことにつながると思われる。

以上のことから、本計画の柱を「ふるさと・キャリア教育」とし、黒潮町が目指す児童生徒像、将来の人材像を以下のとおりとした。

ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持って、ふるさとの課題を見つけ、提案、解決、人の役に立つ生き方ができ、名前呼び合える人間関係を構築できる、コミュニティの一員としての自覚を持った児童生徒

これには以下のような仮説をあてている。

ふるさとが持てる資源を活用し、そこに住む子どもたちの成長に貢献したとき、子どもはふるさとに恩返しをする。
ふるさとの人に接し、課題を理解したとき、子どもたちはふるさとに対する当事者意識を持ち、大人にはない感性で取り組みを始める。

5. 対応方策

社会状況の変化に対応するためには、まず家庭においては、家庭が教育の全ての出発点であり土台であるということを認識し、豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人への思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的マナーや自制心、自立心を養うことが求められる。

それらの家庭の役割を各家庭がしっかり果たせるよう、家庭の経済事情等にかかわらず、教育、保育と福祉が連携・協力し一体となった子育て支援、家庭教育支援の実効性を高めていくことが必要である。

また、地域は家庭と同様に、子どもたちの教育の土台となるべき場所であり、家庭の教育力向上のためにも地域の教育力の向上が欠かせない。子どもたちは、地域の大人たちとの関係の中で、自然や伝統、文化などの体験を経て、地域の構成員としての社会性や規範意識、自主性や創造性、地域貢献意識などの豊かな人間性を養う。地域全体で子どもたちの成長を支え地域創生を推進するために、保護者や教員など学校関係者以外の人も関われるコミュニティ活動が求められる。

これまでこれら子どもを育む教育活動を公助である学校に多く頼ってきた。その結果、教員の長時間労働に支えられている学校教育現場は限界にきており、業務負担の軽減が求められている。

そのために、各種学校事務の内容や必要性を見直し、教員が担うべき業務を精選、明確化することを通じ、教員が教育業務に集中できる環境を整えることが急務である。

前述したように、子どもを育む教育環境には様々な課題が存在し、その課題は時代を経ると共に姿かたちを変えて永遠にやってくる。次から次にやってくる地域課題を自ら解決する意志と能力を持った人材を育成するために、全ての大人が子どもたちを育む意識を持ち、「子どもの成長に地域総がかりで積極的に関わる」町民運動が欠かせない。

本計画を通じて、保護者や教育関係者と地域の者、黒潮町民一体となって、黒潮町の子どもたちを育てていかなければならない。

6. 戦略

子どもの成長に、地域総がかりで、積極的に関わり、
ふるさと貢献意識を育てる。

1. プロジェクト

戦略を遂行するため、本町において以下のプロジェクトに取り組む。

(1) 「ふるさと・キャリア教育」プロジェクト

このプロジェクトは、本計画の核である。黒潮町が目指す児童生徒像実現のため、学校、地域、家庭及び黒潮町行政全般を通じて、子どもたちの「ふるさと教育、キャリア教育」に総がかりで関わる。そのことを通じて児童生徒の自己有用感や自己肯定感を向上させる。その実効性を高めるために、地域と学校をつなぎ、地域の教育資源（人、モノ、コト）を掘り起こし、教材化し授業や生涯学習活動での活用を図りながら、「ふるさと・キャリア教育」を一体的、総合的に推進し、学校と地域をつなぐ「ふるさと・キャリア教育プロデューサー」を配置する。またプロデューサーと協働して、すでに設置をしている「学校支援地域本部」に参画するボランティアの活用を図りながら、地域学校協働活動を推進する。

(2) 地域創発人材育成プロジェクト

これからは、少数の地域リーダーが責任を持つのではなく（脱リーダー偏重主義）、一人一人の変容¹⁵を促し、個々の能力を最大化することを重視する。そのため、1の「ふるさと・キャリア教育」に、多様な大人が関わることで、対話とつながりによる創発¹⁶を起こす人材育成の視点、自ら成長する意識を持って計画を実行する。また、黒潮町行政職員が「ふるさと・キャリア教育」を中心とした本計画に中心的に関わることで、行政課題の先頭に立ってその解決を図るといった職員研修の視点を持って実行する。

(3) 切れ目のない子育て支援と教育プロジェクト

一妊娠中や出産後の子育て支援に加えて、子育てのスタートは出産以前から始まっているという認識の下、児童生徒のみならず保護者や成人後の未婚者、一般住民に対しても妊娠や子育てに関する情報や学習機会を提供する。

(4) 地域総がかりふるさと教育啓発プロジェクト

「子どもの成長に地域総がかりで積極的に関わる」運動を町民全体のものとするために、学校や地域、団体の様々な取り組みを町広報やWK-TVで取り上げる。これらの教育活動を発表、啓発できる場として「教育祭」（仮称）を開催し、教育を

¹⁵ じゃらんリサーチセンターでは、「個人の自己変容こそが大きなシステムの変容につながる」という仮説のもと、「コ・クリエーション（共創）プロセスを使った研究プロジェクト」に取り組んで成果をあげている。この研究は、地域に存在する見えない構造や相互作用、意識的・無意識的な考え方の前提（氷山の下に隠れた見えないもの）を変容させることで、ビジネス・雇用・文化・社会関係資本・コミュニティ・教育・医療・福祉・子育て・交流・テクノロジー・住民一人一人まで、まるごと地域の変容の実現である。

¹⁶ 「創発」とは、個々人の能力や発想を組み合わせることで創造的な成果に結びつける取り組みをいう。

通じて意識の高揚を図る。

(5) 教員が十分に子どもと向き合う時間を確保するプロジェクト

教員が本来教育にかかる業務に集中できる環境を整えるために、教員でなくても良い業務については、支援員の配置や作業委託、校務支援システムの導入などを行う。

2. 事業成果の確認

これら各プロジェクトの成果の確認は、従来の校内アンケートなどに加え、全国学力・学習状況調査¹⁷の結果や同調査の質問紙調査を活用し、経年変化を分析することで行う。更に、高等学校卒業後の進路や就業状況についてできる限りの個人追跡調査を行い、ふるさとへの貢献意識の醸成状況について確認を行う。

¹⁷ 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために、小学校第6学年、中学校第3学年を対象に、毎年度4月に文科省が実施している全国調査。教科に関する調査のほかに、生活習慣や学校環境に関する質問紙調査がある。

各プロジェクトを実現するための戦術（事業計画）は以下の通りである。

（1）「ふるさと・キャリア教育」プロジェクト

このプロジェクトは、将来町を出て行ったとしても、常に心の中にふるさとが息づいている大人となるため、児童生徒の期間に、黒潮町を中心としたふるさとのことをしっかり記憶に刻むことができる学校教育活動と、その教育活動に町民が関わることによって、町民全体が地域づくりに取り組む意識を醸成する。

① ふるさとをしっかりと知る

地域の産業や歴史・文化を学ぶ中から、地域貢献意識や社会貢献意識を持った児童生徒を育成するため、地域全体で「ふるさと・キャリア教育」の推進を図る。

具体的には、地域の環境を活かした自然体験や校外・園外活動、地域産業（手漉き和紙、天日塩、鰹のたたき、稲作、商店など）の体験、太刀踊りや神踊りなどの地域の祭りの伝承活動を、地域と保育所、学校、保護者が一体となって取り組む。

② ふるさとをしっかりと教える

黒潮町各課室は、各課室の行政課題や「ふるさと・キャリア教育」に必要な内容を教材化し、学校や地域の要請に応じて授業や学習会に対応する。

職員は、学校の授業や生涯学習での講師との調整や準備、場の設定などを担い、必要に応じて職務や経験を通じた町の課題や魅力を講義することを行う。

③ 地域の文化を残し誇りを持つ

併せて、各地区に残る祭りや踊り、年中行事などを映像で記録保存（番組化）し、IWK-TVで放送することにより、地域の歴史の保存という以上に、ふるさとへの誇り意識の向上と、観光、移住誘致など各種施策に活用する。その際、児童生徒や地域住民が番組に出演することや、児童生徒の活動の成果を具体的に披露する場を設けることで、自己有用感や自己肯定感、ふるさとへの帰属意識の向上を図る。

④ 地域の食材を知る

食は生まれてから一生涯人間について回るものであり、特に児童生徒の時期の食生活、食習慣や食材の経験は、その後の味覚、ひいてはふるさとへの愛着意識にも大きく影響するものである。保育所、小中学校における給食は、引き続き地域に根ざしたものであるために、地場製品の活用を図っていく。一方で実際に使うという体験を通じて、生産者や地域の農水産業、加工産業など児童生徒が地域食材への関心と興味を持つための取り組みを企画する。

⑤ 未知のキャリアに触れる

キャリア教育に関しては、地域人材の活用だけでなく、町外、国内外で活躍して

いるその道の専門家を招聘し、町内では見聞や体験できないキャリアの世界に児童生徒が触れられる機会を設ける。それらの経験を通じて、いま町にない産業や仕事であってもふるさとでできる可能性があること、時代と共に仕事の形態は変わり、新たな産業創出の可能性は常にあることを理解させ、チャレンジする意識を醸成する。

⑥ 副読本を充実する

また、小学校3・4年生対象の黒潮町のことを学ぶための社会科副読本「わたしたちの黒潮町」を平成23年度に作成しているが、それらの更新作業と、教員が指導するに当たって教材のコピーや活用が図られやすいよう、デジタル教科書化を行い、動画等も新たに加える。

⑦ 学びの足跡を残す

自分の進路や適正を図り、学びの記憶を思い出として手元に残すことによって、更にふるさとに愛着を持てるよう、小中学校9年間の「ふるさと・キャリア教育」の学びの足跡を残すため「キャリアノート（ポートフォリオ）」の導入を行う。

⑧ 町民全員で教育にかかわる

また、これらの活動が学校や一部教育関係者の取り組みに終わらず、町を挙げた「町民運動」となるため、学校や地域で取り組まれる様々な教育活動を町民に情報発信し交流を図る「キャリアウィーク（教育祭）」を計画する。

そのほか、学校と地域の交流として収穫祭や高齢者へのお便りの発送、学校祭、生徒自主活動などを展開する。その際、主体的に動くのは学校教職員ではなく、保護者や地域、生徒自身であることを基本とし、そのため後述する「ふるさと・キャリア教育プロデューサー」が中心となって、その仕組みと体制を構築していく。

⑨ 「ふるさと・キャリア教育」を推進する人材を配置する

以上の計画を具体的に構想、企画、調整、実施するための人材が必要不可欠であることから、「ふるさと・キャリア教育プロデューサー」を配置する。

「ふるさと・キャリア教育プロデューサー」は、地域と学校をつなぐ（協働）ことが大きな役目であるが、それだけにとどまらず、地域の教育資源（人、モノ、コト）を掘り起こし、教材化し教員の授業や生涯学習活動での活用を図り、「ふるさと・キャリア教育」を一体的、総合的に推進する役目を担う。

また、活動を通じて得た知見をもとに、地域の素材に光を当てた地域製品の創出や、産業創造などの提案を、児童生徒や地域関係者に提案することも期待する。

⑩ 命の教育を基本とする

児童生徒がいじめや暴力で命を失わないための人権教育、地震津波などの自然災害、交通事故や不審者など人が関係することへの安全教育が重要である。

そのため、「命の教育」を基本とし、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、人

権教育や防災・安全教育の推進を図る。

具体的な事業としては、これまで同様、学校、地域と連携した人権教育、防災教育・学習、避難訓練、それらに関する研究の他に、安否確認システムの導入検討、通学路安全対策連絡協議会の開催を進める。

(2) 地域創発人材育成プロジェクト

地域の課題は、姿かたちを変えて永遠にやってくる。このプロジェクトは、次から次にやってくる地域課題を解決する意志と能力を持った人材を育成するためのプロジェクトである。

① 「人材育成システム」(研修システム)の導入を図る

地域の課題を解決するのは、特定のリーダーや個人、団体だけが担うものでもなく、また公だけが担うべきものでもない。全ての町民に課せられた責務である。そのために、一人一人の変容を促し、個々の能力を最大化するため、新たな「人材育成システム」(研修システム)の導入を図る。このシステムは、研修を受講することで終わりではなく、研修において取り組むべき課題を設定し、具体的なアクションプランを立て、実行、振り返り、成果達成までのシステムとする。

その際、従来の人材育成システムの限界を十分認知し、人材育成システムプログラムの実施が目的にならないように、導入するシステムに信頼の寄せられる実績があるかどうか十分吟味をし、実績が認められない場合には無理な導入は避けるが、将来の導入に向けたリサーチと研究は継続する。

② 黒潮町職員が先鋒となる

先の人材育成システムを導入した場合、黒潮町職員が積極的にヴァンガード(先鋒)となってその研修に参画し、自らの職務に照らし合わせ、OJTを通じて課題解決能力を取得していく。

職員は、教員の授業や生涯学習の講師との調整や準備、場の設定などを担い、必要に応じて職務や経験を通じた町の課題や魅力を講義することも行う。

以上は、職員研修の一貫として行う。

(3) 切れ目のない子育て支援と教育プロジェクト

当町の子育て支援策は、妊娠期からのスタートが中心である。子育て支援を、子どもを育てる義務が生じた人、あるいは義務のある人という一面的な捉え方に終わることなく、その後の子育てを豊かに進めるためには、将来親となる一人一人が、そもそも正しい育ちをしておくことが重要であると考える。

かつてであれば、それらはおのおのの家庭で身についた知識や技術であったが、家族形態の変化により現代ではそのことが困難な家庭が多くなっている。

そのため、このプロジェクトでは、小学校や中学校、高等学校での保健の時間などを活用した基本的な生活習慣、生活リズム、早寝早起き朝ご飯、運動等の教育活動、保護者や家庭への支援と教育を切れ目なく実施する。

① 保育所、学校における家庭教育を充実させる

具体的には、特に乳幼児を預かる保育所において、専門家の支援を得ながら子育てに関する保護者教育を、今以上に回数、内容を充実させる。それらは福祉施策と連携した教育、啓発等講座、講演会等とする。小中学校においても基本的な生活習慣が身につけていない現状がみられ、発達段階に応じた保護者への教育活動を保育所同様充実させる。

これらについては、公の一方的な押し付けにならないように、子育てグループの育成などを図りながら、子育ての当事者と協働した取り組みとする。

② 訪問型子育て・教育支援を行う

しかし、以上のような施策を実施したとしても、そもそも保育所に入所していない家庭や、講演会、講座に参加しない家庭には、その策が届かない。これを解消するために、福祉部門と連携して在宅保育（子育て）の訪問型支援を行う。

③ 子育て支援員等を養成する

なお、子育て支援員の養成は、保育所における人材確保という目的もあり、高知県などが主催する研修会修了者には受講費の補助をする。

（４）地域総がかりふるさと教育啓発プロジェクト

子どもたちへの教育は未来への投資であり、その恩恵は自身の子どもの有無に関係なく受けるものである。したがって、未来を担う子どもたちの教育は大人の責任であり、この地に住む者全員（総がかり）で取り掛かるべきものである。

① 「チーム学校」を構築する

複雑化・多様化した様々な課題等を解決し、児童生徒の生きる力を育むため、教員同士や外部専門家等との連携・分担する体制を整備する。

チームとして学校を運営するための方策として従来通り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、看護師等を必要に応じて配置する。

② 学校と地域が連携して取り組む

学校と地域の関係では、「ふるさと・キャリア教育プロデューサー」を配置し、地域と学校をつなぐとともに、地域を題材とした教科学習の準備や実施において、教員と連携した企画、調整、運営をする。

町民の活動では、各種イベントの運営に協力し人の役に立つ体験を通じて、地域社会に参画・貢献する力を育成するために、ボランティアスタッフを募集し活動ができる場を設定する。

③ テレビやマスコミを活用する

児童生徒や町民の活動がテレビで流れることの効用は大きいものがある。いずれ

の取り組みも最大限IWK-TVの番組として放送する。一方で、児童生徒自らが、黒潮町に関するTV番組を制作し、IWK-TVで放送することで、地域のことを深く知りふるさに誇りを持つ意識を大きく育てるものになる。番組の長短に関わらず、子どもたちが作成したテレビ番組を積極的にIWK-TVで放送する取り組みを行うほかに、インターネットを活用した情報発信により移住や観光施策、産業振興にも波及効果をもたらすよう、関係機関と連携した取り組みとする。

(5) 教員が十分に子どもと向き合う時間を確保するプロジェクト

町の未来を創る子どもたちの教育の中心は学校である。まずは学校教育や環境が整備充実されなければならない。

しかし現在教員の多忙化が問題となっており、その改善が求められている。そのため教員として本来の業務に集中できる環境を整えるために、教員でなくても良い業務については、教員が担わなくてもよい手法などを導入する。

① 教員の多忙化を解消する

まず校務事務の効率化を図るため、校務支援システムの導入を検討する。これについては高知県教育委員会でもその導入が検討されているところから、黒潮町とシステムが重複しないように十分注意をしながら、導入メニューの検討を行う。あわせて教材や授業準備の効率化、指導方法の向上を目的に、ICT機器の整備充実を図る。

② 人的配置を行う

また、各校の学力向上や教職員の多忙化解消のために、教育研究所長、ALT、CIR、学習支援員、学校多忙化解消職員等を必要に応じて配置するほか、事務の共同化により事務効率を図るために共同事務支援室を設置しその充実を図る。

③ 業務の外注を行う

また、校務業務には学校行事の準備や片付け、環境整備など、教員でなくても良い業務に教員が忙殺されている場面が見受けられる。引き続き支援員の配置や、教員でなくてもよい業務については作業の委託を進める。

④ 適正な学校規模について検討を始める

現在町内には小学校8校、中学校2校あるが、数年後には入学生が一人もいないことも予想される学校もある。そのため、児童生徒数や地域の現状に応じた学校規模の適正化、小中一貫校、義務教育学校等について検討、地域にとっての学校の在り方や地域のかかわり方について議論を行う。

このほか保育、教育環境を整えるために、必要に応じて施設改修や防水工事、空調機器の整備を進める。また、地震対策として機器の更新にあわせ照明設備のLED化や、屋内運動場の天井設置物の落下防止対策も検討していく。

1. 基本理念

豊かな心で命を育み、つなげ故郷 ～自立、創造、継承、貢献～

教育は、一人一人が幸せな人生を実現できるための基本的な政策であり、社会発展の基礎となるものです。そのための教育は、学校だけでなく、私たち一人一人が当事者となり、子どもたちを中心に、大人も共に学びあい育ち合うことで高め合う、生涯学習社会を構築することが必要だと考えます。

私たちは、あらゆる社会環境の変化に対応し、自己実現のための「気づき」「挑戦」「配慮」に富んだ豊かな心を持つことのできるような環境の整備を目指すとともに、自立した（生きる力を持った）個人が、持てる個性・能力を活かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができ、個々の能力を社会のために活かす生涯学習社会の構築を目指します。

そのために、黒潮町の教育は命の教育を基本に据え、「自立」「創造」「継承」「貢献」の4つの理念とその実現に向け基本方針を定めます。

（自立）

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、活（生）きる力を身につけ、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる生涯学習社会

（創造）

新たな価値、未来と希望を創造していくことのできる生涯学習社会

（継承）

地域を知り、歴史を知ることで地域に誇り・愛着を持ち、その誇りを持って継承し発展させていくことのできる生涯学習社会

（貢献）

故郷に誇り・愛着を持ち、何時、如何なる時、如何なる場所に居ても、周りの人々・地域・社会に支えられていることを意識し、故郷ひいては社会の形成に参画し貢献していくことのできる生涯学習社会

2. 基本方針

- (1) 地域を知り、地域に愛着を持ち、新たな価値、未来と希望を創造していくことができるとともに、故郷を支え、生き抜く力をもった次世代の人材を育成します。
- (2) 地域と学校が連携・協働し、一体となって子どもたちを育む、地域づくりの拠点となる学校を目指します。
- (3) 一人一人が充実した人生を主体的に切り拓き、主体的に社会を創造し、個性と能力を最大化できる生涯学習社会を構築します。
- (4) 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを活かして、共に支えあい、高めあい、主体的に社会の形成に参画し貢献していくことができる人材を育成します。
- (5) 主体性をもった社会の担い手育成と、あらゆる世代が一体となった地域活性化の両立を目指すことで、志を果たしていける子どもたちの育成と、誰もが当事者として学校や故郷を創っていく地方創生の実現につなげていきます。
- (6) 行政と教育そして地域が連携し、子どもたちに地域で学ぶ場を提供することで、地域の強み・良さに気付いてもらい、愛着の心を育み、故郷を支えることのできる次世代の人材を育成します。

第四部 防災基本計画

1. 基本的な考え方

2012年3月に、南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計が、内閣府及び高知県から公表された。その内容は、最大震度が7、最大津波高が34.4mという極めて厳しいものであったが、黒潮町は、いかなる困難な状況に直面しようとも、まず住民の命を守るということを大原則とした取り組みを進めてきた。

「あきらめる」ことからは何も生まれない。それよりも、過去幾度となく繰り返された南海地震の甚大な被害からも、決してあきらめることなく「ふるさと」を再生してきた先人の経験に学び、現在の科学的知見による地震・津波のメカニズムをしっかりと理解し、一人の犠牲者も出さないための南海トラフ地震・津波対策を完成させることが何よりも大切であり、今を生きる私たちの責任である。

「あきらめない。揺れたら逃げる。より早く、より安全なところへ。」を共有の言葉とし、「避難放棄者」を出さないという基本理念をもって各施策に取り組んでいく。

(参考：黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方)

また、南海トラフ地震・津波以外の一般災害に関しても、黒潮町は災害が発生しやすい自然条件下にあり、県と共に、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきた。しかしながら、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失うことも起こり得る。

そこで、町においては、自然災害の防備に対しては、自然的な立地条件などに基づく科学的な対策並びに社会的な災害誘因を含めた総合的な見地から、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ住民の命を守るための対策を最重要視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。

(参考：黒潮町地域防災計画)

2. 重点を置くべき事項

(1) 南海トラフ地震・津波対策

南海トラフ地震・津波対策を進めるにあたっては、命を守る⇒命をつなぐ⇒応急期⇒復旧・復興それぞれの段階で取り組みを進める。その際、いずれの段階においても、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、町民が一体となって、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じていく。

地震から命を守るための備えは、まず住宅の耐震化、家具転倒防止対策が命を守る施策の根幹となる。住宅そのものの耐震化は、耐震診断の無料化、耐震設計、耐震改修への上乗せ補助により著しい進捗がみられた。今後は、現在の住民負担を維持できるよう国の制度を活用した住宅の耐震化を推進するとともに、さらなる耐震化率の向上に向け、耐震化をためらう理由の分析、新たな対策の検討を進める。屋内の家具転倒防止対策に関しても、地域内での協議を通じて課題の抽出を行い、必要な対策を講じていく。

津波から命を守るための備えは、これまで進めてきた避難路の整備や避難タワーの設置により避難困難地域が理論上解消できていると考えている。今後は、地域ごとの災害特性（到達時間や津波の高さ、浸水予想範囲など）に応じた対策を検討していく必要がある。南海トラフ地震・津波災害は、広範囲への被害が想定されており行政単独での対応には限界がある。それぞれの地域で命を守るためにどういった行動が必要か、地域の中で課題を共有し、検証を重ねていくことが重要である。地区防災計画の策定を通じて、地域の議論を促していく。自力での避難が困難な住民への支援には地域の協力が不可欠である。地域で行われる議論の中であわせて問題提起していく。また、津波浸水区域に所在する福祉施設については高台への移転も視野に入れ施設管理者と協議を進める。また、地震・津波から命を守る上で重要な要素となる情報の伝達に関し、本町が独自に整備を進めてきた情報通信インフラ、通信ネットワーク環境を最大限活用した効果的・効率的な実施に努めていく。命を守る上では、特に発災から72時間の対策が重要であり、迅速な情報収集・発信が住民をはじめとする災害関係者間において行われることが望ましい。これまで、防災知識の提供や災害の観測と予測、災害発生時の警報や復旧に向けた被災者への情報発信等に取り組んできている。引き続き、情報の精度と職員の運用能力の向上に努め、地震・津波による犠牲者ゼロを目指す。

命をつなぐための備えとして、迅速な応急活動や医療救護活動を行うための体制整備を進める。早期の道路啓開に向けた町内の建設会社との連携、県の道路啓開計画との調整など、被災直後の迅速なルートの確保に向けた検討を開始する。地域においても、避難所の耐震化、備蓄倉庫への備蓄品整備を進めるとともに、地域住民による自主的な避難所運営が行えるよう避難所ごとの運営マニュアルを策定する。また、避難所において、地震・津波等による傷病者への医療救護活動が確保されるよう、既に協定を結んでいる医療機関との連携訓練の実施や必要な医療救護所への医薬品の整備に取り組む。

復旧・復興への備えとして、平時のうちから地域住民との協働による復興の基本的な方針を検討し、あらかじめ復旧・復興に向けた合意形成の土台を作ることで、被災地域の特性、被災住民のニーズに即した復興まちづくりへとつなげていく。

以上の取組に加え、地震・津波への備えとして、平成29年11月1日から運用が開

始された「南海トラフ地震に関連する情報」への対応を新たに検討していく。これまで、地震は突発的に発生するという前提で対策を進めてきたが、発生の前兆により対応できるとすれば、避難行動要支援者、要援護者等の事前避難が可能となる。今後この情報を地震・津波対策への有意な情報としてどのように活用、運用していくか黒潮町内のモデル地区でのワークショップ等により掘り下げていく。浸水エリアにある地区では、改めてどのような避難行動をとることが可能か把握するため戸別避難カルテの更新等による基礎情報の整理を進める。

(2) 一般災害対策

近年頻発している記録的な集中豪雨等は、大規模な土石流や深層崩壊などこれまでの常識を超えた災害を引き起こしている。高知県下でも、平成26年8月の豪雨・土砂災害が甚大な被害を及ぼしたことは記憶に新しい。

本町においてもこうした現象に対応すべく、土砂災害警戒区域の該当地区においては、土砂災害への対策を地区防災計画の項目として位置づけ、地域ごとに対策を検討していく。避難行動に対する統一的な行動規範のない土砂災害では、それぞれの地区の地域特性により取るべき行動も変化する。住民が自分たちの地域特性を理解し、起こりうる災害に対する認識の共有を図ることで、自助、共助を基本とする土砂災害対策を講じていく。また、学校教育との連携により、地域の中での子どもたちの位置づけ、役割についても協議検討を進める。

(3) 総合的対策

町全体の防災力の向上を図るためには、町をはじめとする公的機関が災害発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取組を進めるだけでなく、地域住民が自らの生命を守る取組や地域内で支え合う取組を進めることが重要である。黒潮町防災は、自助、共助、公助それぞれが機能し合い、互いに連携することで構築される。

今後、町をはじめとする公的機関においては、国、県や各防災関係機関との連携強化を図りながら、黒潮町地域防災計画に基づく防災体制を構築していく。また、地区の住民が中心となって防災訓練に取り組むことで、自助、共助による防災のあり方を目指していく。

防災にかかる重点事項全てで関わりを持つ地域の消防団は重要な存在であり、平時から地域の担い手とならなければならない。しかし、近年の少子高齢化により消防団員の確保、消防団の維持が課題となっている。対策について消防団と協議しながら団員の確保に努め、地区防災の中心としての役割を担ううえで消防団員についてもそれぞれの地区での協議に参加するよう地域担当制の導入を図る。

1. 南海トラフ地震・津波対策

(1) 命を守る取り組み

地震及び津波による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策や津波から逃げるための対策が重要であることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、避難路の整備や緊急避難場所の確保等、迅速に避難するための整備、津波の発生を伝える情報伝達手段の構築を進める。また、あらゆる避難方法に関する対応を排除せず、可能な限り避難の選択肢を多く持つ対策を検討する。

安全な住宅地の創生については、地域住民の合意形成や町の財政負担等に対する課題が解消されるまでは、国の防災集団移転促進事業の活用は困難と判断し、他の制度による住宅地の整備を模索する。また、社会福祉施設等における防災対策として、避難行動要支援者、要援護者の入所する施設に対して施設管理者へ施設・設備の安全確保対策の実施を促すとともに、町としても必要に応じて支援、協力を行う。

現在進めている地区防災計画の取組みを継続し、災害における課題について解消できるよう協議を促す。また、今後は地区の話し合いの場への子どもの参画、学校の防災教育への地区からの出前授業等により地区と学校教育との相互連携を図りながら、防災が日常にある防災文化の創造を目指す。

	目標（H34）	実績（H29）
木造住宅耐震化戸数	1,000戸	347戸
ブロック塀の安全対策実施数	200箇所	72箇所
家具転倒防止対策実施数	450件	130件

① 耐震事業

地震への対応については、地震直後の強い揺れによる建物、ブロックの倒壊、家具等の転倒から身を守るため、今後も木造住宅耐震事業、ブロック塀対策補助事業、家具転倒防止対策補助事業の利用促進に努める。木造耐震住宅等堅調に申請が伸びている現状であるが、昭和56年以前に建築された住宅の状況を申請状況によって再整理し、ピンポイントで耐震化を図っていく。

緊急輸送道路として指定された国道56号沿道の建築物のうち、倒壊により路線を閉塞してしまう可能性のある建物については、高知県が診断までを義務付けており、最終的には耐震改修まで進めるよう支援を行う。また、南海トラフ地震等の大規模災害時における避難所の確保のため、協定を締結している民間の宿泊施設の耐

震化について早期の実施を図る。

② 避難道等整備事業

避難路の整備や津波避難タワーの建設など命を守るための避難空間の整備が概ね完成し、町民の意識も「避難をあきらめる」から「避難すれば助かる」という意識に変化している。今後も、残る避難道等の整備について平成30年度での完了を目指し取り組みを進める。

③ 防災施設改修、維持補修

整備された津波避難タワーや避難路等の管理台帳を作成するとともに、利用地区の自主防災組織と改修、維持管理のあり方に関して協議を進める。日常的な管理や簡易な修繕は各地区での対応となるが、それら以外の建造物の改修、補修等については町での対応となる。費用が単年に集中することのないよう管理台帳を活用しながら計画的に予算化していく。

④ 地区防災計画策定

引き続き、防災地域担当職員制度による町と地域住民とが協働した実践的な対策を推進する。各地区での防災に関する取組では、町と京都大学防災研究所とが連携してコーディネートする役割を担い、自主防災組織を単位とした地区防災計画の策定を支援する。住宅耐震、家具固定、整備された避難空間へどのように避難するか等、地区の特性、脆弱性を話し合う中で地区毎の計画を組み立てていく。地区防災計画は、計画書の策定だけが目的ではなく、その策定過程を通じて地区住民が地区の防災について認識を深めていくことが重要である。そうした観点から地区住民の共通認識の発展、深化させていくよう議論の成果を地区防災計画書として取りまとめる。その内容について評価できるよう指標を設定し検証する。検証の結果、評価の低い地区に対しては、防災への取り組みの底上げが図れるよう、評価の高い地区の取り組みを参考として改善に向けて支援強化して行く。

⑤ 他の部局との連携

災害を自分のこととしてとらえ、地震や津波に対する正しい知識と行動力を町民一人ひとりが身につける為の防災教育・学習を推進する。そのためには、現在学校教育で進めている黒潮町防災教育プログラムの取り組みを家庭や地域に広げることが重要である。相互が理解を深められ相乗効果が得られるよう、地域の会や催しにおいて、子どもたちが防災教育で学んだことや感じたことを発表する場を設けることや、学校の授業に地域の方が参加して地域の防災に関する出前講座の実施を検討する。学校で取り組む防災教育のみならず、地域や様々な主体の参画を得て防災

教育・学習を進める。社会福祉施設管理者による各施設の防災対策の状況について、ハード、ソフトの両面から実態を把握するとともに、必要に応じて対策の強化を促す。また、町の防災部局と福祉部局とが連携し、各施設における避難計画の作成を促し、長期的な避難を想定した町内施設間の連携、介護職員の応援派遣等の体制構築を推進する。さらに、津波による浸水の恐れのある地域に所在する施設の高台移転について、必要に応じて支援・協力していく。

⑥ ICT防災減災対策

これまで、町が運営するFTTH通信設備を基盤として、民間事業者通信回線網、他自治体FTTH通信設備、携帯・衛星通信キャリア回線との回線接続と冗長化を行ってきた。さらに、これらの資源を利活用した、告知放送、臨時災害FM局、公共Wi-Fi、複数のインターネット接続環境による災害情報の提供にも取り組んでいる。また、本庁舎の電源対策や配線類のスマート化による防災拠点化、災害時を考慮した職員端末の操作性の向上も計画的に実施してきた。

これらの仕組みは、緊急情報の発信から被害状況の把握や安否の確認などの情報収集まで、全ての災害フェーズに関わるものである。今後、これらの仕組みを運用するにあたって、運用ルールの周知徹底、職員のスキル向上、仕組みの分析、機能維持管理、設備拡張更新更改の5つを要件定義し、取組を進めていく。当面は、保有する資源の仕組みを分析し、適切に運用がなされるためのルール化やマニュアル化を行うことで担当職員の習熟度向上を図る。この過程を通じて、予めシステムや運用上の脆弱性、クリティカルなリスクなどを整理し、災害発生時の情報通信インフラ、通信ネットワーク復旧に向けたロードマップを作成する。

⑦ 「南海トラフ地震に関連する情報」への取り組み

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の新しい防災対応を国は検討している。検討の参考とするための内閣府のモデル事業によって浜町、芝地区で開催されるワークショップのなかで出された意見により、不確実な情報に対してどのような行動をとるのか情報の有意な活用方法、課題を整理し、町としての対応方針を決めていく。また、国から出される「ガイドライン」をもとに、町としての「事前情報が出た際の行動計画」の策定に取り組む。情報は自力避難が困難な方の事前避難の判断として特に有効であるため、地区の状況把握として戸別津波避難カルテを活用していけるよう更新を図る。情報が出された後の行動に対する住民ニーズについても避難カルテへの追加項目を設けて把握して行き、事前避難等の要望に対応できるか情報発表時の避難施設利用についても関係機関と協議し確保に努める。

(2) 命をつなぐ取り組み

まず、迅速な災害対応には早期の道路啓開が必要である。国道等の幹線道路は高知県道路啓開計画に基づく対応が基本となっており、町内の建設会社も応急期にはその対応が優先される。町として、町道等の道路啓開作業への繋がりを検討しておく。

未耐震施設となっている避難所については耐震化を進めるとともに、避難所運営マニュアルを整備し、訓練検証することにより災害時の円滑な避難所運営を目指す。また、緊急避難場所や避難所において必要な資機材等整備を進め、環境を充実させていくことで避難者の身体的、精神的な負担の軽減を図る。併せて、備蓄品、防災倉庫の整備についても対象者の意見を聞きながら、避難生活を想定した整備に努める。

また、地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、防災拠点施設や災害時の医療救護活動体制の整備を進める。応急対応能力を高めるため地震発生後の被害を想定した初動体制を確立するための訓練を実施する。

	目標 (H34)	実績 (H29)
防災拠点施設整備数	4箇所	1箇所

① 道路啓開計画検討

南海トラフ巨大地震発生後には、揺れや津波により各地で道路の寸断や断絶が発生し、負傷者の救助や救出、物資の輸送等に支障が出ることが想定される。高知県道路啓開計画では、防災拠点に至るルート of 早期復旧を優先する方向で計画の策定作業が進められている。町内の建設業者には県の啓開計画に沿った作業への対応が優先され、県道や町道等の啓開はその後の対応となる。しかし、町内各地の町道等においても多大な被害が想定され、被災直後の迅速な救出活動に移るためにもできるだけ早いルートの確保が必要になる。国、県の関係機関や町内建設業者との連携について、対応方針を時系列で整理した町道啓開計画の策定に向け検討を開始する。

② 避難所環境整備等

耐震化できていない町有施設や地区保有施設に関して、耐震診断を実施し、順次耐震工事を進める。耐震化された施設については、避難所として指定し地域防災計画に反映するとともに避難所運営マニュアルを作成する。作成後は、マニュアルを用いた訓練を実施し、地区住民を中心にマニュアルの検証、見直しを行う。また、県の補助事業を活用した環境整備（資機材購入、避難所整備）を行う。発災直後に一時的に避難する避難場所の環境整備に対しても地区による検討協議を促し、避難

所へ移動するまでの間を凌ぐための必要な環境、備品について地域防災対策総合補助金の活用等による整備を促進する。

③ 備蓄倉庫、備蓄品整備

避難者が比較的多いとされる緊急避難場所については、地区と協議の上で備蓄倉庫を整備している。備蓄倉庫の設置に際しては該当地区と管理に関する覚書を結び、順次備蓄品の整備を進めているが、避難道、緊急避難場所の整備完了後には、順次備蓄倉庫への備蓄品整備完了を図っていく。

また、主要の避難所中心に食糧、飲料水、その他生活用品の整備を進めているが、備蓄品を更新する際のローリングの仕組みや全備蓄品を配備するための容積が不足している。そのため、包括的に管理できる仕組みを構築すると共に被災時における支援、救援物資の受け入れを含めたスペースの確保、施設整備を目指す。

食糧についても現在1万人の避難者に対する1日分の備蓄を整備しているが、今後は更に2日分の確保についても検討を始める。

④ 防災拠点施設を整備

災害時の地域における救援物資の受入、保管体制や救助、消火活動時の情報伝達の迅速化を図るための防災拠点施設の整備を進める。また、平時から拠点施設を活用した消防団、地域住民による自主防災活動を行うことで災害時の連携体制強化を図り、防災に強い地域づくりを目指す。

⑤ 医療救護活動体制の整備

町の策定する災害時医療救護計画に基づき、避難所において医療活動体制が確保できるよう進める。医療分野での連携協定団体との災害時の応援体制の確立に向け、医療チームのバックアップ体制に関する連携訓練を実施する。また、町の詳細な行動計画の策定や医薬品の充実を図る。

(3) 復旧から復興

大規模地震発生後の対処としては、被災後間もない応急期対策の段階から本格的な復旧計画を経て、各地区の個性、被災特性、被災住民のニーズに即した復興まちづくりを進めることとなる。したがって、復興を見据えた応急期、復旧期の対応を検討しておく必要がある。

大規模な被害が懸念される津波浸水地域では、発災前から地域の抱える自然災害リスクや地区の特性、課題に対して復興の方針や手法を住民自らが考えとともに、関係団体の理解と協力についての合意形成が求められる。

町としても発災前にでき得る対策を洗い出すとともに、今後進められる高規格道

路の計画の中に落としこめる内容などがあれば、国に対して要望、要請しながら復興を見据えた整備を進める。

発災後、復旧に向けて必要となる様々な機能について、それらを配置しようとする特定の公共用地・施設が競合する可能性が高いことから、あらかじめ機能ごとの必要面積の算定とその配置を事前に調整すべく平成28年度に応急期機能配置計画案を策定した。ただ、現在の計画案は町有地を中心として機能を配置しているため、応急仮設住宅用地については用地に不足が生じており、公有地の拡大を含む新たな用地確保について再検討が必要なものとなっている。また、配置についても機能面の考慮がなされていないことから、計画案を再度検証の上、必要に応じて修正していく。

復興計画はその後のまちづくりにつながるため、町の振興策との関連性をもたせながら取りまとめる。

	目標（H34）	実績（H29）
仮設住宅用地の確保面積	100,000 m ²	73,500 m ²

① 応急期機能配置計画再検証

応急期機能配置計画を改めて整理するには、応急期機能配置計画に基づく個別計画との整合や町の復興を見据えた調整が必要である。まずは、東北の復興先進地の取り組みについて、丁寧な聞き取り調査を行うなど発災直後から復興期に起こりうる様々な状況を短期・長期で整理することが重要である。その上で、短期的な機能については、現在の応急期機能配置計画に基づき各個別計画との整合を図り、具体的な計画へと落とし込みを図っていく。長期に及び可能性のある応急機能については、その後の復興計画に大きく影響を及ぼすことから応急期機能配置計画の見直しを含めた再検証を行う。現在の配置では、公有地の利用可能な用地を中心として配置しているため用地に不足が生じているが、様々な整備が進んできた現状における被災想定の見直しによる必要面積と、公有地の拡大を含めた全体的な供給面積の総量を把握する。また、応急仮設住宅用地については、高知県が中心となって広域調整が進められているが、町外での用地確保となれば結果的に人口流出につながる懸念がある。そこで、仮設住宅の整備に加え、山間地の空き家の活用や災害公営住宅の建設等様々な可能性を検討する。

② 事前整備

現在の国道56号線に代わり、浸水しない高さを確保した佐賀・大方道路が整備されることにより、災害時の円滑な救助活動や物資輸送が可能となる。また、本道路の事業化に伴い実施される周辺整備に関する今後の計画において、町として事前

に津波災害に備えた防災、まちづくりに寄与できる場所を選定し、国へ提言していく。

③ 事前復興計画への取り組み

被災後の迅速な復興のためには、平時のうちから地域住民との協働による復興に関する基本的な方針等を検討し、事前復興計画を取りまとめることが重要である。

実際の被害が事前復興計画で想定したものと同一規模になるとは限らないが、あらかじめ復旧・復興に向けた合意形成の土台を作り、住民の安全確保と生活再建のバランスのとれたソフト・ハード両面への支援策について国や県と協議をしておくことで、より実効性の高い事前復興計画となる。事前復興計画の策定にあたっては、応急期機能配置計画と同様に、復興先進地である東北から経験に基づく課題や効果について聞き取り調査を行うなど、具体的に復旧・復興をイメージしながら、応急期との整合性のある事前復興計画となるよう取り組みを進める。

2. 一般災害対策

(1) 水防対策

近年、梅雨前線や台風に伴う集中豪雨により大規模な水害が全国的に頻発している。本町は、ここ数年、人的被害や大きな物的被害を受けていないものの、気象的にも、地形的・地質的にも水害の発生しやすい条件下にある。

水害が発生した場合、人命確保及び財産の被害を最小限にするためには、迅速かつ的確な水防活動が重要であり、黒潮町水防計画を見直すとともに風水害や土砂災害に対する取組を進める。水防に対する配備体制、災害対策本部の役割を明確にするため、事象に対する時系列の動きについて整理し可視化する。

	目標（H34）	実績（H29）
土砂災害に対する地区防災計画策定数	7	0

① 土砂災害に対する取り組み

地すべりやがけ崩れ等のいわゆる土砂災害は、発生の日時予測・場所特定が難しく、どの場所で危険が切迫しているか行政による把握や、避難に対する指示が困難な災害といえる。

平成30年度より取り組むモデル地区を選定してのワークショップにより、行政の情報を待つのではなく、地区住民全員による取り決め等による自主避難体制が確立できるよう協議を進める。ふるさと・キャリア教育等による土砂災害に対する地区の取り組みの紹介や、子どもたちが土砂災害等で地区の中でどのような役割を担うのか学校教育との連携により検討する。土砂災害対応について検討された内容をそれぞれの地区の特性に沿った地区防災計画へ組み込みを図り、土砂災害警戒区域にある全地区の地区防災計画の策定を目指す。

土砂災害対策としてのハード整備に関しては、危険箇所のがけ崩れ対策事業や治山事業等の事前対策について継続的に県へ要望していく。

ソフト対策としては、県の実施している土砂災害警戒区域の調査が平成29年度末に完了するため、町においてハザードマップを作成し、該当地区に戸別配布するなど、居住地の危険度の周知を図る。

② 風水害に対する取り組み

ここ数年、梅雨前線の影響による集中豪雨などで大規模な被害が各地で発生している。また、近年の台風は勢力が強く、大型化の傾向がある。こうした風水害への対応については、気候の推移や規模を見越した早めの行動や不測の事態に備えた体制整備が有効である。行政としての対応の抜けを防止するため、職員の優先すべき

行動をあらかじめ整理し、可視化しておくことで被害の最小化を図って行く。まずは、台風接近による災害配備に対してどのような体制によりどのタイミングで行動するか、職員が誰であっても災害時の対応ができる仕組みづくりやよう基準となるタイムラインを策定する。

3. 総合的対策

(1) 各種計画、訓練、関係機関及び組織との連携

本町では、南海トラフ巨大地震に限らず様々な災害について国、県が策定する各種計画に沿って各種計画書の作成を進めている。国、県の計画の内容について、町としての必要性を判断し、反映、調整しながら黒潮町地域防災計画に基づいた防災体系を構築する。

黒潮町総合防災訓練は、住民の参加率の向上を目指すとともに、全町避難訓練後の地区別防災訓練がより住民主体となるようシフトしていく。また、職員防災訓練は南海トラフ巨大地震を最優先の課題とし、その都度訓練の目的を明確にしたうえで計画性を持って実施する。

また、黒潮町総合防災訓練実行委員会の中で防災関係機関の各々の災害時の初動の動きに対する計画内容を共有し、訓練によりその対応を検証することで、自主防災会や消防団などとの連携のあり方、被災情報や指揮命令の伝達システムの確保等、被災時の動きを確認しながら実効性の高い連携体制の確立を図る。

	目標 (H34)	実績 (H29)
黒潮町総合防災訓練参加率	45%	37%

① 各種計画の策定、更新

黒潮町では災害対策に関する様々な計画書の作成を進めている。町の防災に関する計画は黒潮町地域防災計画を中心として町の地域ごとの防災に関することを定めており、状況の変化に対応できるよう適宜内容を見直すこととしている。

黒潮町の防災については今後も黒潮町地域防災計画を核として進めていくこととなるため、内容を具体化するためにも多くの職員が理解することが重要であるが、内容が多岐にわたっており全体的な理解には至っていない。現在の黒潮町地域防災計画の中から町の動きとして不可欠で重要な部分を抜き出したダイジェスト版の作成、全職員への配布により黒潮町地域防災計画に対する理解度を高める。

今後、国、県の各種計画が変更、策定された場合は、その内容が町に必要、有効であるかを判断し、必要に応じて黒潮町地域防災計画に反映する。

各種個別計画についても、黒潮町地域防災計画の変更に応じて修正、策定することで総合的な防災体系の構築を図る。

② 防災訓練

黒潮町総合防災訓練では、参加率を住民の防災意識の指標のひとつとしており、訓練への参加率が50%を超えるよう周知方法や訓練内容を見直していく。

また、総合防災訓練の中でも地区別で実施する防災訓練においては、地区の住民が中心となって訓練に取り組むことが、被災後に地区が主体となって活動していくために重要となる。地区防災計画は今後も地域担当職員を中心として構築していくが、訓練の実施は住民主体となるよう促していく。

職員防災訓練は南海トラフ巨大地震への対策、対応を重要かつ最優先の課題として取り組む。訓練前から各部局と情報共有を図り、訓練のコンセプトや目的を明確にした上で計画性、継続性を持って実施する。訓練等により災害時における状況に対応する法律がどのように影響するかを関係部署で洗い出し、法的解釈の整理を進める。また、法律より制限のかかる行為について大規模災害時の判断決定をどのようにするか事前に協議し確定をする。

③ 関係機関との連携

大規模災害の対応においては、町と防災関係機関が相互に連携を図り、防災体制を強化することが不可欠であり、黒潮町総合防災訓練時に組織する実行委員会での協議により災害時における関係機関の初動対応計画の共有化を図り、訓練により実行性を高め、災害に備えた応援要請、受入れの実施に関する協定の締結による体制づくりを進める。

また、防災関係機関との相互協力における業務遂行により、地区の自主防災会や消防団などと情報共有による連携を図れるよう、指揮命令の伝達が可能かどうか情報伝達手段の確認を行い、災害時に伝達システムが確保できるよう実効性の高い情報網、体制の整備を行う。

(2) 消防（団）力の充実、強化

黒潮町防災において縦串となる黒潮町消防団が、災害から黒潮町民の生命、身体及び財産を守るべく、より迅速かつ効果的に対応できるよう消防（団）力を充実、強化し、黒潮町の防災力を高める。

今後更なる高齢化の進展により要配慮者等の支援を必要とする者の増加が見込まれることを踏まえると、南海トラフ巨大地震のような大規模災害に対応するためには、地域の中で独立した指揮命令システムを有する実働部隊である消防団の役割はより一層重要となってくる。

災害対策においては、消火栓などの現地施設や資機材の整備と併せ、平時から消防団と消防署が連携をとりながら防災力を高めることが重要である。火災、地震、津波、風水害等あらゆる防災の中核であり、地域のコミュニティにおいても中心となって活動する消防団は、地区防災計画の策定、見直しの中でもその経験に基づいた意見を反映していくことが重要である。

	目標（H34）	実績（H29）
消防団備品配備数（エンジンカッター）	3	0

① 消防団充実強化

黒潮町消防団では、各種訓練により消火活動等の能力向上を図っているが、現場経験が少なく、即応力の維持・向上が課題となっている。平成29年度より3カ年計画として黒潮町消防団充実強化計画に基づき火災に特化した訓練や情報伝達訓練を実施する。訓練を通じて個人能力の向上、組織体制の強化を図る。

また、黒潮町総合防災訓練での訓練内容の決定や地区防災計画の策定など、地域活動のあらゆる場面で消防団が参画していくことで地域担当職員、自主防災組織、地域住民が一体となった災害に強い地域づくりを目指す。

消防施設、資機材については、火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう消防水利の整備を進める。整備にあたっては地域の要望、消防署の意見等を総合的に判断の上、緊急性、有効性の高い箇所から順次設置する。南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、住民の生命を守り現場での救助能力を高める資機材や消防団員自身の安全を守るための装備を各分団に順次配備していく。